

国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案に対する意見公募の結果及び改正案の決定

令和 6 年 7 月 24 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案（以下「改正案」という。）に関する意見（以下「提出意見」という。）に対する考え方についての上承を諮るとともに、改正案の決定について付議するものである。

2. 経緯

令和 6 年度第 7 回原子力規制委員会（令和 6 年 5 月 15 日）において、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和 36 年総理府令第 50 号）の全部を改正する規則（以下「改正規則」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領（原規放発第 20021926 号）の全部を改正する規程（以下「要領改正規程」という。）及び国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 29 項の運用について（訓令）（原規放発第 2102102 号）の全部を改正する規程（「訓令改正規程」という。）の案並びにこれらに対する意見公募を実施することが了承されたことから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募及び任意の意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

3. 意見公募の実施結果等

- (1) 期 間：令和 6 年 5 月 16 日から令和 6 年 6 月 14 日まで（30 日間）
- (2) 方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- (3) 提出意見数：20 件¹

4. 提出意見に対する考え方及び意見公募時の改正規則の案との差異（委員会了承事項）

提出意見に対する考え方については、別紙 1-1 のとおり了承いただきたい。また、意見公募時の改正規則の案との差異のうち意見公募手続によらないものについては、別紙 1-2 のとおり了承いただきたい。

5. 関係規則等の改正案について（委員会決定事項）

別紙 2 から別紙 4 までに示す改正案のとおり改正する決定を行っていただきたい。

なお、別紙 2 から別紙 4 までの改正案は、提出意見等を踏まえて記載の適正化等の修正を行っている。

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。

6. 今後の予定

改正規則の施行日は、令和6年10月1日としたい。また、要領改正規程及び訓令改正規程は、改正規則の施行の日から施行したい。

(添付資料)

- 別紙 1-1 国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案に対する御意見への考え方(案)
- 別紙 1-2 意見公募時の国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則の案との差異(意見公募手続によらない修正)(案)
- 別紙 2 国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則(案)
- 別紙 3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領の全部を改正する規程(案)
- 別紙 4 国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について(訓令)の全部を改正する規程(案)
- 参考 1 国際規制物資の使用等に関する規則に係る新旧対照表【見え消し版】
- 参考 2 国際規制物資の使用等に関する規則の別記様式【見え消し版】
- 参考 3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領の全部を改正する規程(案)【見え消し版】
- 参考 4 国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について(訓令)の全部を改正する規程(案)【見え消し版】
- 参考 5 国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案及び意見公募の実施(令和6年度第7回原子力規制委員会資料2)【一部抜粋】

国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案に対する御意見への考え方 (案)

令和 年 月 日

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
1 第1条第1号	<p>意見1) 第1条定義について 第1条第1項において、この規則で使用する用語は法の用語の例によるとされている一方、第2項において法に規定されるもののうち、国際規制物資に該当するものに限定する定義がある。</p> <p>この規則において、例えば「核燃料物質」といった場合、規則第1条に従い法第2条2項による定義と、同第2項に従い法の規定のうち国際規制物資に該当するものに限定される定義の2通り存在することにならないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。）の対象は、国際約束及び追加議定書に基づく保障措置の適用その他の規制を受けるものに限定されるため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第1条に規定されているとおり、法第2条第2項の定義を「この規則において使用する用語」と条件を付した上で、改正後の規則第1条各号において再定義したものであり、各用語については原案のとおりとします。 ➤ なお、「核燃料物質」については、規則第4条の表中で同様の定義をしており、これを改正後の規則第1条に移動したものであり、定義の範囲に変更はありません。
2 第1条	<p>意見2) 我が国における法令等は、日本語で記載されるのが通例である。今回の規則改正で、用語の定義で保障措置協定の条文を引用している箇所があるが、保障措置協定は英語で記述されているため、国内法に落とし込まれる際には、日本語にて規定されるべきと考える。</p> <p>以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日IAEA保障措置協定（以下「協定」という。）を引用せずに規定した場合、協定と規則の間で規定の違いによる解釈の違いが生じるおそれがあるため、可能な範囲で協定の条項を引用しました。協定の日本語による記載については、以下URLに掲載していますので御参照ください。 <p>○保障措置関係法令集 https://www.nra.go.jp/activity/hoshousochi/kankeihourei/index.html</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係

整理番号	御意見の概要	考え方
<p>3 第1条第12号～第14号</p>	<p>今回の国際規制物資の使用等に関する規則の改正案では、十四「非原子力利用国際規制物資輸出入者」とは、非原子力利用国際規制物資使用者であって、核燃料物質の輸出又は輸入を行おうとするものをいう。</p> <p>という定義が新たに追加されています。</p> <p>一方、日 IAEA 保障措置協定第 3 4 条には、下記のとおり、IAEA に対して「その物質の量、組成及び目的地を機関に通報する」のは、「その物質が明らかに非原子力目的で輸出される場合を除くほか」「その物質が明らかに非原子力目的で輸入される場合を除くほか」と規定されており、「その物質が明らかに非原子力目的で輸出される場合」や「その物質が明らかに非原子力目的で輸入される場合」は、IAEA に通報する義務はないと解されます。そもそも、言葉上からは、「非原子力利用国際規制物資使用者」は「非原子力目的」の核物質しか許可されていないように見えるので、その輸出入に関しては、日 IAEA 保障措置協定上、IAEA への報告義務がないように見えてしまうと思われます。</p> <p>しかしながら、実際には、十二「原子力利用国際規制物資使用者」とは、国際規制物資使用者であって、追加議定書第十八条 a に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用するものをいう。</p> <p>十三「非原子力利用国際規制物資使用者」とは、国際規制物資使用者であって、原子力利用国際規制物資使用者以外のものをいう。</p> <p>という定義の規定の流れの中で、「非原子力利用国際規制物資輸出入者」という新たな用語が定義されることとなっているわけで、そもそも、「国際規制物資使用者であって、追加議定書第十八</p>	<p>➤ 「輸出入に関しては、日 IAEA 保障措置協定上、IAEA への報告義務がないように見えてしまう」との御指摘ですが、利用目的の如何にかかわらず核燃料物質を輸出入する場合は、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）等に基づき、国際規制物資の使用許可等が必要となるため、「非原子力利用国際規制物資輸出入者」であっても、日本国政府として国際約束に基づく IAEA への報告義務は履行される必要があります。</p> <p>➤ また、平成 25 年の規則改正により、追加議定書第 18 条 a に規定する「核燃料サイクル関連の研究開発活動」を「原子力利用」と定義していますが、定義の解釈及びその運用に支障が生じていないことから、「非原子力利用」の意義も当然に自明であると考えられます。</p> <p>➤ 以上より、「非原子力利用国際規制物資使用者」、「原子力利用国際規制物資使用者」及び「非原子力利用国際規制物資使用者」の用語については、原案のとおりとします。</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係

整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>条 a に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用するもの」を「原子力利用国際規制物資使用者」と呼ぶこととしたために、「非原子力利用国際規制物資使用者」という言葉が生まれ、「非原子力」という用語が、日 IAEA 保障措置協定第 3 4 条の「非原子力」という用語と整合しなくなっていると考えられます。ちなみに、法令で「非原子力」の用例があるのは、国際規制物資の使用等に関する規則のみのようです。</p> <p>ということで、</p> <p>「国際規制物資使用者であって、追加議定書第十八条 a に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用するもの」は、例えば、「核燃料サイクル関連国際規制物資使用者」とし、</p> <p>「国際規制物資使用者であって、核燃料サイクル関連国際規制物資使用者以外のもの」は「非核燃料サイクル関連国際規制物資使用者」とし、</p> <p>「非核燃料サイクル関連国際規制物資使用者であって、核燃料物質の輸出又は輸入を行おうとするもの」は「非核燃料サイクル関連国際規制物資輸出入者」とすれば、</p> <p>日 IAEA 保障措置協定第 3 4 条の「非原子力」という用語との整合性の懸念を生じなくさせることができるのではないかと考えられます。</p> <p>規則で定義する用語が、上位の協定の用語との不整合との印象を与えるようなことは極力避けるべきと考えられ、今回、核燃料物質の輸出又は輸入を行おうとするものを新たに定義する必要性が生じたことをきっかけとして、協定の「非原子力」と整合しない用語を使用しない方向で改正すべきと考えます。</p>	

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>[参照] 日 IAEA 保障措置協定第 3 4 条</p> <p>(a) 日本国政府は、ウラン又はトリウムを含む物質であつて (c) に規定する核燃料サイクルの段階に達していないものが直接に又は間接に非核兵器国に輸出される場合には、その物質が明らかに非原子力目的で輸出される場合を除くほか、その物質の量、組成及び目的地を機関に通報する。</p> <p>(b) 日本国政府は、ウラン又はトリウムを含む物質であつて (c) に規定する核燃料サイクルの段階に達していないものが輸入される場合には、その物質が明らかに非原子力目的で輸入される場合を除くほか、その物質の量及び組成を機関に通報する。</p>	
4 第 1 条第 3 号～第 14 号	<p>改正案第一条</p> <p>第三項から第十四項までの文末の「ものをいう。」は「者をいう。」ではありませんか。</p>	<p>➤ 新訂ワークブック法制執務第 2 版において、「もの」は「あるものに更に要件を重ねて限定する場合」と示されていることから、原案のとおりとします。</p>
5 第 1 条第 4 号～第 12 号	<p>改正案第一条</p> <p>現行の第四条の二の三の本文中に規定されている「加工事業者等」が本文中から削除されているため、改正案第一条の定義に追加しては如何ですか。</p>	<p>➤ 改正前の各条項を精査した結果、義務を負っている者がわかりにくかったことから、今回の改正により、義務に係る条項ごとに対象者を列記することとしました。よって、「加工事業者等」の定義は規定しないこととします。</p>
6 第 1 条第 12 号・第 15 号	<p>改正案第一条</p> <p>制定主旨確認のために質問いたします。 「核燃料物質計量管理区域は、従前どおり、原子力利用国際規制物資使用者も設置することがありうるとの理解でよろしいでしょうか。」</p>	<p>➤ 御理解のとおり、原子力利用国際規制物資使用者は、従前どおり、核燃料物質管理区域を設定する必要があります。</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
7 第1条第17号	<p>【個別の条項について】 <u>(定義) 第1条</u> p10 (ページ数はpdf ファイルのものです。)</p> <p>・『十七 「在庫変動」とは、保障措置協定第九十八条 J(a)に規定する増加又は同条 J(b)に規定する減少をいう。』とありますが、保障措置協定第九十八条 J(a)及び(b)には、区分変更や事故増加等が規定されていません。このままでは、区分変更や事故増加等が「在庫変動」の定義から外れてしまうと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>➤ 御指摘を踏まえ、「在庫変動」とは、保障措置協定第九十八条 J (a) に規定する増加又は同条 J (b) に規定する減少その他の核燃料物質計量管理区域における核燃料物質の増加又は減少をいう。」に改めます。</p>
8 第1条第26号	<p>「機器検査とは」核燃料物質の計量及び管理に用いる機器（原子力規制委員会が所有しているもの及び国際原子力機関が所有されているものを除く）について、当該核物質の計量及び管理を適切に行うことができる状態に維持されていることを確認することをいう。</p> <p>他ではすべて“計量管理”となっている。</p> <p>“計量及び管理”か“計量管理”の何れか統一すべき。</p> <p><内容> 個人的には“計量及び管理（或いは計量・管理）”の方が判りやすい気がするが、過去数十年来、殆どの関連文書で“計量管理”（例えば、計量管理規程）と表記されているので現時点で全てを修正することは困難かもしれない 以上</p>	<p>➤ 「計量及び管理に関すること」のように書き下す場合は「計量及び管理」を用い、「核燃料物質計量管理区域」のように用語の一部となっている場合は「計量管理」を用いることとしています。</p>
9 第1条第29号	<p>8 ページの 10 行目「取り付けられた封印」、74 ページの 7 行目「されるべき封印」、107 ページの 11 行目「封印をさせ」は、記載を統一したほうがよい。 「封印（という物）を取り付け</p>	<p>➤ 改正後の規則第1条第29号、第30条第1項第2号及び第50条については、法の条項を引用して規定しているため、原案のとおりとします。</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	る」か「封印（という行為）をする」のどちらかに。	
10 第2条第1項	（国際規制物資の使用の許可の申請）第2条 p13 ・第1号について、「～ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載すること。」とありますが、資材と設備に限定していますが、何か理由があるのでしょうか。核燃料物質や核原料物質も含まれるべきではないでしょうか。	➤ 御指摘を踏まえ、資材及び設備に係る記載を削除しました。
11 第3条	改正案第三条 改正案第三条に提出期限の根拠の記載がありません。提出期限の根拠については、運用などではなく明確に規定していただきたい。	➤ 国際規制物資の使用の届出の提出期限については、法第61条の3第4項により「あらかじめ」と明確に規定されているため、今回の改正では重複する記載は削除しました。
12 第10条	改正案第十条 改正案第十条では提出期日を削除しているが、その理由は何かご教示いただきたい。提出期限の根拠については、運用などではなく明確に規定していただきたい。	➤ 国際規制物資の使用に係る変更の届出の提出期限については、法第61条の5第1項及び第2項により「あらかじめ」及び「変更の日から三十日以内に」と明確に規定されているため、今回の改正では重複する記載は削除しました。
13 第12条	<該当箇所> 案29頁 三 前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因 <内容> 「前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動」とは、どのようなものが該当するか。また、5/31の説明会で廃棄の記録の作成について発電用原子炉設置者も対象であるとしていたが、上記の「前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動」に廃棄が含まれるということか。（第12条	➤ 第12条第1項の表発電用原子炉設置者の項第1号の在庫変動には、別記様式第4注13の表における輸入、国内受入れ、開始点受入れ、輸出、国内払出し及び前段階戻入れが該当します。 ➤ 同項第2号の在庫変動には、別記様式第4注13の表における事故損失が該当します。 ➤ 同項第3号の在庫変動には、別記様式第4注13の表における上記以外の全ての在庫変動が該当します。このため、当該在庫変動には廃棄が含まれ

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	の表において、製錬事業者以外の欄には廃棄の記録についての記載がない。）	ます。
14 第12条	<p>コメント-2 国際規制物資の使用等に関する規則等の改正に関する事業者説明会資料 P. 41 工場又は事業所内において行われる廃棄の記録 第十二条（記録）の記録事項欄に「二 核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄の数量又は損失（事故損失を除く。）の数量及び理由」と記載されていますが、ここでの種類別とは元素コード別に示すということでしょうか？種類指定があればご教示願います。</p> <p>また、廃棄の理由につきましては計量管理規定で定めた廃棄の手続きに応じた記載内容（測定済廃棄又は保管廃棄）でよろしいでしょうか？若しくは具体的な理由を示すとした場合、どの程度の内容を記載すべきかご教示願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 核燃料物質の種類別とは、元素コード別を意味します。 ➤ また、廃棄の理由については、計量管理規定で定めた廃棄の手続きに応じた記載内容（測定済廃棄又は保管廃棄）を記載した上で、改正後の規則第48条に基づく報告に必要な事項があれば記載してください。
15 第12条	<p>1. 国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（案）44頁（第12条 表第一欄 使用者）</p> <p>・「使用者」とは、原子炉等規制法第五十二条第一項に基づき核燃料物質の使用について許可を受けた者であるため、改正後の第12条 表第一欄の使用者について、第二欄の記録事項第十から第十四の設備に係るものは該当しないのではないのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「使用者」は、法第52条第1項により核燃料物質の使用の許可を受けた者ですが、法第61条の3第1項第5号に規定するとおり、使用者が国際規制物資である設備を、法第52条第1項の許可を受けた（核燃料物質の）使用の目的に使用することが考えられます。 ➤ したがって、改正後の規則第12条の使用者の項第10号から第14号までの設備に関する記録は必要になります。
16 第14条	改正案第十四条	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 計量管理規定の提出期限については、法第61条の8に「原子力規制委員会規則で定めるところに

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	計量管理規定の提出期限の根拠の記載がありません。提出期限の根拠については、運用などではなく明確に規定していただきたい。	より、計量管理規定を定め、 <u>国際規制物資の使用開始前に</u> 、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定されているため、重複することから改めての規定はしていません。
17-1 第14条	コメント-3 国際規制物資の使用等に関する規則等の改正に関する事業者説明会資料 この度の法改正における報告の見直し（追加、統廃合等）や各種義務の追加等に係り、当社においても計量管理規定の改訂作業を進めるところではありますが、本会合内において必ずしも10/1までに認可を受けなければいけないものではないとのご説明があったことから、仮に10/1までに認可を受けられなかった場合の経過措置期間がございましたらご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者が定める計量管理規定に、義務の追加が必要な場合は、速やかに変更認可を受ける必要があります。 ➤ 一方、事業者が定める計量管理規定に、義務の追加が伴わない場合（条ずれなど）は、他の変更認可が必要な事項にあわせて、変更認可の申請を行ってください。 ➤ なお、今後改正事項について、平成30年改正時と同様に周知してまいります。
17-2 第14条	4. 事業者説明会資料 55 頁（計量管理規定の変更について） ・5月31日に開催された事業者説明会において、条ずれに伴う計量管理規定の変更認可はすぐには必要ないとのことでしたが、この事について事務連絡等（過去例：原規放第18042014号、平成30年5月11日付け）は発出されるのでしょうか。また、条ずれ以外でも法改正に伴う変更（用語の定義の変更、別表からの対象外報告の削除）であれば同様という認識でよろしいでしょうか。	
18 第14条	5. その他 ・計量管理規定（LOF）のひな型を改訂する予定はございますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設外の場所（以下「LOF」という。）の計量管理規定のひな型を改訂し、原子力規制委員会のホームページに公開する予定です。

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
19 第15条第2項	<p><u>(保障措置検査) 第15条 第2項</u> p65</p> <p>・「六 試料提出」について、法第61条の8の2第2項で規定されている検査を実施する主語は「原子力規制委員会の指定する当該職員」なので、「六 試料提出」は提出でなく「収去」ではないでしょうか。</p>	<p>➤ 法第61条の8の2第2項第3号「核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。」の記載に合わせ、原案のとおりとします。</p>
20 第18条	<p><u>(国際特定活動の届出) 第18条</u> p68</p> <p>・届出事項の三号の「管理されたアクセスによる可能性がある場所」についてです。</p> <p>AP 年次申告 2. a. (iv)では、管理されたアクセスについては場所及びその理由（安全上、核物質防護条上の理由など）も併記していますので、届出事項としても「管理されたアクセスによる可能性がある場所及びその理由」とするのはどうでしょうか。</p> <p>※事業者が記載した場所が適切であるかを判断する材料としても、理由の記載があるほうが良いと考えます。</p>	<p>➤ 御指摘を踏まえ、国際特定活動の届出において、「管理されたアクセスの可能性がある場所及びその理由」に改めます。</p>
21 第48条第1項	<p><u>(報告の徴収) 第48条</u> p91</p> <p>・第1項について、文末の「。」が抜けています。</p>	<p>➤ 改正後の規則案第48条第1項の文末に「。」を追加します。</p>
22 第48条第4項 別記様式第5	<p>核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(1)(OCR1)の53欄の「中性子寄与」及びその注釈「注25 第3次日米協定の対象であるプルトニウムを含む特定燃料体を装荷した原子炉で生産されたプルトニウムの場合は「N」と記載すること。」に関しては、今回、特に改正なしとされています。</p> <p>この部分は、そもそも、1988年の日米原子力協力協定時の合意議事録4.の「両当事国政府は、特殊核分裂性物質の生産に対する</p>	<p>➤ 相対的寄与を反映する方式に関して、日米政府間で合意された旨の記録の存在を確認することができないため、別記様式第5(OCR1)は原案のとおりとします。</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係

整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>特殊核分裂性物質その他の核物質の相対的寄与を反映する方式を開発するために、相互の及び他の政府との討議を開始することが確認される。」を踏まえ、この相対的寄与を反映する方式が合意された時に、その対象となるプルトニウムを明確化させるために「N」と記載することとしたもの、すなわち、1988年当時、日米間で未だ、相対的寄与を反映する方式が決まっていなかったために設けられたものであると考えられます。</p> <p>実態的には、その相対的寄与を反映する方式の影響を受けるのは、高速増殖原型炉「もんじゅ」のブランケット燃料中に生成されるプルトニウムの場合と考えられますが、同ブランケット燃料は既にすべて炉から取り出され、それぞれの取出し時点で、日米間で合意された相対的寄与を反映した方式にしたがって国籍が付与されたはずと考えられます。</p> <p>ということで、相対的寄与を反映する方式が日米間で合意された以降においては、事業者に注25に基づき「N」と記載させる義務を課す必要がなくなっており、OCR1の53欄の「中性子寄与」の欄は、不要になっているのではないかと考えられます。</p> <p>今回の、国際規制物資の使用等に関する規則等の改正においては、これまでの規制経験を踏まえ、保障措置の活動をより効果的かつ効率的に実施するための改正も合わせて行うとされていることから、本件に関しても、事業者に対する必要なくなった義務の削減の観点から、改正が行われてしかるべきと考えます。</p> <p>なお、53欄のカラム自体の削除は、事業者にシステム変更の負担を課すこととなるので、「N」と記載することを求めている注釈のみの削除が適当と考えられます。</p>	

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
23 第48条第3項・第4項・第7項 別記様式第4 別記様式第5	ICR, OCR1等の様式2ページ目において表紙に記載している工場又は事業所名等の重複した内容は削除されているが、注釈のページも同様に削除することで問題ないか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今回の改正を踏まえ、不要な注釈については削除し、必要な注釈は残して原案としています。
24 第48条第7項 別記様式第8	MBRは表紙が横向き様式に変更されているが、従来どおり縦向き様式での提出でも問題ないか。(2ページ目は従来と変わらず縦向き様式のため、表紙も2ページ目に合わせて縦向き様式で提出させていただきたい)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 様式ごとに縦横を統一するため、別記様式8(その1)(MBRの表紙)を縦向きに改めますので、(その1)及び(その2)を縦向きで提出してください。
25 第48条第7項・第8項	p94-95 ・第7項及び第8項について、使用済燃料払出し時の核的損耗報告が記載されていますが、再処理施設やプルトニウム燃料加工施設が定期的に報告している核的損耗(プルトニウム241の自然崩壊)の報告もこの項で読むのでしょうか。対象者が、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者のみですが問題ないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再処理事業者及び使用者については、改正後の規則第48条第7項及び第8項には該当しません。 ➤ ただし、当該事業者が自主的に提出することを妨げるものではありません。
26 第48条第13項	お世話になっております。 以下のとおり、コメントさせていただきます。 (コメント No.1) 操業・受払・実在庫確認計画 国際規制物資の使用等に関する規則等の改正に関する事業者説明会 資料) p.27 第48条(報告の徴収)のQAについてのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 報告期限前に計画の追加又は変更が生じた場合は、提出期限までに、追加又は変更された計画も含めた全計画を再度報告してください。 ➤ 報告期限後に計画が追加又は変更された場合は、既に提出された報告書についての修正を再度報告する必要はありません。

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>QA 抜粋</p> <p>「当該期間に入ってから再提出の必要はありません。なお、提出後直ちに変更が発生した場合は、IAEA への情報提供の必要性について判断する必要があるため、原子力規制庁・指定情報処理機関（核物質管理センター）へご相談下さい。」</p> <p>(コメント内容)</p> <p>海外輸入燃料等については、輸入時期等が明らかになるのが、遅くなる場合があります、その場合は変更連絡にて、受払計画等についての新規予定の追加として変更報告を提出しています。</p> <p>改正の主旨としては、大まかな受入時期を IAEA に伝えるもので、既に報告した受入時期の変更する場合の連絡は不要という理解なのですが、計画を新たに追加する場合も変更連絡が不要となるのでしょうか。</p>	
27 第 48 条第 13 項	<p>意見 3 :</p> <p>改正第 48 条の「報告の徴収」における第 13 項の報告についてコメントさせていただきます。</p> <p>第 13 項の報告は、報告番号による連番管理を付与しなくなるにより、報告内容が存在しない半期においては、「A」報告は不要という理解で良いでしょうか。</p> <p>以上</p>	<p>➤ IAEA に対して報告内容が存在しないことを報告する必要があるため、報告内容が存在しないことを示す「A」報告は必要です。</p>
28 第 48 条第 13 項～第 15 項・第 18 項	<p>意見 2 :</p> <p>改正第 48 条の「報告の徴収」における第 13 項と第 14、15 項の関係についてコメントさせていただきます。</p> <p>第 13 項の報告は、第 14 項及び第 15 項の内容を含めたものと</p>	<p>➤ 御理解のとおり、同一の輸入計画であっても、改正後の規則第 48 条第 13 項の報告と、同条第 14 項又は第 15 項に基づく報告を行う必要があります。</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	なるのでしょうか。また、第 14 項及び第 15 項にて報告した内容に変更が生じた場合、第 13 項で既に報告した内容は変更せず、第 14 項及び第 15 項の報告のみを変更するという理解にてよろしいのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ また、同条第 14 項又は第 15 項に基づき報告した内容について、提出期限前に計画の追加又は変更が生じた場合は、提出期限までに、同条第 14 項及び第 15 項に基づき、追加又は変更された計画も含めた全計画を再度報告してください。加えて、同条第 13 項の報告をした者については、整理番号 26 を参照してください。 ➤ 提出期限後に計画が追加又は変更された場合は、同条第 13 項に基づき既に報告（様式第 12）された報告書についての修正の報告は必要なく、同条第 14 項又は第 15 項に基づく報告の変更報告（同条第 18 項、様式第 13）のみが必要となります。
29 第 48 条第 13 項	<p>2. 国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（案）94 頁 2 行目（第 48 条第 13 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業所は、実効値の合計が 1 未満（かつ 100 分の 1 以上）の使用者に該当し、現行の規定において操業計画報告書（第 7 条第 14 項）は対象外ですが、核燃料物質受払計画等報告書（第 7 条第 15 項）は提出しております。実効値の合計が 1 未満の使用者であるため、改正後の第 48 条第 13 項に規定する操業・核燃料物質受払計画等報告書について、報告の内容に関わらず一律不要という理解で間違いはないのでしょうか。また、PIT の計画が報告不要となっても、IAEA が実施する PIV に影響ないということでしょうか。 ・現行の第 7 条第 15 項に基づき提出した核燃料物質受払計画等報告書の内容について、法改正後に変更が生じた場合、再提出（修正報告）の必要はありますでしょうか。必要な場合、どのような 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御理解のとおり、実効値の合計が 1 未満の LOF については、改正後の規則第 48 条第 13 項に規定する操業・核燃料物質受払計画等報告書は不要となります。なお、IAEA が実施する実在庫量の検認（PIV）に影響はありません。 ➤ 改正後の規則の施行後は、規則第 7 条第 15 項に基づき提出した同報告書の内容について、提出期日前に計画に変更があった場合は正しい計画を再提出する必要がありますが、提出期限後の計画の変更については、変更報告は不要となります。

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	手続きとなりますでしょうか。	
30-1 第 48 条第 13 項 (第 15 条第 2 項第 9 号)	p98-99 ・第 13 項について、報告対象に「七 使用者（実効値の合計が一以上（略）に限る。）」とありますが、この定義では IAEA が定義する「施設」と比較して、漏れがないでしょうか。 IAEA の「施設」の定義には、以下の二つがあります。（保障措置協定第 98 条 I） ①原子炉、臨界実験施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場又は独立の貯蔵施設 ② 1 実効キログラムを超える量の核物質が通常使用される場所 上記 IAEA の定義①では、実効値による区切りがないため、1 実効キログラム以下であっても再処理や加工などの機能を有していれば、「施設」となります。第 13 項は IAEA へ提出する報告徴収のための条項ですので、IAEA が「施設」と定義している者は報告対象とすべきと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘のとおり、核物質が 1 実効キログラム以下であっても再処理や濃縮などの機能を有していれば協定第 98 条 I に規定する「施設」となりえるため、改正後の規則案第 48 条第 13 項第 7 号は、「使用者（保障措置協定第九十八条 I に規定する施設を有する者に限る。）」に改めます。 ➤ 同様の趣旨で、改正後の規則案第 15 条第 2 項第 9 号についても、IAEA が「施設」と定義しているものの中に、核物質が 1 実効キログラム以下、かつ、濃縮の機能を有するものが含まれるため、同項の記載を修正します。 ➤ 操業計画・受払計画報告書について、日本国政府は協定第 98 条 I に規定する「施設」の情報のみを IAEA への報告する必要があります。このため事業者は、工場又は事業所ごとに、施設に帰属する MBA か、LOF に帰属する MBA かを踏まえ、施設に関する報告を提出することになります。
30-2 第 48 条 13 項	コメント-1 国際規制物資の使用等に関する規則等の改正に関する事業者説明会資料 P. 26 操業・受払・実在庫確認計画（第 48 条 13 項） 第 48 条（報告の徴収）の「改正のポイント」において、実効値が 1 以下を扱う使用者は報告の義務はないとされますが、1 事業所で複数の MBA を有する場合、MBA 毎に報告要否を判断するというところでよろしいでしょうか？	
31 第 48 条第 13 項・第 18 項	(コメント No. 2) 核燃料物質輸出計画報告書 第 48 条 14 項 加国籍・第三国移転	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 計画期間中に新たな計画が生じた場合は、改正後の規則第 48 条第 18 項に基づき、変更報告が必要になります。その際は、別記様式第 13 に新たな

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>14 次に掲げる者は、カナダを供給当事国とする核燃料物質について再処理を目的としてカナダ以外の外国に輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>(コメント内容) 期間中に新たな計画の追加が生じた場合の条項は特に設けられていないと思いますが、追加が生じた場合の対応は不要という認識でよろしかったでしょうか。(例えば第48条14加国籍の第三国移転の目的は事前通告の担保であるため、この目的を達成するためには追加の連絡が必要になるように思えます。)</p>	<p>エントリーを追加し、注7ロのとおり、データ継続コードに「R」、注記コードに「X」を記載する必要があります。</p>
32 第48条第23項	<p>p105-106</p> <p>・第23項について、提出先の「原子力規制委員会に」が抜けています。また、同じ精度向上による再提出について記載している第12項と表現を統一するのであれば、「訂正した報告書を」の記載は不要と思われる。</p> <p>～十五日以内に、訂正した報告書を提出しなければならない。 → ～十五日以内に、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>➤ 御指摘を踏まえ、「、訂正した報告書を」を削除し、「原子力規制委員会に」を追加します。</p>
33 第48条第24項～第25項	<p>p106-107</p> <p>・第24項及び第25項について、「七 使用者」が対象になっています。現状、炉規法52条による使用許可を受けた者が、国際規</p>	<p>➤ 使用者が国際規制物資である設備を、法第52条第1項の許可を受けた(核燃料物質の)使用の目的に使用する場合、法第61条の3第1項の使用</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	制物資である設備を使用しようとする場合は、別途炉規法 61 条の 3 の使用許可を取得していると思いますが、今後は別途炉規法 61 条の 3 の使用許可を取得する必要はないということによろしいでしょうか。	許可は不要です。
34 第 48 条第 26 項	p107-108 ・第 26 項について、今回の改正により法 61 条の 3 の許可を持つ使用者（少量国規事業者）が対象から外れています。少量国規事業者は、事故損失があっても直ちに報告する必要はないということによろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法 61 条の 3 第 1 項の許可を持つ少量国規物使用者は、IAEA への特別報告が不要な数量の核燃料物質しか扱わないため、第 26 項に基づく報告義務はありません。 ➤ ただし、事業者が定める計量管理規定に基づく事故損失の連絡は必要です。
35 第 48 条第 30 項	改正案第四十八条第三十項 「管理されたアクセスによる可能性がある場所」は追加議定書の文言を参照したものと推察しますが、表現方法としては「管理されたアクセスの可能性がある場所」が適切ではありませんか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、「管理されたアクセスの可能性がある場所」に改めます。
36-1 第 48 条第 29 項 別記様式第 23	p177 ・様式第 23 について、注 9 で、「管理されたアクセスによる可能性がある場所」についても記載するように求めています。 AP 年次申告の 2. a. (iii) では、管理されたアクセスについては場所及びその理由（安全上、核物質防護上の理由等）も併記しています。注 9 の記載も「管理されたアクセスによる可能性がある場所及びその理由」とするのはいかがでしょうか。 ※事業者が記載した場所が適切であるかを判断する材料としても、理由の記載があるほうが良いと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、改正後の規則案第 48 条第 30 項及び別記様式第 23 注 9 を「管理されたアクセスの可能性がある場所及びその理由」に改めます。 ➤ 年度報告後に建屋情報の変更があり、かつ、管理されたアクセスの可能性がある場所に該当する場合は、改正後の規則第 48 条第 30 項に基づく変更報告を行う必要があります。 ➤ なお、管理されたアクセスの期間を改正後の別記様式第 23 に記入している場合であって、期間を変更するとき又は未定であった期間が決定したときは、管理されたアクセスの可能性がある場所
36-2 第 48 条第 30 項	改正案第四十八条第三十項	

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	前段は「場所を変更するとき」、後段は「変更の内容を」となっています。報告する事象が「場所を変更するとき」のみを対象としているのであれば、後段を「変更の場所」として揃えたほうが良いと考えます。	<p>が変更されることと同義であるため、報告の対象となります。</p>
36-3 第48条第30項	改正案第四十八条第三十項 年度報告後（1月以降）に建屋情報の変更（新規建屋の設置や仮設事務所の解体など）があった場合にも、その都度報告が必要となりますか。	
36-4 第48条第30項	3. 国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（案）106頁7行目（第48条第30項） ・「管理されたアクセスによる可能性がある場所を変更しようとするとき」は、変更の内容を原子力規制委員会に報告しなければならないとありますが、時期を変更するとき、または未定であった時期が決定したときには、報告の対象となりますでしょうか。報告の対象となる場合、どのような手続きとなりますでしょうか。	
37 第48条第30項	<p><該当箇所> 案106頁7行目 …管理されたアクセスによる可能性がある場所を変更しようとするときは、…原子力規制委員会に報告しなければならない。 <内容> ・報告のフォーマットは定めないとのことだが、報告の方法はどのようなものを想定しているか。（郵送か電子メールか、第51条の電磁的記録媒体提出票が必要かなど） ・一時的な変更も含めて報告する必要があるのか。また、管理アクセスを解除する場合についても同様に報告が必要か。例えば、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 郵送、電子メール、電話等いずれの方法でも可能です。IAEAへの速やかな報告に資するように、非法定様式として報告書ひな形をホームページに掲載する予定です。 ➤ したがって、紙媒体の報告書の提出を前提としていないため、改正後の規則第48条第30項に係る電磁的記録媒体による手続の規定は不要であり、改正後の規則案第51条の記載を修正します。 ➤ また、管理されたアクセスの可能性がある場所に

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	工事により一定期間アクセスが制限される場合や、廃止措置の進展や配置換えなどにより防護対象が変更となり、管理アクセスが不要となる場合があげられる。	<p>該当し、管理されたアクセスを希望する場合は、一時的な変更も同条第 30 項に基づき報告する必要があります。</p> <p>➤ ただし、管理されたアクセスの期間を改正後の規則第 48 条 29 項に基づき記入している場合であって、期間に変更がない場合は同項に規定した内容に変更がないため、同条第 30 項に基づく変更の報告は必要ありません。</p>
38 第 51 条	<p>(電磁的記録媒体による手続) 第 51 条 p112</p> <p>・別記様式第 29 ではなく、別記様式第 28 であると思います。p183 の様式も別記様式第 28 になっています。</p>	<p>➤ 御指摘のとおり、電磁的記録媒体提出票は、様式番号のずれを反映し、別記様式第 28 とします。</p>
39-1 附則	<p>意見 1 :</p> <p>改正第 48 条の「報告の徴収」における各種報告書の鑑のフォーマット変更についてコメントさせていただきます。</p> <p>弊機構においては、報告数の多さに鑑み、改正第 48 条に基づく各種報告書の作成をシステム化し、報告書及びその鑑を作成しております。しかし、本規則の施行が 10 月 1 日とされていることに対し、弊機構におけるシステム改良の仕様検討、契約手続、改良作業等の納期を考慮すると、10 月 1 日の規則施行までにシステムの改良を完了させることは困難です。このため、改正第 48 条の各種報告書の鑑については、移行期間（例えば 1 年間）を設けていただけるよう要望します。なお、改正第 48 条第 13 条に関しては本要望の対象外とします。</p>	<p>➤ 御指摘を踏まえ、附則にて、改正後の規則第 48 条に定める様式にかかわらず、この規則の施行の日から起算して 2 年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる旨を定めます。</p>
39-2	当社において、本規則に基づき NRA に提出する計量管理関連の報	

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
附則	<p>告書のうち、毎月提出する報告書はシステム化していることから、システム改修が必須となる。システムを使用せずに報告できないか検討もしたが、実在庫調査実施報告書（PIL）は、エントリー一件数が数千件単位であり現実的ではない。</p> <p>また、システム改修におけるプロセスとして、予算策定、契約、実作業があり速やかな対応が困難である。このような状況から、本規則の改正後も、改正前の計量管理報告書が使用できるよう十分な移行期間（2年程度）を設けていただきたいことをコメントさせていただく。</p>	
39-3 附則	<p><該当箇所> 案 117, 122, 132, 136, 139 頁 別記様式第 4, 5, 8, 9, 10（第 48 条関係）（その 2） <内容> 別記様式第 4（第 48 条関係）（その 2）「在庫変動報告（ICR）」ではヘディング情報の上段（工場又は事業所の名称・所在地、施設の名称、報告期間、報告番号、扱者氏名）が削除されているが、本報告書の該当箇所はシステム出力しており、様式を変更する場合はシステム改修が必要となるため、移行期間（一定の期間、旧様式での提出を可とする等）等の措置を検討いただきたい。</p> <p>「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(1)(OCR1)」、「物質収支報告（MBR）」、「実在庫明細表（PIL）」、「核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(1)(OCR3)」も同様である。</p>	
39-4 附則	<p>【運用について】 報告書様式の表紙に記載する条項番号 ・5/31 の説明会でのご説明では、計量管理規定（国に提出する報告書の種類など）の変更は、必ずしも 10/1 までに実施しなくても良いとのことでした。</p>	

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10/1 までに計量管理規定の変更認可申請を行わなかった場合、10/1 から計量管理規定の変更認可を受けるまでの間、国に提出する報告書の表紙に記載する条項番号は、どのような記載が良いでしょうか。 ① 計量管理規定の変更認可までは、改正前の条項番号のまま ② 計量管理規定が変更認可されなくても、改正後の条項番号 ③ 計量管理規定の変更が認可されるまでは、どちらでも良い（受理される） ・（要望）説明会でも、一部の事業者からはシステム対応が間に合わないとの声もありました。 ③のように移行期間（経過措置）を設ける運用であれば混乱が少ないのではないかと考えます。 	
40 別記様式第 4	<p><u>別記様式</u> p123</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 4 注 13 の表について、区分変更「DN」がありません。原子炉施設において、燃料取出し時に天然ウラン（N）から劣化ウラン（D）への区分変更「ND」が行われますが、再装荷する際には劣化ウランから元の天然ウランに区分を戻す必要があります。これを考慮し、劣化ウラン（D）から天然ウラン（N）への区分変更「DN」も表に記載しておいた方がよいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、別記様式第 4 の注 13「区分の変更による数量の変動」欄に「劣化ウランから天然ウランへの区分変更 DN」を追加します。
41 別記様式第 12	<p>p148-149</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 12 について、鑑と報告ページとでタイトルが異なります。どちらが正しいでしょうか。 <p>鑑：操業・核燃料物質受払計画等報告書 報告ページ：操業計画・核燃料物質受払計画等報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、「操業計画・核燃料物質受払計画等報告書」に統一します。

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
42 別記様式第 12	p150 ・様式第 12 について、備考 3 に『保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な核燃料物質その他の試料の受払いについては、記載を省略することができる。』とありますが、「その他の試料」とあるため、IAEA 収去試料以外にも幅広く読むことができます。具体的にはどのようなものを想定しているのでしょうか。「保障措置の実施に必要な」が「その他の試料」に係っている場合、保障措置分析目的で輸入する標準試料は記載省略可ですが、保障措置分析以外の目的で輸入する標準試料は記載省略不可と読むのでしょうか。それとも、少量の標準試料や線源としての核燃料物質であれば、全て記載省略可と読むのでしょうか。	➤ 別記様式第 12 の備考 3 の記載の対象は、IAEA 収去試料の受払いであることから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 8 の 2 第 2 項第 3 号の規定により提出をさせ、又は第 68 条第 1 項、第 4 項、第 7 項若しくは第 8 項の規定により収去した試料の受払いについては、記載を省略することができる。」に改めます。
43 別記様式第 12	・様式第 12 について、備考 3 の『保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な核燃料物質その他の試料』という文言は、国規則改正前の試料提出（国規則第一条 2 の十四の定義）からの抜粋でしょうか。もしそうであるなら、この定義は今回の改正で『核燃料物質その他の試料』と単純化されています。したがって、備考 3 の内容も改正に併せて『核燃料物質その他の試料の受払いについては、記載を省略することができる。』もしくは定義した文言を使用して『試料提出の受払いについては、記載を省略することができる。』とした方がよいと思います。	
44 別記様式第 12 別記様式第 13	p149, 152 ・様式第 12 及び様式第 13 について、報告番号が無くなったため、報告行数の上限は「99」になると思います。「99」行以内で報告する旨、様式の脚注で明記されてはいかがでしょうか。具体的には、2024 年下期の国内受払の計画において、日にち単位の詳細なスケジュールで報告を行い、「99」行を超えている事業者	➤ 御指摘を踏まえ、別記様式第 12 の注 6 及び第 13 の注 6 に、「エントリー番号が「99」を超える場合は、「99」の次のエントリー情報を「01」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。」を追加します。なお、右下に頁番号を記載することから、同じエントリー番号であっても識別は可

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>がいます。予定年月日は 30 日以内の幅で報告可能なため、集約して行数を減らすことは可能なはずですが、事業者が自主的に詳細に報告したいと考えた場合を考慮し、「99」行以内で報告する旨のルールがあるとよいと考えます。</p> <p>もし、「99」行を超える報告を許容する場合は、その報告方法を明記する脚注があればよいと思います。例えば、報告ページ右上に枝番 (-1、-2) やページ数 (1/2、2/2) をつけるなど。ルールが無い場合、事業者によっては表紙を 2 枚用意したり、様々な報告が行われるかもしれません。</p> <p>(6/12 追記、郵送版には無いコメントです。)</p>	能です。
45 別記様式第 13	<p>p152</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式第 13 について、注 18 に『別記様式第 4 の注 26 の例により記載すること。』とありますが、別記様式第 4 の注 26 には「報告番号」と「エントリー番号」があります。様式第 13 は「エントリー番号」のみですが、問題ないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘のとおり、別記様式第 13 に「報告番号」は不要であるため、同様式の注 18 を「既に提出した報告書について修正をする場合は当該修正に係る報告書のエントリー番号を記載すること。」に改めます。
46 別記様式第 14	<p>p154</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式第 14 について、報告書のタイトルの下に『報告年月日 年 月 日』とありますが、『年 月 日』だけでよいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 別記様式第 14 注 11 において「既に提出した報告書について修正をする場合は当該修正に係る報告書の報告年月日を記載すること」となり、報告年月日欄を明示するため、原案のとおりとします。
47 別記様式第 23	<p>p176</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式第 23 について、「建物の説明（注 9）」の記載欄内に、縦に 2 本罫線がかかっていますが、罫線は不要ではないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘のとおり、別記様式第 23 「建物の説明」欄内の罫線は不要ですので、削除します。

保障措置検査等実施要領関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 1ページの3.1の7行目「保障措置検査の内容は・・・従い、実施する。」は「保障措置検査の内容は・・・従う。」のほうがよい。主従が一致するから。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘を踏まえ、3.1の7行目「保障措置検査の内容は・・・従い、実施する。」は「保障措置検査は・・・従い、実施する。」に改めます。
2	実施要領について <ul style="list-style-type: none"> 1ページの3.2の「原子力規制庁職員」は「原子力規制委員会」のほうがよい。法第68条第10項に、「原子力規制委員会は・・・当該職員に・・・封印をさせ、又は装置を取り付けさせる」と規定されているから。 	<ul style="list-style-type: none"> 本実施要領は、「原子力規制庁職員」が遵守すべき保障措置検査及び立入検査等の実施方法であることから、原案のとおりとします。
3	<ul style="list-style-type: none"> 2ページの1行目「施設外の場所」等」には「施設外の場所」以外の何が含まれるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 施設外の場所を除く加工事業者等の工場または事業所のうち、IAEAの査察（原子力規制委員会が行う実在庫検査と同時に実施する査察に限る。）が必ずしも毎年実施されない施設を意味します。
4	<ul style="list-style-type: none"> 2ページの6.1の2行目「検査に同行する原子力規制庁職員」について： 査察官ではない職員は何をするために同行するのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 6.1の「検査に同行する原子力規制庁職員」は、査察官が行う法第61条の8の2の業務について、支援を行う者を想定しています。
5	<ul style="list-style-type: none"> 2ページの6.2の1行目、同3行目の「検査の対象」は「検査等の対象」のほうがよいのではないかと？ 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘を踏まえ、「検査等の対象」に改めます。

事故損失・封印毀損解釈関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
1	訓令について ・ 1枚目の附則の1行目で引用している規則の法令番号を記載したほうがよい。1ページの6行目の例と同様に。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘のとおり、附則の1行目で引用している規則の法令番号を記載します。
2	法における「国際規制物資その他の物の移動」の記述はあるものの、「その他の物」の定義が不明確で具体的な説明が欠けています。このような状況は、法的な文書の解釈において一貫性を欠く原因となり得ます。したがって、法令や規則における用語の明確な定義と一貫した解釈を確保するために、解釈で解説を加えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 追加議定書に基づく補完的アクセスにおいて取り付けられる封印の対象は、基本的には国際規制物資であるが、補完的アクセスは、未申告の核物質がないことの確認のためにも行われます。 ➤ そのため、国際規制物資が存在していない場所や国際規制物資以外にも取り付けられる可能性があり、補完的アクセスの目的に応じて、封印の対象は異なるため、「その他の物」を明確化することは困難です。 ➤ なお、「国際規制物資その他の物の移動」の解説として、上記の主旨を文末脚注に加えます。
3	・ 1ページの2.の8行目「発生日」は「発見日」のほうがよい。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、「発見日」に改めます。
4	訓令案の1ページの8行目「工場又は事業所に搬入された時点」は、「当該工場又は事業所に現実に受け入れた時点」のほうがよい。規則案の別記様式第1の備考3の記載の例と同様に。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、製錬事業者の「当該工場又は事業所に現実に受け入れた時点」は、「工場又は事業所に搬入された時点」と同義であるため、改正後の別記様式第1注3を「工場又は事業所に搬入された時点」に修正します。
5	・ 1ページの2.の9行目「原因分析及び再発防止対策」と「原因や再発防止対策」の違いは、何を意味するのか？	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「原因や再発防止対策」は「原因分析及び再発防止対策」に統一します。
6	規則では、事故損失に対しては、加工規則第9条の16第1号などに規定されている核燃料物質の盗取や行方不明を除外する旨	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「事故損失」と「盗難」は、協定第98条J(b)(vii)「その他の損失」中でそれぞれ異なる概念として

事故損失・封印毀損解釈関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>の規定は存在していません。</p> <p>少なくとも「加工規則第9条の16 第1号等の規定に基づく報告をもって、原子力規制庁からIAEAに国際約束に基づく特別報告を行う」という運用がある場合、実務上は規則に基づく報告による一連の手続きが行われることとなります。</p> <p>しかし、規則では事故損失に対する報告を要求し、適用されること踏まえると、盗取又は所在不明の際の実務上の一連の手続きが行われたことをもって「加工規則第9条の16 第1号等1に規定する核燃料物質の盗取又は所在不明の場合は報告の対象とならない」とする根拠は不十分です。</p> <p>したがって、「加工規則第9条の16 第1号等に規定する核燃料物質の盗取又は所在不明の報告により、事故損失に関する報告がなされたとみなす」とすべきです。</p>	<p>規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 協定第68条に基づき、日本国政府からIAEAに対して行わなければならない核物質の損失に係る特別報告は、事故損失に限らず盗取や所在不明に基づく損失も対象となりますが、その原因・態様によらず、損失に係る報告が求められています。 ➤ このため、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）第9条の16 第1号等の規定に基づく報告がなされた場合、日本国政府として、IAEAに対して核物質の損失にかかる特別報告を行うこととなりますが、盗取や行方不明の報告をあえて事故損失とみなす必要はありません。
7	<p>注記1は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条、並びに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の規定に基づく報告が欠けています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、記載を修正します。
8	<p>「加工規則第9条の16 第1号等に規定する核燃料物質の盗取又は所在不明が発生し、その量が2.2（ア）又は（イ）に掲げる下限値以上の場合は、加工規則第9条の16 第1号等の規定に基づく報告」の「加工規則第9条の16 第1号等」の繰り返しは、強調</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、記載を適正化します。

事故損失・封印毀損解釈関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	のための意図的なものでしょうか？	
9	○コメント箇所 ・令和6年度第7回原子力規制委員会資料2 196 ページ 3. 運用上の留意点 注1 ○コメント内容 ・現行の記載では「封印のワイヤーが切れている又は切れかかっていることが確認された場合」となっているが、変更した意図を確認したい。	➤ ワイヤーが切れかかっている場合を、「外観から明らかに取り外し又は毀損」と判別することは困難であるため、記載を変更しました。
10	訓令について ・ 3 ページの1. の6行目「き損」は「毀損」のほうがよい。	➤ 御指摘を踏まえ、「き損」は「毀損」に改めます。
11	「事前に適切な対策により防止することが困難である場合等」の言葉は文中の「火事、地震等の際の従業員の安全確保、財産保護等の観点からやむを得ない場合」との関連性がありますか？	➤ 「自然現象などにより外れ又は毀損されたもののうち、事前に適切な対策により防止することが困難である場合」と「火事、地震等の際の従業員の安全確保、財産保護等の観点からやむを得ない場合」が、並列関係であることが分かるように記載の適正化を行います。
12-1	2「封印（紙製のものを除く。）」と、注2は、文意が同じものの解説がなされていますが、強調のための意図的なものでしょうか？注4において同様です。	➤ 御指摘を踏まえ、誤解を招かないように2. 解釈と重複している注2及び注4は削除します。
12-2	・ 4 ページの注4の1行目「IAEA」は「IAEAの指定する者」のほうがよい	
12-3	注4は、「又は」のフレーズが多いですが「若しくは」と「又は」は文意を踏まえても適切に用いられていますか？注5その他の全ての制改定範囲において同様です	

事故損失・封印毀損解釈関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
13	訓令案の3ページの最下行の2行上「委員会がした」は「委員会の職員がした」のほうがよい。法の規定どおりに。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、法第61条の8の2及び第68条の規定を参考に「IAEAの指定する者、原子力規制委員会の指定する職員又は保障措置検査員がした」に改めます。
14	・4ページの注1について： 監視カメラの視野が妨げられている状況は該当しないのか？	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 監視カメラの視野が妨げられる状況は該当しません。 ➤ ただし、監視カメラの視野が妨げられている状況は、施設附属書に基づき日本国政府からIAEAへの報告が必要なため、国への連絡が必要です。
15	・4ページの注4の3行目「毀損」： 自然現象などが原因によるものに対して使用する用語としては不適當。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「毀損」には、人為事象ではない物的な損傷を含むため、原案のとおりとします。

(案)

別紙1-2

意見公募時の国際規制物資の使用等に関する規則の全部を
改正する規則の案との差異（意見公募手続によらない修正）

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案	理由
<p>○原子力規制委員会規則第 号</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の三第四項から第九項まで、第六十一条の四、第六十一条の五第一項、第六十一条の七、第六十一条の八第一項、第六十一条の八の二第一項及び第二項、第六十一条の九の二第一項及び第三項、第六十一条の九の三第一項、第六十一条の九の四第二項、第四項及び第五項、第六十一条の十六第二項、第六十一条の二十三の二、<u>第六十一条の二十三の三第二項</u>、第六十一条の二十三の四、第六十一条の二十三の七第一項及び第四項、第六十一条の二十三の八第二項、第六十一条の二十三の十七第一項及び第二項、第六十一条の二十三の十八第二項、第六十一条の二十三の二十一並びに第六十八条第十項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第五十七条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、国際規制物資の使用等に関する規則</p>	<p>○原子力規制委員会規則第 号</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の三第四項から第九項まで、第六十一条の四、第六十一条の五第一項、第六十一条の七、第六十一条の八第一項、第六十一条の八の二第一項及び第二項、第六十一条の九の二第一項及び第三項、第六十一条の九の三第一項、第六十一条の九の四第二項、第四項及び第五項、第六十一条の十六第二項、第六十一条の二十三の二、<u>第六十一条の二十三の三第二項及び第三項</u>、第六十一条の二十三の四、第六十一条の二十三の七第一項及び第四項、第六十一条の二十三の八第二項、第六十一条の二十三の十七第一項及び第二項、第六十一条の二十三の十八第二項、第六十一条の二十三の二十一並びに第六十八条第十項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第五十七条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、国際規制物資の使用等に関する</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二十三の三第三項には、規則への委任規定がないため。</p>

一

(昭和三十六年総理府令第五十号)の全部を改正する規則を次のように定める。

第五章 雑則

(報告の徴収)

第四十八条 (略)

2～12 (略)

13 次に掲げる者のうち核燃料物質を受け入れたもの又は新たに受け入れるものは、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、操業の計画、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画に関し、別記様式第十二による報告書を毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の一月前までに（新たに次の各号に掲げる許可又は指定を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあつては、初めて核燃料物質を受け入れる期間の初日の一月前までに）、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～七 (略)

14～32 (略)

規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の全部を改正する規則を次のように定める。

第五章 雑則

(報告の徴収)

第四十八条 (略)

2～12 (略)

13 次に掲げる者は、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、操業の計画、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画に関し、別記様式第十二による報告書を毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の一月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～七 (略)

14～32 (略)

許可又は指定の後、長期にわたり燃料を受け入れる予定がない施設を、報告対象者から除外するため。

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十条の三第四項から第九項まで、第六十一条の四、第六十一条の五第一項、第六十一条の七、第六十条の八第一項、第六十一条の八の二第一項及び第二項、第六十一条の九の二第一項及び第三項、第六十一条の九の三第一項、第六十一条の九の四第二項、第四項及び第五項、第六十一条の十六第二項、第六十一条の二十三の二、第六十一条の二十三の三第二項、第六十一条の二十三の四、第六十一条の二十三の七第一項及び第四項、第六十一条の二十三の八第二項、第六十一条の二十三の十七第一項及び第二項、第六十一条の二十三の十八第二項、第六十一条の二十三の二十一並びに第六十八条第十項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第五十七条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の全部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

国際規制物資の使用等に関する規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
 - 第二章 国際規制物資の使用等に関する規制（第二条―第十九条）
 - 第三章 指定情報処理機関（第二十条―第二十四条）
 - 第四章 指定保障措置検査等実施機関（第二十五条―第四十七条）
 - 第五章 雑則（第四十八条―第五十一条）
- 附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「核燃料物質」とは、法第二条第二項に規定する核燃料物質のうち、国際規制物資に該当するものをいう。

二 「核原料物質」とは、法第二条第三項に規定する核原料物質のうち、国際規制物資に該当するものをいう。

三 「製錬事業者」とは、法第六条第一項に規定する製錬事業者（法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等を含む。）であつて、国際規制物資を製錬の事業の用に供するものをいう。

四 「加工事業者」とは、法第十六条第一項に規定する加工事業者（法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等を含む。）であつて、国際規制物資を加工の事業の用に供するものをいう。

五 「試験研究用等原子炉設置者」とは、法第二十三条の二第一項に規定する試験研究用等原子炉設置者（法第四十三条の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）であつて、国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供するものをいう。

六 「発電用原子炉設置者」とは、法第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等を含む。）であつて、国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供するものをいう。

七 「使用済燃料貯蔵事業者」とは、法第四十三条の七第一項に規定する使用済燃料貯蔵事業者（法第四十三条の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。）であつて、国際規制物資を貯蔵するものをいう。

八 「再処理事業者」とは、法第四十四条の四第一項に規定する再処理事業者（法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等を含む。）であつて、国際規制物資を再処理の事業の用に供するものをいう。

九 「廃棄事業者」とは、法第五十一条の五第一項に規定する廃棄事業者（法第五十一条の二十六第一項に規定する旧廃棄事業者等を含む。）であつて、国際規制物資を廃棄するものをいう。

十 「使用者」とは、法第五十五条第一項に規定する使用者（法第五十七条の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）であつて、国際規制物資を第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用するものをいう。

十一 「国際規制物資使用者」とは、法第六十一条の五第一項に規定する国際規制物資使用者（法第六十一条の九の三第一項に規定する旧国際規制物資使用者等を含む。第十六条第二項を除き、以下同じ。）をいう。

十二 「原子力利用国際規制物資使用者」とは、国際規制物資使用者であつて、追加議定書第十八条 a に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用するものをいう。

十三 「非原子力利用国際規制物資使用者」とは、国際規制物資使用者であつて、原子力利用国際規制物資使用者以外のものをいう。

十四 「非原子力利用国際規制物資輸出入者」とは、非原子力利用国際規制物資使用者であつて、核燃料物質の輸出又は輸入を行おうとするものをいう。

- 十五 「核燃料物質計量管理区域」とは、保障措置協定第九十八条Mに規定する物質収支区域をいう。
- 十六 「国際規制物資計量管理区域」とは、国際規制物資（核燃料物質を除く。）の収支を算定するために工場又は事業所内に設定される区域をいう。
- 十七 「在庫変動」とは、保障措置協定第九十八条J(a)に規定する増加又は同条J(b)に規定する減少その他の核燃料物質計量管理区域における核燃料物質の増加又は減少をいう。
- 十八 「バッチ」とは、保障措置協定第九十八条Cに規定するバッチをいう。
- 十九 「実在庫量」とは、保障措置協定第九十八条Pに規定する実在庫の量をいう。
- 二十 「実効値」とは、核燃料物質について、次に掲げるところにより算定した数値をいう。
- イ プルトニウムにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値
- ロ 濃縮度（ウラン二三三の量とウラン二三五の量とを合計した量のウランの総量に対する比率をいう。以下同じ。）が百分の一以上であるウランにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に当該濃縮度の二乗を乗じて得られた数値

ハ 濃縮度が千分の五を超え、百分の一に達しないウランにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に一万分の一を乗じて得られた数値

ニ 濃縮度が千分の五以下のウラン又はトリウムにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に十万分の五を乗じて得られた数値

ホ イからニまでに掲げる物質の一又は二以上を含むものにあつては、当該物質ごとに、それぞれイからニまでに掲げるところにより算出される数値を合計した数値

二十一 「燃料体」とは、原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。

二十二 「特定燃料体」とは、燃料体であつて、原子炉（臨界実験装置を除く。）で使用されるもののうち、プルトニウムを含むもの（使用済燃料を除く。）をいう。

二十三 「主要測定点」とは、保障措置協定第九十八条Kに規定する主要測定点をいう。

二十四 「帳簿検査」とは、帳簿その他の書類を確認することをいう。

二十五 「員数検査」とは、核燃料物質計量管理区域内に存在する核燃料物質について、その所在場所における員数を確認することをいう。

二十六 「機器検査」とは、核燃料物質の計量及び管理に用いる機器（原子力規制委員会が所有しているもの及び国際原子力機関が所有しているものを除く。）について、当該核燃料物質の計量及び管理を適切に行うことができる状態に維持されていることを確認することをいう。

二十七 「非破壊検査」とは、核燃料物質計量管理区域内に存在する核燃料物質の種類又は量について、非破壊測定により確認することをいう。

二十八 「試料提出」とは、核燃料物質その他の必要な試料を提出させることをいう。

二十九 「封印監視」とは、封印若しくは装置の取付け若しくは取り外し、取り付けられた封印若しくは装置の健全性の確認又は装置による記録の確認若しくは回収を行うことをいう。

三十 「サイト」とは、追加議定書第十八条bに規定するサイトをいう。

第二章 国際規制物資の使用等に関する規制

(国際規制物資の使用の許可の申請)

第二条 法第六十一条の三第二項の国際規制物資の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第六十一条の三第二項第三号の国際規制物資の種類及び数量については、当該国際規制物資に係る国際約束（保障措置協定を除く。）の締約相手国（国際機関を含むものとし、当該締約相手国又は国際機関が複数ある場合にあつては、当該複数の締約相手国又は国際機関。以下「供給当事国」という。）ごとに明らかにして記載すること。

二 法第六十一条の三第二項第五号の予定使用期間については、国際規制物資の種類ごとに記載すること。

三 法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者が法第六十一条の四第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨を記載すること。

（国際規制物資の使用の届出）

第三条 法第六十一条の三第四項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定使用期間

2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

(国際規制物資の貯蔵の届出)

第四条 法第六十一条の三第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定される貯蔵の期間

2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

(国際規制物資の廃棄の届出)

第五条 法第六十一条の三第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 国際規制物資の種類及び数量
- 四 予定される廃棄の期間

2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

(許可の取消し等に伴う届出)

第六条 法第六十一条の三第七項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定使用期間

2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

3 法第六十一条の三第七項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、三十日とする。

第七条 法第六十一条の三第八項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 国際規制物資の種類及び数量
 - 四 予定される貯蔵の期間
- 2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。
 - 3 法第六十一条の三第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、三十日とする。
- 第八条 法第六十一条の三第九項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定される廃棄の期間

2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

3 法第六十一条の三第九項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、三十日とする。

(法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者)

第九条 法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないうとする。

(国際規制物資の使用に係る変更の届出)

第十条 法第六十一条の五第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 使用の場所

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更の予定年月日

(合併及び分割の認可の申請)

第十一条 法第六十一条の五の二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 使用の場所

三 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により国際規制物資を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 合併又は分割の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し
- 二 前項第三号に規定する法人が法第六十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 三 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

（記録）

第十二条 法第六十一条の七に規定する記録は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、同表の第二欄に掲げる記録事項について、同表の第三欄に掲げるところに従つて記録し、同表の第四欄に掲げる期間、これを保存しなければならない。

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
----	------	---------	------

製錬事業者				
	一 核原料物質又は核燃料物質の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因	都度	十年間	
二 核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄の数量又は損失（事故損失を除く。）の数量及び理由	都度	十年間		
三 核原料物質又は核燃料物質の種類別の事故損失の数量及び理由	都度	十年間		
四 核原料物質又は核燃料物質の種類別の計量における誤差に基づく増減その他の増減の数量及び理由	都度	十年間		
五 核原料物質又は核燃料物質の種類別の月間の生産量又は消費量	毎月一回	十年間		

		加工事業者	
	六 核原料物質又は核燃料物質の種類別の在庫量	一 核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	二 核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容
	三 前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因		
	毎月一回（当該十年間において実在庫量の確認を行う場合にあつて	在庫変動の都度	在庫変動の都度
	毎月一回（当該十年間	十年間	十年間

<p>五 在庫変動を伴わないバッチの組替え（リバッチング）という。）の内容</p>	<p>四 核燃料物質の種類別の受払間差異（払出しに係る相手方から払出量として通知された量と受入れに係る核燃料物質計量管理区域において測定された量との差をいう。以下同じ。）</p>	<p>は、当該月において当該実在庫量の確認の開始前及び終了後それぞれ一回）</p>	<p>受払間差異の確認の都度</p>
<p>都度</p>			<p>十年間</p>
			<p>十年間</p>

	及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	六 核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のために行った手続に関する事項	
八 燃料要素中の核燃料物質の種類別の量	七 核燃料物質の種類別の在庫差（帳簿上在庫差の在庫量と実在庫量との差をいう。以下都度同じ。）	六 実在庫量の確認の都度	
の完了の都度			
燃料要素の被覆十年間		十年間	

<p>九 燃料集合体中の核燃料物質の種類別の 量</p>	<p>燃料集合体の組 立ての完了の都 度</p>	<p>十年間</p>
<p>十 核燃料物質の測定をするための機器の 校正記録</p>	<p>校正の都度</p>	<p>十年間</p>
<p>十一 試料の採取及び分析の記録</p>	<p>採取及び分析の 都度</p>	<p>十年間</p>
<p>十二 核燃料物質の月間の加工数量</p>	<p>毎月一回</p>	<p>十年間</p>
<p>十三 設備（国際規制物資であるものに限 る。この表の再処理事業者の項第十号に 掲げる設備を除き、以下同じ。）の種類</p>	<p>受渡ししの都度</p>	<p>十年間</p>

試験研究用等原 子炉設置者							
別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの 原因		十四	十五	十六	十七	一	二
設備の種類別の損失の数量及び理由		設備の種類別の廃棄の数量及び方法	設備の種類別の使用の状況の変化	設備の種類別の在庫量	核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び	
損失の都度		廃棄の都度	使用の状況の変 化の都度	毎年一回	在庫変動の都度	在庫変動の都度	
十年間		十年間	十年間	十年間	十年間	十年間	

四 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	<p>三 前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因</p>	<p>当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容</p>
挿入の都度	<p>毎月一回（当該十年間）において、当該月にあっては、当該月において当該実在庫量の確認の開始前及び終了後それぞれ一回）</p>	
取出後十年間		

<p>五 リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量</p>	<p>毎月一回</p>	<p>十年間</p>
<p>六 使用済燃料の種類別の取出量</p>	<p>取出しの都度</p>	<p>十年間</p>
<p>七 取り出した使用済燃料の燃焼度</p>	<p>取出しの都度又は は毎月一回</p>	<p>十年間</p>
<p>八 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p>	<p>配置又は配置替 えの都度</p>	<p>五年間</p>
<p>九 払い出す使用済燃料の原子炉からの取出しから払出しまでの期間</p>	<p>払出しの都度</p>	<p>十年間</p>
<p>十 核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のためにとつた手続に関する事項</p>	<p>実在庫量の確認の都度</p>	<p>十年間</p>

<p>十一 核燃料物質の種類別の在庫差</p>	<p>在庫差の確認の 都度</p>	<p>十年間</p>
<p>十二 減速材物質（国際規制物資であるものに限る。以下同じ。）の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因</p>	<p>受渡しの都度</p>	<p>十年間</p>
<p>十三 減速材物質の種類別の事故損失その他の損失の数量及び理由</p>	<p>損失の都度</p>	<p>十年間</p>
<p>十四 減速材物質の種類別の廃棄の数量及び方法</p>	<p>廃棄の都度</p>	<p>十年間</p>
<p>十五 減速材物質の種類別の使用の状況の変化</p>	<p>使用の状況の変化の都度</p>	<p>十年間</p>
<p>十六 減速材物質の種類別の在庫量</p>	<p>毎月一回</p>	<p>十年間</p>

<p>十七 熱出力並びに炉心における中性子束連続して密度及び温度</p>		<p>十年間</p>
<p>十八 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量</p>	<p>と</p>	<p>運転中一時間ご十年間</p>
<p>十九 原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置</p>	<p>えの都度</p>	<p>取出後十年間</p>
<p>二十 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原電子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置</p>	<p>配置又は配置替</p>	<p>取出後十年間</p>

二十六 設備の種類別の在庫量	二十五 設備の種類別の使用の状況の変化	二十四 設備の種類別の廃棄の数量及び方法	二十三 設備の種類別の損失の数量及び理由	二十二 設備の種類別及び相手方別の受渡 量並びに受渡しの原因	二十一 運転開始、緊急遮断及び運転停止 の時刻	
毎年一回	使用の状況の変 化の都度	廃棄の都度	損失の都度	受渡しの都度	遮断又は運転停 止の都度	
十年間	十年間	十年間	十年間	十年間	十年間	

<p>発電用原子炉設置者</p>		<p>一 核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因</p>	<p>在庫変動の都度</p>	<p>十年間</p>
		<p>二 核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容</p>	<p>在庫変動の都度</p>	<p>十年間</p>
<p>三 前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因</p>		<p>原月において実在庫量の確認を行う場合にあっては、当該月において当該実在庫</p>	<p>毎月一回（当該</p>	<p>十年間</p>

八 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料 体の配置	七 取り出した使用済燃料の燃焼度	六 使用済燃料の種類別の取出量	五 リバッチングの内容及びリバッチング 後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	四 原子炉への燃料体の種類別の挿入量		
えの都度	は毎月一回	取出しの都度	毎月一回	挿入の都度	前及び終了後そ れぞれ一回)	量の確認の開始
		十年間	十年間	取出後十年間		

	九 払い出す使用済燃料の原子炉からの取出しから払出しまでの期間	払出しの都度	十年間
十 核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のためにとった手続に関する事項	実在庫量の確認の都度	十年間	
十一 核燃料物質の種類別の在庫差	在庫差の確認の都度	十年間	
十二 減速材物質の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因	受渡しの際の都度	十年間	
十三 減速材物質の種類別の事故損失その他の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間	

	十四 減速材物質の種類別の廃棄の数量及び廃棄の都度	十年間		十五 減速材物質の種類別の使用の状況の変化の都度	十年間	
	十六 減速材物質の種類別の在庫量	十年間		十七 熱出力並びに炉心における中性子束連続しての都度	十年間	
	密度及び温度			十八 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量		
	十九 原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替取出後十年間		えの都度		

<p>二十 運転開始、緊急遮断及び運転停止の時刻</p>	<p>運転開始、緊急遮断又は運転停止の都度</p>	<p>十年間</p>
<p>二十一 設備の種類別及び相手方別の受渡 量並びに受渡しの原因</p>	<p>受渡しの都度</p>	<p>十年間</p>
<p>二十二 設備の種類別の損失の数量及び理由</p>	<p>損失の都度</p>	<p>十年間</p>
<p>二十三 設備の種類別の廃棄の数量及び方法</p>	<p>廃棄の都度</p>	<p>十年間</p>
<p>二十四 設備の種類別の使用の状況の変化</p>	<p>使用の状況の変化の都度</p>	<p>十年間</p>
<p>二十五 設備の種類別の在庫量</p>	<p>毎年一回</p>	<p>十年間</p>

<p>使用済燃料貯蔵 事業者</p>	<p>一 核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因</p>	<p>在庫変動の都度</p>	<p>十年間</p>
<p>二 核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとつた措置の内容</p>	<p>在庫変動の都度</p>	<p>十年間</p>	
<p>三 前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因</p>	<p>毎月一回（当該原月において実在庫量の確認を行う場合にあっては、当該月において当該実在庫</p>	<p>十年間</p>	

七 払い出す使用済燃料の原子炉からの取出しから払出しまでの期間	六 使用済燃料貯蔵施設内における燃料体の配置	五 使用済燃料の燃焼度	四 リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	
払出しの都度	えの都度	受入れの都度	毎月一回	量の確認の開始前及び終了後それぞれ一回)
十年間	五年間	十年間	十年間	

<p>八 核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のために行った手続に関する事項</p>	<p>九 核燃料物質の種類別の在庫差</p>	<p>十 設備の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因</p>	<p>十一 設備の種類別の損失の数量及び理由</p>	<p>十二 設備の種類別の廃棄の数量及び方法</p>	<p>十三 設備の種類別の使用の状況の変化</p>	<p>十四 設備の種類別の在庫量</p>
<p>実在庫量の確認の都度</p>	<p>在庫差の確認の都度</p>	<p>受渡しの都度</p>	<p>損失の都度</p>	<p>廃棄の都度</p>	<p>使用の状況の変化の都度</p>	<p>毎年一回</p>
<p>十年間</p>	<p>十年間</p>	<p>十年間</p>	<p>十年間</p>	<p>十年間</p>	<p>十年間</p>	<p>十年間</p>

再処理事業者		
<p>一 核燃料物質の種類別の在庫変動（次号に掲げる事故損失に係る在庫変動を除く。）の量及びその原因並びに核燃料物質を含む溶液の体積及び密度等を測定する機器の精度を維持するためにとつた手続</p>	<p>二 核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとつた措置の内容</p>	<p>三 核燃料物質の種類別の受払間差異</p>
<p>在庫変動の都度</p>	<p>受払間差異の都度</p>	<p>認の都度</p>
<p>十年間</p>	<p>十年間</p>	<p>十年間</p>

	<p>八 核燃料物質の測定をするための機器の校正記録</p>	<p>七 核燃料物質の種類別の在庫差</p>	<p>六 核燃料物質の種類別の実在庫量、核燃料物質を含む溶液の体積及び密度等並びに実在庫量の確認のためにとつた手続</p>	<p>五 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p>	<p>四 リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量</p>
	<p>校正の都度</p>	<p>在庫差の確認の都度</p>	<p>実在庫量の確認の都度</p>	<p>えの都度</p>	<p>リバッチングの都度</p>
	<p>十年間</p>	<p>十年間</p>	<p>十年間</p>	<p>五年間</p>	<p>十年間</p>

九 試料の採取及び分析の記録	採取及び分析の 都度	十年間
十 計量管理上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量及び挿入の日時	挿入の都度	十年間
十一 再処理施設の操作開始及び操作停止の時刻	操作開始又は操作停止の都度	十年間
十二 設備の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
十三 設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
十四 設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間

		廃棄事業者	
		十五 設備の種類別の使用の状況の変化	十六 設備の種類別の在庫量
	三 核燃料物質の種類別の受払間差異	二 核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	一 核燃料物質の種類別の在庫変動（次号に掲げる事故損失に係る在庫変動を除く。）の量及びその原因
認の都度	受払間差異の確	在庫変動の都度	在庫変動の都度
	十年間	十年間	十年間

	<p>八 試料の採取及び分析の記録</p>	<p>七 核燃料物質の測定をするための機器の校正記録</p>	<p>六 核燃料物質の種類別の在庫差</p>	<p>五 核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のためにとった手続に関する事項</p>	<p>四 リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量</p>
<p>都度</p>	<p>採取及び分析の都度</p>	<p>校正の都度</p>	<p>在庫差の確認の都度</p>	<p>実在庫量の確認の都度</p>	<p>リバッチングの都度</p>
<p>十年間</p>	<p>十年間</p>	<p>十年間</p>	<p>十年間</p>	<p>十年間</p>	<p>十年間</p>

使用者						
		九 国際規制物資（核燃料物質を除く。以下この項において同じ。）の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因	十 国際規制物資の種類別の損失の数量及び損失の都度	十一 国際規制物資の種類別の廃棄の数量及び廃棄の都度	十二 国際規制物資の種類別の在庫量	一 核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因
		以受渡し	の都度	の都度	の都度	の都度
		十年間	十年間	十年間	十年間	十年間

	<p>当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとつた措置の内容</p> <p>三 前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原月において実在庫量の確認を行う場合にあつては、当該月において当該実在庫量の確認の開始前及び終了後それぞれ一回)</p>	<p>毎月一回（当該十年間</p>	
--	--	-------------------	--

	<p>四 核燃料物質の種類別の受払間差異</p> <p>五 リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量</p> <p>六 核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のために行った手続に関する事項</p> <p>七 核燃料物質の種類別の在庫差</p> <p>八 核燃料物質の測定をするための機器の校正記録</p>	<p>受払間差異の確認の都度</p> <p>リバッチングの都度</p> <p>実在庫量の確認の都度</p> <p>在庫差の確認の都度</p> <p>校正の都度</p>	<p>十年間</p> <p>十年間</p> <p>十年間</p> <p>十年間</p> <p>十年間</p>
--	---	---	--

規制物資使用者	原子力利用国際	九 試料の採取及び分析の記録	十 設備の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因	十一 設備の種類別の損失の数量及び理由	十二 設備の種類別の廃棄の数量及び方法	十三 設備の種類別の使用の状況の変化	十四 設備の種類別の在庫量	一 核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	採取及び分析の都度	受渡しの都度	損失の都度	廃棄の都度	使用の状況の変化の都度	毎年一回	在庫変動の都度
									十年間	十年間	十年間	十年間	十年間	十年間	十年間

	及び非原子力利用国際規制物資 輸出入者
三 前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	二 核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとつた措置の内容
毎月一回（当該在庫量の確認を行う場合にあっては、当該月において当該実在庫量の確認の開始	在庫変動の都度
	十年間

	七 核燃料物質の種類別の在庫差	六 核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のためにとつた手続に関する事項	五 リバッチングの内容及びリバッチング後のバツチ中の核燃料物質の種類別の量	四 核燃料物質の種類別の受払間差異	
都度	在庫差の確認の都度	実在庫量の確認の都度	リバッチングの都度	受払間差異の確認の都度	前及び終了後それぞれ一回)
	十年間	十年間	十年間	十年間	

<p>八 核燃料物質の測定をするための機器の校正記録</p>	<p>校正の都度</p>	<p>十年間</p>
<p>九 試料の採取及び分析の記録</p>	<p>採取及び分析の都度</p>	<p>十年間</p>
<p>十 国際規制物資（核燃料物質を除く。以下この項において同じ。）の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因</p>	<p>以受渡しの都度</p>	<p>十年間</p>
<p>十一 国際規制物資の種類別の損失の数量及び理由</p>	<p>損失の都度</p>	<p>十年間</p>
<p>十二 国際規制物資の種類別の廃棄の数量及び方法</p>	<p>廃棄の都度</p>	<p>十年間</p>

非原子力利用国 際規制物資輸出 入者以外の非原 子力利用国際規 制物資使用者	一 国際規制物資の種類別及び相手方別の受渡り量並びに受渡りの原因	十四 国際規制物資の種類別の在庫量	十三 国際規制物資の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変 化の都度	十年間
	二 国際規制物資の種類別の消費、損失、廃棄その他の増減の数量及び理由	三 国際規制物資の種類別の在庫量	毎年一回	十年間	十年間
		毎月一回	毎月一回	十年間	十年間

2 前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。

3 次に掲げる記録事項を記録する場合には、バッチ（バッチのほかに、より細分化した単位を核燃料物質の計量及び管理に用いる場合にあつては、当該単位（以下「単位体」という。））ごとに記載しなければならない。

一 第一項の表の加工事業者の項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる記録事項

二 第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第十号まで及び第十九号に掲げる記録事項

事項

三 第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第十号まで及び第十九号に掲げる記録事項

四 第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第八号までに掲げる記録事項

五 第一項の表の再処理事業者の項第一号から第六号までに掲げる記録事項

六 第一項の表の廃棄事業者の項第一号から第五号までに掲げる記録事項

七 第一項の表の使用者の項第一号から第六号までに掲げる記録事項

八 第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第六号までに掲げる記録事項

4 次に掲げる記録事項を記録する場合には、ウラン、トリウム、プルトニウム及び特定核分裂性物質（ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一をいう。）の種類別に記載しなければならない。

一 第一項の表の加工事業者の項第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる記録事項

二 第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第三号まで、第五号及び第十号に掲げる記録事項

三 第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第三号まで、第五号及び第十号に掲げる記録事項

四 第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる記録事項

五 第一項の表の再処理事業者の項第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる記録事項

六 第一項の表の廃棄事業者の項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる記録事項

七 第一項の表の使用者の項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる記録事項

八 第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一

号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる記録事項

5 次に掲げる記録事項を記録する場合には、当該記録事項のほか、在庫変動、実在庫量、加工工程、再処理工程、廃棄物管理に係る処理工程、使用等の状況を説明するために必要な核燃料物質の組成、形状、濃縮度等の事項であつて、国際約束に基づく保障措置その他の規制の円滑な適用に資するために必要なものを併せて記載しなければならない。

一 第一項の表の加工事業者の項第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる記録事項

二 第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる記録事項

三 第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる記録事項

四 第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる記録事項

五 第一項の表の再処理事業者の項第一号、第二号及び第五号に掲げる記録事項

六 第一項の表の廃棄事業者の項第一号、第二号及び第五号に掲げる記録事項

七 第一項の表の使用者の項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる記録事項

八 第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる記録事項

6 次に掲げる記録事項を記録した後、核燃料物質又は減速材物質に係る測定の精度の向上その他の事由により、より正確な数値が得られたときは、当該記録事項を修正しなければならない。この場合において、修正後の記録事項のほか、修正の事由を併せて記載しなければならない。

一 第一項の表の加工事業者の項第一号から第十二号までに掲げる記録事項

二 第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第十二号から第十六号までに掲げる記録事項

三 第一項の表の発電用原子炉設置者の項第十二号から第十六号までに掲げる記録事項

四 第一項の表の再処理事業者の項第一号から第九号までに掲げる記録事項

五 第一項の表の廃棄事業者の項第一号から第八号までに掲げる記録事項

六 第一項の表の使用者の項第一号から第九号までに掲げる記録事項

七 第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一

号から第九号までに掲げる記録事項

八 第一項の表の非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者の項
第一号から第三号までに掲げる記録事項

7 次に掲げる記録事項を記録する場合には、当該記載事項のほか、国際規制物資の供給当事国に関する事項を併せて記載しなければならない。

一 第一項の表の加工事業者の項第一号から第九号まで及び第十一号から第十七号までに掲げる記録事項

二 第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第六号まで、第十号から第十六号まで、第二十号及び第二十二号から第二十六号までに掲げる記録事項

三 第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第六号まで、第十号から第十六号まで及び第二十一号から第二十五号までに掲げる記録事項

四 第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に掲げる記録事項

五 第一項の表の再処理事業者の項第一号から第四号まで、第六号、第七号、第九号、第十号及び第十二号から第十六号までに掲げる記録事項

六 第一項の表の廃棄事業者の項第一号から第六号まで及び第八号から第十二号までに掲げる記録事項

七 第一項の表の使用者の項第一号から第七号まで及び第九号から第十四号までに掲げる記録事項

八 第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第七号まで及び第九号から第十四号までに掲げる記録事項

(電磁的方法による保存)

第十三条 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の第二欄に掲げる記録事項について、それぞれ同表の第三欄に掲げるところに従って、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第三十八条第一項及び第五十一条において同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

- 2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の第四欄に掲げる期間保存しておかなければならない。
- 3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。
(計量管理規定)

第十四条 法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

区分	事項
核燃料物質の使用（使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵及び廃棄事業	一 核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務並びに組織に関すること。

<p>者による廃棄を含む。)を行う場合(非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合を除く。)</p>	<p>二 核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関すること。</p> <p>三 主要測定点の設定及び当該主要測定点に付する符号に関すること。</p> <p>四 核燃料物質をバッチに区分する方法及び当該方法により区分したバッチの符号の付し方に関すること。</p> <p>五 バッチに区分した核燃料物質の組成、形状等を表す略号に関すること。</p> <p>六 核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。</p> <p>七 前号に掲げる場合のほか、核的生成、核的損耗、事故損</p>
---	---

	<p>失等により核燃料物質に増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。</p> <p>八 実在庫量の確認の方法に関すること。</p> <p>九 主要測定点における核燃料物質の測定の方法及び測定機器の管理に関すること。</p> <p>十 核燃料物質の在庫変動量、受払間差異、リバッチングの量、実在庫量、在庫差又は試料の採取及び分析に係る量を種類別に記録する場合の供給当事国に関する事項を記載する方法に関すること。</p> <p>十一 核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳の変更が生じた場合の記録の方法に関すること。</p> <p>十二 前二号に定めるもののほか、核燃料物質の計量及び管</p>
--	--

	<p>理に関する記録に関すること。</p> <p>十三 その他核燃料物質の計量及び管理に関し必要な事項</p>
<p>非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合</p>	<p>一 核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務並びに組織に関すること。</p> <p>二 核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関すること。</p> <p>三 核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。</p> <p>四 前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により核燃料物質に増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。</p>

	<p>五 核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関すること。</p> <p>六 その他核燃料物質の計量及び管理に関し必要な事項</p>
<p>国際規制物資（核燃料物質を除く。以下この表において同じ。）の使用を行う場合</p>	<p>一 国際規制物資の計量及び管理を行う者の職務並びに組織に関すること。</p> <p>二 国際規制物資計量管理区域の設定及び当該国際規制物資計量管理区域に付する符号に関すること。</p> <p>三 設備を同定する方法及び当該方法により同定した設備の符号の付し方に関すること。</p> <p>四 国際規制物資の国際規制物資計量管理区域への受入れ、国際規制物資計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。</p> <p>五 前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により国際</p>

(保障措置検査)

第十五条 保障措置検査は、次に掲げる者について、保障措置協定第三十九条に規定する補助取極の定めるところに従い、次項各号に掲げる検査を行うことにより実施する。

- 一 加工事業者
- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者

	規制物資に増加又は減少が生じた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。
	六 国際規制物資の計量及び管理に関する記録に関すること。
	七 その他国際規制物資の計量及び管理に関し必要な事項

六 廃棄事業者

七 使用者

八 原子力利用国際規制物資使用者

九 非原子力利用国際規制物資輸出入者

2 法第六十一条の八の二第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿検査

三 員数検査

四 機器検査

五 非破壊検査

六 試料提出

七 封印監視

八 加工事業者が濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設を有する場合にあっては、これらの施設について濃縮度が許可を受けた範囲を超えるような施設の構造となっていないことを確認するための検査

九 使用者が前号に規定する加工施設と密接な関連を有する使用施設を有する場合にあっては、当該施設について濃縮度が許可を受けた範囲を超えるような施設の構造となっていないことを確認するための検査

十 再処理施設について、当該施設の操業状況を確認するための検査
(使用の廃止等の届出)

第十六条 法第六十一条の九の二第一項の規定による届出をしようとする者は、国際規制物資のすべての使用を廃止した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 使用の許可の年月日

四 廃止の年月日

五 廃止の理由

2 法第六十一条の九の二第三項の規定による届出をしようとする者は、国際規制物資使用者が解散し、又は死亡した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資使用者が解散し又は死亡した年月日

四 解散の理由

(使用の廃止等に伴う措置)

第十七条 旧国際規制物資使用者等は、法第六十一条の九の三第一項の規定により、国際規制物資を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

(国際特定活動の届出)

第十八条 法第六十一条の九の四第二項第三号に規定する原子力規制委員会規則で定める概要は、次の各号に掲げるものとする。

一 国際特定活動の規模（一年間に生産することができる資材又は設備（追加議定書附属書 I (v) に規定するホットセルを含む。次号及び第四十八条第三十一項において同じ。）の数量を含む。）

二 国際特定活動に係る資材又は設備の品質及び用途

三 国際特定活動が行われる場所であつて追加議定書第七条に規定する管理されたアクセスの可能性がある場所及びその理由

(国際特定活動の終了等の届出)

第十九条 法第六十一条の九の四第四項の規定による届出をしようとする者は、国際特定活動を終了した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 法第六十一条の九の四第一項の規定による届出の年月日
- 四 国際特定活動を終えた年月日
- 五 国際特定活動を終えた理由

2 法第六十一条の九の四第五項の規定による届出をしようとする者は、国際特定活動実施者が解散し、又は死亡した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 国際特定活動実施者が解散し又は死亡した年月日
- 四 解散の理由

第三章 指定情報処理機関

(解析の方法)

第二十条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第五十七条第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、工場又は事業所において在庫差が発生した場合において当該工場又は事業所に係る核燃料物質が平和の目的以外に利用されていないことを確認することに資するために行う解析の方法であつて、原子力規制委員会が指定するものとする。

(指定の申請)

第二十一条 法第六十一条の十一の規定により情報処理業務を行う者としての指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 情報処理業務を行う事業所の名称及び所在地
 - 三 行おうとする情報処理業務の内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 次に掲げる事項を記載した書面

イ 役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称

ロ 情報処理業務を実施する主たる技術者の数及び経歴

ハ 情報処理業務の実施に使用する電子計算機等の設備の概要、所在場所及び所有又は借入れの別

ニ 国際約束に基づく保障措置に係る情報処理の技術その他の技術の研究及び開発の実績

ホ 情報処理業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要

(業務規定)

第二十二條 法第六十一条の十六第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 情報処理業務を実施する者の配置に関すること。

- 二 情報処理業務を実施する場合に使用する設備に関すること。
- 三 受託した情報処理業務に関する結果の報告に関すること。
- 四 情報処理業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関すること。
- 五 その他情報処理業務に関し必要な事項

2 指定情報処理機関は、法第六十一条の十六第一項の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる事項について業務規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(事業計画等の認可の申請)

第二十三条 指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、事業計画書及び収支予算書を添付した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

- 一 変更の内容
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(業務の休廃止の許可の申請)

第二十四条 指定情報処理機関は、法第六十一条の二十の規定により情報処理業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 休止又は廃止にしようとする情報処理業務の範囲又は内容
- 三 休止又は廃止の年月日

四 休止の期間

五 休止又は廃止の理由

第四章 指定保障措置検査等実施機関

(指定保障措置検査等実施機関に行わせる保障措置検査等実施業務の範囲)

第二十五条 原子力規制委員会は、法第六十一条の二十三の二の規定により、保障措置検査等実施業務のうち保障措置検査が行われる工場又は事業所において使用されている国際規制物資の種類、数量又はその使用の態様その他の事由により自ら保障措置検査等実施業務を行う必要があると認められたものを除き、指定保障措置検査等実施機関に行わせることができる。

(指定の申請)

第二十六条 法第六十一条の二十三の三第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 次に掲げる事項を記載した書面

イ 役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称

ロ 保障措置検査員の氏名及び略歴

ハ 試料試験（法第六十一条の二十三の二第二号に規定する試料の試験をいう。以下同じ。）を実施する主たる技術者の数及び経歴

ニ 保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力があることの説明

ホ 保障措置検査等実施業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要

2 法第六十一条の二十三の三第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 行おうとする保障措置検査等実施業務の内容

二 保障措置検査等実施業務を開始しようとする年月日

(保障措置検査員の条件)

第二十七条 法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、次の各号の

一に該当する者であることとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校において理科系統の学科を修めて卒業した者であつて、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等（保障措置検査、法第六十八条第一項の規定による立入検査（保障措置の実施のために行うものに限る。）及び同条第四項の規定による立入検査をいう。次号において同じ。）の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの

三 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において理科系
統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めたる者

(保障措置検査員の数)

第二十八条 法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める数は、十二名とする。

(名称等の変更の届出)

第二十九条 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の六の規定による届出をしよう

とするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 変更後の名称、住所又は保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(実施指示書)

第三十条 法第六十一条の二十三の七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保障措置検査を実施する保障措置検査員の数
- 二 実施すべき保障措置検査の内容（法第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出させるべき試料の種類及び数量並びに同項第四号の規定によりされるべき封印又は取り付けられるべき装置の対象物及び位置を特定する事項を含む。）
- 三 実施指示書に記載のない事項について対処する必要があるときに保障措置検査員がとるべき措置

（通知）

第三十一条 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の七第四項の規定による通知をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した通知書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所

- 二 保障措置検査の対象となった事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地
 - 三 保障措置検査を行った年月日
 - 四 保障措置検査を行った場所
 - 五 保障措置検査員の氏名
 - 六 保障措置検査の結果
- (業務規定の認可の申請)

第三十二条 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項前段の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規定を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項後段の規定により業務規定の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 変更の内容

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(業務規定)

第三十三条 法第六十一条の二十三の八第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 保障措置検査等実施業務を行う事業所の名称及びその事業所が行う保障措置検査等実施業務の内容

二 保障措置検査員の選任及び解任並びにその配置に関すること。

三 試料試験を実施する者の配置に関すること。

四 保障措置検査の実施の方法に関すること。

五 試料試験及び法第六十一条の二十三の二第二号に規定する記録の確認（以下「試料試験等」という。）の方法に関する事項

六 法第六十一条の二十三の二第三号の業務の実施の方法に関すること。

七 保障措置検査等実施業務に関する結果の報告に関すること。

八 保障措置検査等実施業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関すること。

九 その他保障措置検査等実施業務に関し必要な事項

(事業計画等の認可の申請)

第三十四条 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該事業計画書及び収支予算書を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 変更の内容

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(役員を選任及び解任等)

第三十五条 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第一項の規定により役員
の選任又は解任の認可を受けようとするときは、選任又は解任しようとする者の氏名及び略歴を記
載した申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しな
ければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第二項の規定により保障措置検査
員の選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書を
原子力規制委員会に提出しなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第三十六条 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十五の規定により保障措置検
査等実施業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を
原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 休止又は廃止にしようとする保障措置検査等実施業務の範囲又は内容
- 三 休止又は廃止の年月日
- 四 休止の期間
- 五 休止又は廃止の理由

(帳簿)

第三十七条 法第六十一条の二十三の十七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 保障措置検査の対象となった事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地
- 三 実施指示書を交付された年月日
- 四 保障措置検査を行った年月日
- 五 保障措置検査を行った場所

- 六 保障措置検査員の氏名
 - 七 保障措置検査の内容
 - 八 保障措置検査の結果
 - 九 その他保障措置検査に関し必要な事項
 - 十 試料試験等を行った試料又は記録を特定する事項
 - 十一 試料試験等を行った年月日
 - 十二 試料試験等を行った事業所
 - 十三 試料試験等を行った者の氏名
 - 十四 試料試験等の方法
 - 十五 試料試験等の結果
 - 十六 その他試料試験等に関し必要な事項
- 2 法第六十一条の二十三の十七第一項の帳簿は、十年間保存するものとする。
- (電磁的方法による保存)

第三十八条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第六十一条の二十三の十七第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(業務の引継ぎ等)

第三十九条 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十八第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 保障措置検査の業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと。
- 二 保障措置検査の業務に関する帳簿及び書類を原子力規制委員会に引き継ぐこと。
- 三 その他原子力規制委員会が必要と認める事項

(報告)

第四十条 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査員を解任したときは、遅滞なく、解任した保障措置検査員の氏名及び解任の理由を記載した報告書により、原子力規制委員会に報告しなければならない。

(経理原則)

第四十一条 指定保障措置検査等実施機関は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(区分経理の方法)

第四十二条 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に係る経理については、特別の勘定を設け、当該業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

(収支予算)

第四十三条 法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項の収支予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

(予備費等)

第四十四条 指定保障措置検査等実施機関は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算に予備費を設けることができる。

2 指定保障措置検査等実施機関は、支出予算については、収支予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第四条の二十六の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

3 指定保障措置検査等実施機関は、原子力規制委員会が指定する経費の金額については、原子力規制委員会の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

4 指定保障措置検査等実施機関は、前項の規定により予算の流用又は予備費の使用について原子力規制委員会の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を原子力規制委員会に提出して申請しなければならない。

(予算の繰越し)

第四十五条 指定保障措置検査等実施機関は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用する事ができる。ただし、原子力規制委員会が指定する経費の金額については、あらかじめ、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を原子力規制委員会に提出して申請しなければならない。

3 指定保障措置検査等実施機関は、第一項の規定により第四条の二十五の勘定に係る繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

4 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 繰越しに係る経費の予算現額

- 二 前号の予算現額のうち支出決定済額
- 三 第一号の予算現額のうち翌事業年度への繰越額
- 四 第一号の予算現額のうち不用額

(収支決算書)

第四十六条 法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第二項の収支決算書は、収支予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を示さなければならぬ。

- 一 収入
 - イ 収入予算額
 - ロ 収入決定済額
 - ハ 収入予算額と収入決定済額の差額
- 二 支出
 - イ 支出予算額

- ロ 前事業年度からの繰越額
- ハ 予備費の使用の金額及びその理由
- ニ 流用の金額及びその理由
- ホ 支出予算の現額
- ヘ 支出決定済額
- ト 翌事業年度への繰越額
- チ 不用額

(会計規程)

第四十七条 指定保障措置検査等実施機関は、その財務及び会計に関し、法及びこの規則で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について原子力規制委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第五章 雑則

(報告の徴収)

第四十八条 製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質を受け入れ、又は払い出したときは、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による報告書を工場又は事業所ごとに作成し、その受入れ又は払出しが行われた日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質の管理に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第三による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

3 次に掲げる者は、在庫変動（核的生成又は核的損耗によるものを除く。以下この項において同じ。）が生じたとき、受払間差異を確認したとき又はリバッチングを行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、それぞれ在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日又はリバッチングを行った日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者
- 六 廃棄事業者
- 七 使用者
- 八 原子力利用国際規制物資使用者
- 九 非原子力利用国際規制物資輸出入者
- 4 前項の場合において、前項各号に掲げる者は、当該核燃料物質の供給当事国ごとの数量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、バッチごとに記録している場合には別記様式第五による報告書を、その他の方法により記録している場合には別記様式第六による報告書を作成し、当該在庫変動が

生じた日、受払間差異を確認した日又はリバッチングを行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

5 次に掲げる者は、核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳に変更が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第六による報告書を作成し、当該混合を行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
- 二 再処理事業者
- 三 廃棄事業者
- 四 使用者
- 五 原子力利用国際規制物資使用者
- 六 非原子力利用国際規制物資輸出入者

6 次に掲げる者は、特定燃料体を原子炉（臨界実験装置を除く。）へ挿入したときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第七による報告書を作成し、当該挿入の日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 試験研究用等原子炉設置者

二 発電用原子炉設置者

7 次に掲げる者は、使用済燃料を取り出したとき又は払い出したときは、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗について、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、当該取出し又は払出しの日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 試験研究用等原子炉設置者

二 発電用原子炉設置者

8 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料を払い出したときは、当該使用済燃料に係る核的損耗について、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、当該払出しの日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

9 前二項の場合において、次に掲げる者は、当該使用済燃料に係る核的生成又は核的損耗についての供給当事国ごとの数量に関し、別記様式第五による報告書を作成し、当該取出しの日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 試験研究用等原子炉設置者

二 発電用原子炉設置者

三 使用済燃料貯蔵事業者

10 次に掲げる者は、实在庫量の確認を行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第八及び別記様式第九による報告書を作成し、实在庫量の確認を終了した日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 加工事業者

- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者
- 六 廃棄事業者
- 七 使用者
- 八 原子力利用国際規制物資使用者
- 九 非原子力利用国際規制物資輸出入者
- 11 前項の場合において、前項各号に掲げる者は、供給当事国ごとの実在庫量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、バッチごとに記録している場合には別記様式第十による報告書を、その他の方法により記録している場合には別記様式第十一による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

12 次に掲げる者は、第三項から第五項まで、第十項又は前項の規定により提出した報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上その他の事由により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、当該数値が得られた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 加工事業者

二 再処理事業者

三 廃棄事業者

四 使用者

五 原子力利用国際規制物資使用者

六 非原子力利用国際規制物資輸出入者

13 次に掲げる者のうち核燃料物質を受け入れたもの又は新たに受け入れるものは、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、操業の計画、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に

関する計画に関し、別記様式第十二による報告書を毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の一月前までに（新たに次の各号に掲げる許可又は指定を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあつては、初めて核燃料物質を受け入れる期間の初日の一月前までに）、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者
- 六 廃棄事業者
- 七 使用者（保障措置協定第九十八条Ⅰに規定する施設を有する者に限る。）

14 次に掲げる者は、カナダを供給当事国とする核燃料物質について再処理を目的としてカナダ以外の外国に輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 加工事業者

二 試験研究用等原子炉設置者

三 発電用原子炉設置者

四 使用済燃料貯蔵事業者

五 再処理事業者

六 使用者

15 次に掲げる者は、オーストラリアを供給当事国とする核燃料物質をオーストラリア以外の外国に輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、一月一日か

ら六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の一月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者
- 六 使用者
- 七 原子力利用国際規制物資使用者
- 八 非原子力利用国際規制物資輸出入者

16 次に掲げる者は、核燃料物質を輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、核燃料物質を積載しようとする日の一月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
 - 二 試験研究用等原子炉設置者
 - 三 発電用原子炉設置者
 - 四 使用済燃料貯蔵事業者
 - 五 再処理事業者
 - 六 使用者
 - 七 原子力利用国際規制物資使用者
 - 八 非原子力利用国際規制物資輸出入者
- 17 次に掲げる者は、核燃料物質を輸入しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、核燃料物質を輸入しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 加工事業者
 - 二 試験研究用等原子炉設置者

- 三 発電用原子炉設置者
 - 四 使用済燃料貯蔵事業者
 - 五 再処理事業者
 - 六 使用者
 - 七 原子力利用国際規制物資使用者
 - 八 非原子力利用国際規制物資輸出入者
- 18 次に掲げる者は、第十四項から前項までの規定により提出した報告書の記載事項に変更があつたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 加工事業者
 - 二 試験研究用等原子炉設置者
 - 三 発電用原子炉設置者
 - 四 使用済燃料貯蔵事業者

五 再処理事業者

六 使用者

七 原子力利用国際規制物資使用者

八 非原子力利用国際規制物資輸出入者

19 非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者（核燃料物質の使用について法第六十一条の三第一項の許可を受けた者に限る。）は、核燃料物質の管理に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第十五による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

20 次に掲げる者であつて、核原料物質を使用又は廃棄しているものは、核原料物質の管理に関し、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十六による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 廃棄事業者

二 国際規制物資使用者

21 次に掲げる者は、減速材物質の受入れ又は払出しによる増減等により在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十七による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 試験研究用等原子炉設置者

二 発電用原子炉設置者

三 廃棄事業者

四 国際規制物資使用者

22 次に掲げる者であつて、減速材物質を使用又は廃棄しているものは、毎年十二月三十一日における減速材物質の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十八による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 試験研究用等原子炉設置者

二 発電用原子炉設置者

三 廃棄事業者

四 国際規制物資使用者

23 第二十一項各号又は前項各号に掲げる者は、第二十一項又は前項の規定により提出した報告書について、減速材物質の測定の精度の向上その他の事由により、より正確な数値が得られたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、当該数値を得た日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

24 次に掲げる者は、設備の受入れ又は払出しによる増減等により、在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十九による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 加工事業者

二 試験研究用等原子炉設置者

- 三 発電用原子炉設置者
 - 四 使用済燃料貯蔵事業者
 - 五 再処理事業者
 - 六 廃棄事業者
 - 七 使用者
 - 八 国際規制物資使用者
- 25 次に掲げる者であつて、設備を使用又は廃棄しているものは、毎年十二月三十一日における設備の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第二十による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 加工事業者
 - 二 試験研究用等原子炉設置者
 - 三 発電用原子炉設置者
 - 四 使用済燃料貯蔵事業者

五 再処理事業者

六 廃棄事業者

七 使用者

八 国際規制物資使用者

26 次に掲げる者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき又は法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を直ちに、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を三十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならぬ。

一 製錬事業者

二 加工事業者

三 試験研究用等原子炉設置者

四 発電用原子炉設置者

五 使用済燃料貯蔵事業者

六 再処理事業者

七 廃棄事業者

八 使用者

27 非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者は、核燃料物質の事故増加が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十一による報告書を作成し、当該事故増加が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

28 製錬事業者は、製錬の事業の実施に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十二による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

29 次に掲げる者は、毎年十二月三十一日におけるサイトの状況に関し、サイトごとに、別記様式第二十三による報告書を作成し、当該サイト内の建物の配置を示す図面を添えて、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者
- 六 廃棄事業者
- 七 使用者
- 八 原子力利用国際規制物資使用者
- 九 非原子力利用国際規制物資輸出入者

30 前項各号に掲げる者は、前項の規定により提出した報告書について、追加議定書第七条に規定する管理されたアクセスの可能性がある場所及びその理由を変更しようとするときは、その変更を行うことを決定した後速やかに、その変更の内容を原子力規制委員会に報告しなければならない。

31 国際特定活動実施者は、国際特定活動を行うことにより生産した資材又は設備の数量について、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十四による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

32 ウラン鉱山においてウラン鉱の探鉱、採鉱及び選鉱を行っている者は、その実施に関し、ウラン鉱山ごとに、別記様式第二十五による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(身分を示す証明書)

第四十九条 法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第五項の身分を示す証明書は、別記様式第二十六によるものとする。

2 法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、別記様式第二十七によるものとする。

（封印又は装置の取付けの通報）

第五十条 原子力規制委員会は、法第六十八条第十項の規定により国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定時期、箇所等をその者に通報するものとする。

（電磁的記録媒体による手続）

第五十一条 第四十八条第一項から第二十五項まで、第二十七項から第二十九項まで、第三十一項及び第三十二項の報告書の提出については、当該報告書の提出に代えて、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第二十八の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

（指定情報処理機関等の名称等）

第五十二条 次の表の上欄に掲げる原子力規制委員会が指定する指定情報処理機関又は指定保障措置検査等実施機関の名称及び行うことができる業務の範囲は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

指定情報処理機関	公益財団法人核物質管理センター	法第六十一条の十に規定する情報処理業務
指定保障措置検査等実施機関	公益財団法人核物質管理センター	法第六十一条の二十三の二に規定する保障措置検査等実施業務（保障措置検査が行われる工場又は事業所において使用されている国際規制物資の種類、数量又はその使用の態様その他の事由により原子力規制委員会が自ら保障措置検査等実施業務を行う必要があると認めたものを除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式は、この規則による改正後の国際規制物資の使用等に関する規則に定める様式にかかわらず、この規則の施行の日から起算して二年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

く。)

別記様式第 1 (第48条関係)

核原料物質 (核燃料物質) 受入報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第 1 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

受入工場又は事業所	名 称	
	所在地	
核原料物質(核燃料物質)の区分 (注 1)		
受 入 年 月 日		
受 入 数 量 (注 2)		
供 給 当 事 国 (注 3)		
払出工場又は事業所 (注 4)	名 称	
	所在地	
運 搬 者 名		
化合物又は混合物の名称及びその形状		

注 1 核原料物質の区分についてはウラン鉱又はトリウム鉱の区分により、核燃料物質の区分については天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分により記載すること。

2 ウラン鉱、天然ウラン又は劣化ウランの区分に属するものにあつてはウランの量、トリウム鉱又はトリウムの区分に属するものにあつてはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は、四捨五入すること。

3 供給当事国が 2 以上ある場合は、供給当事国ごとの数量を注 2 の例により、併せて記載すること。

4 輸入の場合にあつては、輸入相手国名及び相手方の氏名 (法人にあつては、その名称) を記載すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 「核原料物質 (核燃料物質) の区分」 から 「化合物又は混合物の名称及びその形状」 までの欄は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに設けること。

3 この報告書は、当該工場又は事業所に搬入された期日及び数量を基準として作成すること。

4 当該受入れが貯蔵の受託に伴う場合は、その旨を別葉で記載し、添付すること。

別記様式第2（第48条関係）

核原料物質（核燃料物質）払出報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第1項の規定により、次のとおり報告します。

払出工場又は事業所	名 称	
	所在地	
核原料物質(核燃料物質)の区分(注1)		
払 出 年 月 日		
払 出 数 量 (注2)		
供 給 当 事 国 (注3)		
受入工場又は事業所(注4)	名 称	
	所在地	
運 搬 者 名		
化合物又は混合物の名称及びその形状		

注1 別記様式第1の注1の例により記載すること。

2 別記様式第1の注2の例により記載すること。

3 別記様式第1の注3の例により記載すること。

4 輸出の場合にあっては、輸出相手国名及び相手方の氏名（法人にあっては、その名称）を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「核原料物質(核燃料物質)の区分」から「化合物又は混合物の名称及びその形状」までの欄は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに設けること。

3 この報告書は、当該工場又は事業所から現実に払い出した期日及び数量を基準として作成すること。

4 当該払出しが貯蔵の委託に伴う場合は、その旨を別葉で記載し、添付すること。

別記様式第3（第48条関係）

年 期核原料物質（核燃料物質）管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第2項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質(核燃料物質)の区分（注1）		
供 給 当 事 国		
工 場 又 は 事 業 所	名 称	
	所 在 地	
事 務 上 の 連 絡 先	名 称	
	所 在 地	
	所 属 部 課 名	
	報 告 書 の 作 成 者 の 氏 名	
	電 話 番 号	
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

1 総括表

事 項	数 量 (注2)	
期 首 在 庫		
期 中 増 加	輸 入	
	国 内 か ら の 受 入 れ	
	生 産 (注3)	
	そ の 他 の 増 加 (注4)	
調 整 (注5)		
計 (注6)		
期 中 減 少	輸 出	
	国 内 へ の 払 出 し	
	事 故 損 失	
	廃 棄 又 は 損 失 (注7)	
	そ の 他 の 減 少 (注8)	
期 末 在 庫		
調 整 (注5)		
計 (注9)		
期 末 貯 蔵 委 託 (注10)		
期 末 運 搬 (注11)		

2 明細表

(1) 輸入 (注12)

	相手方の氏名(法人にあつては、その名称)	受入年月日	数 量(注2)
受 入 れ			
調 整(注5)			
計			

(2) 国内からの受入れ (注12)

	払出工場又は事業所名	受入年月日	数量(注2)	その他(注13)
受 入 れ				
調 整(注5)				
計				

(3) 生産 (注3)

		化合物又は混合物の名称	数 量(注2)
月 別	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
調 整(注5)			
計			

(4) その他の増加 (注4)

増 加 の 原 因	数 量(注2)
調 整(注5)	
計	

(5) 輸出 (注14)

	相手方の氏名(法人にあつては、その名称) (注15)	払出年月日	数量(注2)
払 出 し			
調 整(注5)			
計			

(6) 国内への払出し (注14)

	払出工場又は事業所名	払出年月日	数 量(注2)	その他(注16)
払 出 し				
調 整(注5)				
計				

(7) 事故損失

発生年月日	数	量 (注2)	事故の内容
調整 (注5)			
計			

(8) 廃棄又は損失

	廃棄年月日	数量(注2)	廃棄方法又は損失の理由 (注17)
廃棄			
損失(注7)			
調整(注5)			
計			

(9) その他の減少 (注8)

減少の原因	数量 (注2)
調整 (注5)	
計	

(10) 期末在庫

化合物又は混合物の名称	数量 (注2)
調整 (注5)	
計	

(11) 期末貯蔵委託 (注10)

貯蔵者名	貯蔵場所	数量(注2)
調整(注5)		
計		

(12) 期末運搬 (注11)

運搬者名	運搬区間	数量(注2)
調整(注5)		
計		

- 注1 別記様式第1の注1の例により記載すること。
- 2 別記様式第1の注2の例により記載すること。
- 3 核燃料物質についてのみ記載すること。
- 4 計量誤差による増加等を記載すること。
- 5 四捨五入を行ったことによる各項目の欄の数量の合計と計の欄の数量との差を記載すること。
- 6 期首在庫と期中増加との四捨五入を行わない数量の合計を記載すること。
- 7 損失については、製錬の過程において通常発生する損失を記載すること。
- 8 消費、計量誤差による減少等を記載すること。
- 9 期中減少と期末在庫との四捨五入を行わない数量の合計を記載すること。
- 10 期末において、製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者又は国際規制物資使用者以外の者に貯蔵を委託している場合に限り記載すること。
- 11 期末において運搬中のものに限り、払出しを行う者が記載すること。ただし、製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者又は国際規制物資使用者以外の者が払出しを行う場合は、受入れを行う者が記載すること。
- 12 当該工場又は事業所に現実に受入れた期日及び数量を基準として記載すること。
- 13 当該受入れが、貯蔵の委託に伴う場合はその旨を記載すること。
- 14 当該工場又は事業所に現実に払い出した期日及び数量を基準として記載すること。
- 15 輸出相手国が国際規制物資の供給当事国以外の場合は、その国名を併せて記載すること。
- 16 当該払出しが、貯蔵の委託に伴う場合はその旨を記載すること。
- 17 損失の理由については、化学処理、分析又はその他処理の別を明らかにして記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 総括表及び明細表は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごと及び供給当事国ごとに欄を設けること。

別記様式第4 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第3項(第7項、第8項又は第12項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の 連絡先	事務所				
	所在地	名称		所在地	所属部署	報告書の作成者の氏名	電話番号	電子メールアドレス
核燃料物質計量管理区域の符号			(注2)					
計量管理責任者の氏名								

在庫変動報告(ICR)

INVENTORY CHANGE REPORT

工場又は事業所 コード ORGANIZATION	施設 コード FACILITY	核燃料物質 計量管理区域 コード MBA	報告期間 年月日から年月日まで PERIOD COVERED BY REPORT FROM TO	報告番号 REPORT No.	エントリ行数 No. OF LINE ENTRIES 計量データ ACCOUNTANCY DATA		報告者氏名 SIGNATURE																																			
(注4)	(注5)	(注2)	(注3)	(注1)	(注6)	(注7)	(注8)																																			
1	4	5	8	9	12	13	18	19	20	24	25	28	29	30	33	34	63	77	78	80																						
MBA	REPORT No.	CONTINUATION	DATE OF INVENTORY CHANGE	MBA/COUNTRY	TYPE OF INVENTORY CHANGE	KMP	NAME OR NUMBER OF BATCH	NUMBER OF ITEMS IN BATCH	MATERIAL DESCRIPTION	計量データ ACCOUNTANCY DATA		供給国コード	元素コード	元素重量	単位	核分裂性物質重量	同位体コード	測定基礎コード	修正 CONCRECTION TO	報告番号	エントリ 番号																					
(注2)	(注1)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	(注17)	(注18)	(注19)	(注20)	(注21)	(注22)	(注23)	(注24)	(注25)	(注26)																							
4	5	8	9	10	11	12	17	18	21	22	25	26	29	30	31	38	39	42	43	46	47	50	51	53	60	61	63	70	71	72	73	74	77	78	79	80						
		FROM TO																																								

- 注 1 国際規制物資の使用等に関する規則第48条第3項、第7項、第8項若しくは第10項の規定に基づき提出する全ての報告書又はこれらの規定により提出した報告書について同条第12項の規定に基づき提出する同条第3項若しくは第10項の報告書を修正するため提出する全ての報告書につき、核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）ごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 2 計量管理規定で定めたMBAの符号を記載すること。
- 3 在庫変動、受払間差異、リパッチング又は区分の変更による数量の変動（以下「在庫変動等」という。）の生じた日を含む期間の始まりと終わりの年月日を記載すること。ただし、報告期間は前回の報告期間と連続させることとし、終わりの年月日については実在庫量の確認を行った場合は実在庫量の確認を行った日、その他の場合は月末とすること。
- 4 工場又は事業所ごとに国に登録する符号を記載すること。
- 5 施設ごと又は施設外の場合ごとに国に登録する符号を記載すること。
- 6 当該報告書の下欄に記載する内容（以下「エントリ情報」という。）の行数の合計を記載すること。
- 7 エントリ情報に対する補足説明（英語で記載することとし、空白も含め1行は49文字とする。また、対応するエントリ番号も記載すること。以下「注釈」という。）を当該報告書に添付する場合は注釈の行数の合計を、添付しない場合は「00」と記載すること。
- 8 報告書の作成者又は計量管理責任者の氏名を英字で記載すること。
- 9 各エントリ情報につき「01」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 10 イ 報告するバッチに含まれる元素区分が2種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超えることにより、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。
ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
- 11 在庫変動等の生じた年月日を記載すること。
- 12 いずれか一方の欄に当該MBAの符号を記載し、他方の欄には相手がある場合のみ相手先のMBAの符号を記載すること。
- 13 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

輸 入	RF
国内受入れ（国内の他のMBAからの受入れ）	RD
開始点受入れ（国内の製錬事業者の工場又は事業所からの受入れ）	RS
核的生成	NP
用法免除再適用（用法を理由として保障措置が免除されていたものの保障措置の再適用）	DU
量的免除再適用（量を理由として保障措置が免除されていたものの保障措置の再適用）	DQ
保管廃棄再生（保管廃棄された廃棄物からの回収）	FW
事故増加（予期しない発見による核物質の増加）	GA
輸出	SF
国内払出し（国内の他のMBAへの払出し）	SD
前段階戻入れ（国内の製錬事業者の工場又は事業所への戻入れ）	SS
核的損耗	LN
用法免除（用法を理由とする保障措置の免除）	EU
量的免除（量を理由とする保障措置の免除）	EQ
適用終了（非原子力利用され回収が実行不可能となることを理由とする保障措置の終了）	TU
保管廃棄（廃棄物がMBA内に保管される場合の廃棄）	TW
測定済廃棄（原子力利用にはもはや適さないような方法で廃棄された作業上の損失）	LD
事故損失	LA

動 変

受払間差異		
リバッチング (増加)		DI
リバッチング (減少)		RP
区分の変更による数量の変動	低濃縮ウラン (濃縮度が100分の20未満の濃縮ウランをいう。以下同じ。)から劣化ウランへの区分変更 天然ウランから低濃縮ウランへの区分変更 劣化ウランから低濃縮ウランへの区分変更 天然ウランから劣化ウランへの区分変更 低濃縮ウランから高濃縮ウラン (濃縮度が100分の20以上の濃縮ウランをいう。以下同じ。)への区分変更 高濃縮ウランから低濃縮ウランへの区分変更 天然ウランから高濃縮ウランへの区分変更 劣化ウランから高濃縮ウランへの区分変更 高濃縮ウランから劣化ウランへの区分変更 劣化ウランから天然ウランへの区分変更	ED NE DE ND EH HE NH DH HD DN

- 14 計量管理規定で定めた主要測定点の符号を記載すること。
- 15 計量管理規定で定めた方法により付したバッチの符号を記載すること。
- 16 バッチを構成している最小計量単位の個数を記載すること。なお、核的生成、核的損耗、受払間差異又は区分変更の場合は「0」と記載すること。
- 17 核燃料物質の組成、形状等を表すものとして計量管理規定で定めた略号により記載すること。
- 18 原子力の平和利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の必要が生じた場合は、以下の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
- 19 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

劣化ウラン	IA
天然ウラン	Q
濃縮ウラン	CN
高濃縮ウラン	AS
プルトニウム	U
	F
	J
その他	O

- 20 バッチを構成する単位体の重量を核燃料物質の区分ごとにグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 21 「G」と記載すること。
- 22 トリウムにあつては空白とし、その他にあつては核分裂性物質の重量をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。

23 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

劣化ウラン	G
天然ウラン	G
低濃縮ウラン	G
高濃縮ウラン	G
ウラン	K

24 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

この報告書に係るMBAにおける測定の結果に基づき数値であつて以前に報告されていないものである場合	M
この報告書に係るMBAにおける測定の結果に基づき数値であつて既に報告されているものである場合	T
この報告書に係るMBA以外のMBAにおける測定の結果に基づき数値であつて以前に報告されていないものである場合	N
この報告書に係るMBA以外のMBAにおける測定の結果に基づき数値であつて既に報告されているものである場合	L

- 25 注釈を添付する場合は「X」と記載すること。
- 26 既に提出した報告書について修正をする場合は当該修正に係る報告書の報告番号及びエントリ番号を記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 ウランの区分変更を記載する場合にあつては、当該区分変更に関係したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。
- 3 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

- 注1 国際規制物資の使用等に関する規則第48条第4項、第5項、第9項若しくは第11項の規定に基づき提出する全ての報告書又はこれらの規定により提出した報告書について同条第12項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、MBAごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。
 - 3 別記様式第4の注3の例により記載すること。
 - 4 別記様式第4の注4の例により記載すること。
 - 5 別記様式第4の注5の例により記載すること。
 - 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
 - 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
 - 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。
 - 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。
 - 10 イ 各エントリ一情報につき「供給当事国別管理区分」の欄において、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。
ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
 - 11 国際規制物資の使用等に関する規則第48条第3項、第7項、第8項又は第12項の規定に基づき提出する報告書であって本報告書と関連する報告書の報告番号及びエントリ一番号を記載すること。
 - 12 別記様式第4の注13の例により記載すること。
 - 13 別記様式第4の注19の例により記載すること。
 - 14 国外から移転された核燃料物質のうち国際約束（保障措置協定を除く。以下「二国間原子力協定」という。）の対象である核燃料物質、日本で製錬された日本産の核燃料物質又はその他の核燃料物質について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、供給当事国が複数ある場合には全ての符号を記載すること。

ア	メ	リ	カ	ウ
イ	ギ	リ	ス	Q
I	A	E	A	I
カ	ナ	ダ	ダ	C
オ	ース	トラ	リア	A
フ	ラ	ン	ス	F
中			国	X
ユ	ー	ラ	ト	ム
ユ	ー	ラ	ス	タ
カ	ガ	フ	ス	タ
韓			国	Z
ベ	ト	ナ	ム	V
ヨ	ル	ダ	ン	Y
ロ	シ	ン	ア	R
ト	ル		コ	T
ア	ラ	ズ	首	長
イ	ン		国	連
日			邦	E
そ	の		他	N
				J
				O

- 15 二国間原子力協定の対象である核燃料物質を用いて生産された核燃料物質の場合、使用された核燃料物質について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
 - 16 二国間原子力協定の対象である設備を用いて生産された核燃料物質の場合、その設備について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
 - 17 二国間原子力協定の対象である減速材物質を用いて生産された核燃料物質の場合、その減速材物質について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
 - 18 二国間原子力協定の対象である部品を用いて生産された核燃料物質の場合、その部品について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
 - 19 第3次日米協定の対象である核燃料物質を含む特定燃料体の中で使用された核燃料物質の場合、「U」と記載すること。
 - 20 二国間原子力協定の対象である設備の中で使用された核燃料物質の場合、その設備について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
 - 21 二国間原子力協定の対象である減速材物質の中で使用された核燃料物質の場合、その減速材物質について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
 - 22 二国間原子力協定の対象である部品を用いた設備の中で使用された核燃料物質の場合、その部品について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
 - 23 二国間原子力協定の対象である情報又は設備（原子炉の設備以外の再処理の設備、濃縮の設備等）を用いて生産された核燃料物質の場合、その設備等について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
 - 24 原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和43年条約第14号）の対象であり、第3次日米協定発効日（昭和63年7月17日）前に移転された核燃料物質又は生成されたプルトニウムの場合は「O」と記載すること。
 - 25 第3次日米協定の対象であるプルトニウムを含む特定燃料体を装荷した原子炉で生産されたプルトニウムの場合は「N」と記載すること。
 - 26 計量管理規定で定めた方法による供給当事国別管理区分ごとに重量の合計をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
 - 27 別記様式第4の注22の例により記載すること。
 - 28 別記様式第4の注21の例により記載すること。
 - 29 別記様式第4の注25の例により記載すること。
 - 30 別記様式第4の注26の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 ウランの区分変更を記載する場合は、当該区分変更に関係したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。
 - 3 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

別記様式第6 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(2)

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第4項(第5項又は第12項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名	称		事務上の	名	称	
	所在地				所在地		
核燃料物質計量管理区域の符号	所在地	称		連絡先	所属部署	報告書の作成者の氏名	
	所在地				報告書の作成者の氏名		
計量管理責任者の氏名	核燃料物質計量管理区域の符号				電話番号	電子メールアドレス	
	(注2)						

(その2)

核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(2) (OCR2)

工場又は事業所 コード	施設 コード	核燃料物質 計量管理区域 コード	報告期間		報告 番号	エントリ行数		披 者 氏 名																										
			年 月 日から	年 月 日まで		管理区分子 タ	注釈子 タ																											
1	4	5	8	12	13	FROM	18 19	10	24	25	28	29 30	33 34	63	77 80																			
(注4)	(注5)	(注2)	(注3)		(注1)	(注6)	(注7)	(注8)																										
供給当事国別管理区分																																		
核燃料物質 計量管理 区域コード	報告 番号	エントリ 番号	データ コード	在庫変動 コード	業 務 コード	移転に係る 供給当事国		生産に係る供給当事国		使用に係る供給当事国		その他 設備等		中性 子寄与	元素重量	核分裂性物質 重量	単位 注 コード	データ 修正 番号																
						核燃料物質 供給	核燃料物質 備	核燃料物質 備	核燃料物質 備	核燃料物質 備	核燃料物質 備	核燃料物質 備	核燃料物質 備																					
1	4	8	9	10	11	18	10	20	21	26	31	36	37	38	41	46	47	48	50	51	52	53	55	62	64	71	72	73	74	77	78	79	80	
(注2)	(注1)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	(注17)	(注18)	(注19)	(注20)	(注21)	(注22)	(注23)	(注24)	(注25)	(注26)	(注27)	(注28)	(注29)												
4	5	8	9	10	11	18	19	20	21	26	31	36	37	38	41	46	47	48	49	50	51	52	53	55	62	64	71	72	73	74	77	78	79	80
															頁中		頁																	

- 注 1 別記様式第 5 の注 1 の例により記載すること。
- 2 別記様式第 4 の注 2 の例により記載すること。
- 3 實在庫量の確認を行わない月にあつては当該月の 1 日から末日までの期間を、實在庫量の確認を行う月にあつては当該月の 1 日から實在庫量の確認の終了日まで及び在庫量の確認の終了日の翌日から末日までのそれぞれの期間を記載すること。
- 4 別記様式第 4 の注 4 の例により記載すること。
- 5 別記様式第 4 の注 5 の例により記載すること。
- 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
- 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
- 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
- 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
- 10 イ 各エントリ一情報につき、「供給当事国別管理区分」の欄において複数行で報告する必要がある場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が 8 桁を超えることにより複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の 2 行目以降に「C」と記載すること。

ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。

11 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

国内受入れ (施設内の他のMBAからの受入れ)	RD
国内払出し (施設内の他のMBAへの払出し)	SD
混合による数量の変動 (増加)	M+
混合による数量の変動 (減少)	M-

- 12 別記様式第 4 の注 19 の例により記載すること。
- 13 別記様式第 5 の注 14 の例により記載すること。
- 14 別記様式第 5 の注 15 の例により記載すること。
- 15 別記様式第 5 の注 16 の例により記載すること。
- 16 別記様式第 5 の注 17 の例により記載すること。
- 17 別記様式第 5 の注 18 の例により記載すること。
- 18 別記様式第 5 の注 19 の例により記載すること。
- 19 別記様式第 5 の注 20 の例により記載すること。
- 20 別記様式第 5 の注 21 の例により記載すること。
- 21 別記様式第 5 の注 22 の例により記載すること。
- 22 別記様式第 5 の注 23 の例により記載すること。
- 23 別記様式第 5 の注 24 の例により記載すること。
- 24 別記様式第 5 の注 25 の例により記載すること。
- 25 在庫変動等の原因又は事項及び供給当事国の管理区分ごとに重量の合計をグラム単位で記載し、1 グラム未満の端数は四捨五入すること。

- 26 別記様式第 4 の注 22 の例により記載すること。
 - 27 別記様式第 4 の注 21 の例により記載すること。
 - 28 別記様式第 4 の注 25 の例により記載すること。
 - 29 別記様式第 4 の注 26 の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

別記様式第7 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

特定燃料体挿入報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第6項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名	称		事務上の 連絡先	名	称	
	所在地				所在地		
核燃料物質計量管理区域の符号 (注2)					報告書の作成者の氏名		
					電話番号		
					電子メールアドレス		

- 注 1 国際規制物質の使用等に関する規則第48条第6項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、MBAごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
 - 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。
 - 3 特定燃料体を原子炉内に挿入した日を含む月の始まりと終わりの年月日を記載すること。
 - 4 別記様式第4の注4の例により記載すること。
 - 5 別記様式第4の注5の例により記載すること。
 - 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
 - 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
 - 8 別記様式第4の注9の例により記載すること。
 - 9 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
 - 10 特定燃料体を原子炉内に挿入した年月日を記載すること。
 - 11 原子炉内に挿入した特定燃料体に関し、計量管理規定で定めた方法により付したバッチの番号を記載すること。
 - 12 別記様式第4の注25の例により記載すること。
 - 13 別記様式第4の注26の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
2 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

別記様式第8（第48条関係）
（その1）

報 告 年 月 日	
報 告 番 号	（注1）

核燃料物質収支報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第10項（第12項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
核燃料物質計量管理区域の符号		（注2）
計 量 管 理 責 任 者 の 氏 名		
事務上の 連絡先	名 称	
	所 在 地	
	所 属 部 署	
	報告書の作成者の 氏 名	
	電 話 番 号	
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

(その2)

物質収支報告(MBR)

MATERIAL BALANCE REPORT

工場又は事業所 コード ORGANIZATION	施設 コード FACILITY	核燃料物質 計量管理区域 コード MBA	報告期間 年月日から年月日まで PERIOD COVERED BY REPORT				報告 番号 REPORT No.	エントリー行数 No. OF LINE ENTRIES		扱 者 氏 名 SIGNATURE								
			FROM		TO		計 量 注 釈 デ ー タ ACCOUNTANCY DATA	注 釈 デ ー タ CONCISE NOTE DATA										
1	4	5	8	9	12	13	18	19	24	25	28	29	30	33	34	63	77	80
(注4)		(注5)		(注2)		(注3)				(注1)		(注6)		(注7)		(注8)		

核燃料物質 計量管理 区域コード MBA	報 告 番 号 REPORT No.	エ ン ト ー リ 番 号 ENTRY No.	データ 続 続 コード CONTI- NUATION	取 入 支 出 項 目 名 目 名 (エントリー名) ENTRY NAME	計量データ ACCOUNTANCY DATA								データ修正 CORRECTION TO										
					供給国 コード ORIGIN OF MATERIAL	元素 コード ELE- MENT	元素重量 WEIGHT OF ELEMENT	単位 UNIT	核分裂性物質 重 量 WEIGHT OF FISSILE ISOTOPES	同位体 コード ISOTOPE CODE	注 釈 注 釈 CONCISE NOTE	報 告 番 号 REPORT No.	エ ン ト ー リ 番 号 ENTRY No.										
1	4	5	8	9	10	11	26	29	47	50	51	53	60	61	63	70	71	72	74	77	78	79	80
(注2)	(注1)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	(注17)	(注18)	(注19)											7
																							7
																							7
																							7
																							7
																							7
																							7
																							7
																							7
																							7
																							7

- 注1 別記様式第4の注1の例により記載すること。
 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。
 3 別記様式第4の注3の例により記載すること。
 4 別記様式第4の注4の例により記載すること。
 5 別記様式第4の注5の例により記載すること。
 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。
 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。
 10 イ 元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超えることにより複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。
 ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
 11 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、在庫変動の端数調整については、該当する符号の後に別記様式第4の注13の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

期首実在庫（前回の報告対象期間に行った実在庫量の確認において記録した全ての実在庫量の代数和）	P B
在庫変動（報告対象期間内に確認された全ての在庫変動の原因又は事項ごとの記録の数量の代数和）	別記様式第4の注13の例による
在庫変動の端数調整（国際規制物資の使用等に関する規則第48条第3項、第7項、第8項又は第12項に基づき提出する報告書により報告した全ての在庫変動の原因又は事項ごとの数量の代数和から当該報告書の在庫変動の欄の数量を差し引いた値）	R A
期末帳簿在庫（期首実在庫の四捨五入を行わない数量と在庫変動の四捨五入を行わない数量との代数和）	B E
期末帳簿在庫の端数調整（期首実在庫の欄の数量と在庫変動の欄の数量との代数和から期末帳簿在庫の数量を差し引いた値）	R A B E
受払間差異（報告対象期間中に記録した全ての受払間差異の数量の代数和）	D I
受払間差異の端数調整（国際規制物資の使用等に関する規則第48条第3項、第7項、第8項又は第12項に基づき提出する報告書により報告した全ての受払間差異の数量の代数和から当該報告書の受払間差異の欄の数量を差し引いた値）	R A D I
調整済期末帳簿在庫（期末帳簿在庫の四捨五入を行わない数量と受払間差異の四捨五入を行わない数量との代数和）	B A
調整済期末帳簿在庫の端数調整（期首実在庫の欄の数量と在庫変動の欄の数量との代数和から受払間差異の欄の数量と調整済期末帳簿在庫の欄との数量の代数和を差し引いた値）	R A B A
期末実在庫（報告対象期間に行った実在庫量の確認において記録した全ての実在庫量の代数和）	P E
期末実在庫の端数調整（国際規制物資の使用等に関する規則第48条第10項又は第12項に基づき報告する報告書により報告した全ての実在庫量の代数和から期末実在庫の欄の数量を差し引いた値）	R A P E
在庫差（調整済期末帳簿在庫の四捨五入を行わない数量から期末実在庫の四捨五入を行わない数量を差し引いた値）	M F

在庫差の端数調整（調整済期末帳簿在庫の欄の数量から期末実在庫の欄の数量を差し引き、さらに在庫差の欄の数量を差し引いた値）	RAMF
--	------

- 12 別記様式第4の注18の例により記載すること。
 - 13 別記様式第4の注19の例により記載すること。
 - 14 核燃料物質の区分及び収支項目ごとに報告期間中の重量の合計をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
 - 15 別記様式第4の注21の例により記載すること。
 - 16 トリウムにあっては空白とし、その他にあっては核燃料物質の区分及び収支項目ごとに報告期間中の重量の合計をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
 - 17 別記様式第4の注23の例により記載すること。
 - 18 別記様式第4の注25の例により記載すること。
 - 19 別記様式第4の注26の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 ウランの区分変更を記載する場合は、当該区分変更に関係したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。
 - 3 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

別記様式第9 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質実在庫量明細報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第10項(第12項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名	称	事務上の 連絡先	名	称
	所在地			所在地	
核燃料物質計量管理区域の符号			連 絡 先	所 属 部 署	
				報告書の作成者の氏名	
				電話番号	
計 量 管 理 責 任 者 の 氏 名				電子メール	
				アドレス	

- 注 1 別記様式第 4 の注 1 の例により記載すること。
 - 2 別記様式第 4 の注 2 の例により記載すること。
 - 3 実在庫量の確認を実施した年月日を記載すること。
 - 4 別記様式第 4 の注 4 の例により記載すること。
 - 5 別記様式第 4 の注 5 の例により記載すること。
 - 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
 - 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
 - 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
 - 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
 - 10 イ 報告するバッチに含まれる元素区分が 2 種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が 8 桁を超えることにより、複数行で報告する必要が生じる場合は、当該欄の 2 行目以降に「C」と記載すること。
ロ 既に報告したデータを削除する場合又は在庫が全くない場合は「A」と記載すること。
 - 11 別記様式第 4 の注 14 の例により記載すること。
 - 12 別記様式第 4 の注 15 の例により記載すること。
 - 13 別記様式第 4 の注 16 の例により記載すること。
 - 14 別記様式第 4 の注 17 の例により記載すること。
 - 15 別記様式第 4 の注 18 の例により記載すること。
 - 16 別記様式第 4 の注 19 の例により記載すること。
 - 17 別記様式第 4 の注 20 の例により記載すること。
 - 18 別記様式第 4 の注 21 の例により記載すること。
 - 19 別記様式第 4 の注 22 の例により記載すること。
 - 20 別記様式第 4 の注 23 の例により記載すること。
 - 21 別記様式第 4 の注 24 の例により記載すること。
 - 22 別記様式第 4 の注 25 の例により記載すること。
 - 23 別記様式第 4 の注 26 の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつくり込み式とすること。
- 2 この報告書は、MBA ごとに別葉で作成すること。

別記様式第10 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(1)

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第11項(第12項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名	称	事務上の 連絡先	名	称	
	所在地			所在地		
核燃料物質計量管理区域の符号			連絡先	所属部署		
				報告書の作成者の氏名		
				電話番号		
計量管理責任者の氏名				電子メールアドレス		

(その2)

核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(1) (OCR3)

工場又は事業所 コード		施設 コード		核燃料物質 計量管理区域 コード		棚卸し実施日 年月日		報告 番号		エントリー行数 管理区分データ 注釈データ		披 者 氏 名																																						
(注4)		(注5)		(注2)		(注3)		(注1)		(注6)		(注7)																																						
1	4	5	8	9	12	19	24	25	28	29	30	33	34	63	77	80																																		
													(注8)																																					
供給当事国別管理区分																																																		
核燃料物質 計量管理 区域コード		報告 番号	エントリ 番号	コード 継続 コード	PIL 報告 番号		コード 継続 コード	供給 当事国		生産に係る供給当事国 核燃料物質		設 備	速 減 部 品	使用に係る供給当事国 核燃料物質		設 備	速 減 部 品	その他 設備等 新 旧	中性 子寄 与	元素重量	核分裂性物質 重量	単位 コード	データ修正 報告 番号		エントリ 番号																									
1	4	5	8	9	10	11	12	15	16	17	20	21	26	31	36	37	38	39	41	46	47	48	49	50	51	52	53	55	62	64	71	72	73	74	77	78	79	80												
(注2)		(注1)		(注9)		(注10)		(注11)		(注12)		(注13)		(注14)		(注15)		(注16)		(注17)		(注18)		(注19)		(注20)		(注21)		(注22)		(注23)		(注24)		(注25)		(注26)		(注27)		(注28)		(注29)						
1	4	5	8	9	10	11	12	15	16	17	20	21	26	31	36	37	38	39	41	46	47	48	49	50	51	52	53	55	62	64	71	72	73	74	77	78	79	80												
															F		F		F		F		F		F		F		F		F		F		F		F		F		F		F		F		F		F	

- 注 1 別記様式第 5 の注 1 の例により記載すること。
 - 2 別記様式第 4 の注 2 の例により記載すること。
 - 3 別記様式第 9 の注 3 の例により記載すること。
 - 4 別記様式第 4 の注 4 の例により記載すること。
 - 5 別記様式第 4 の注 5 の例により記載すること。
 - 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
 - 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
 - 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
 - 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
 - 10 別記様式第 5 の注 10 の例により記載すること。
 - 11 国際規制物資の使用等に関する規則第 48 条第 10 項又は第 12 項の規定に基づき提出する報告書であって本報告書と関連する報告書の報告番号及びエントリ番号を記載すること。
 - 12 別記様式第 4 の注 19 の例により記載すること。
 - 13 別記様式第 5 の注 14 の例により記載すること。
 - 14 別記様式第 5 の注 15 の例により記載すること。
 - 15 別記様式第 5 の注 16 の例により記載すること。
 - 16 別記様式第 5 の注 17 の例により記載すること。
 - 17 別記様式第 5 の注 18 の例により記載すること。
 - 18 別記様式第 5 の注 19 の例により記載すること。
 - 19 別記様式第 5 の注 20 の例により記載すること。
 - 20 別記様式第 5 の注 21 の例により記載すること。
 - 21 別記様式第 5 の注 22 の例により記載すること。
 - 22 別記様式第 5 の注 23 の例により記載すること。
 - 23 別記様式第 5 の注 24 の例により記載すること。
 - 24 別記様式第 5 の注 25 の例により記載すること。
 - 25 別記様式第 4 の注 20 の例により記載すること。
 - 26 別記様式第 4 の注 22 の例により記載すること。
 - 27 別記様式第 4 の注 21 の例により記載すること。
 - 28 別記様式第 4 の注 25 の例により記載すること。
 - 29 別記様式第 4 の注 26 の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、MBA ごとに別葉で作成すること。

別記様式第11 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(2)

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第11項(第12項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名	称		事務上の 連絡先	名	称	
	所在地				所在地		
	核燃料物質計量管理区域の符号		(注2)		所属部署	報告書の作成者の氏名	
	計量管理責任者の氏名				電話番号	電子メール	

- 注 1 別記様式第 5 の注 1 の例により記載すること。
- 2 別記様式第 4 の注 2 の例により記載すること。
- 3 別記様式第 9 の注 3 の例により記載すること。
- 4 別記様式第 4 の注 4 の例により記載すること。
- 5 別記様式第 4 の注 5 の例により記載すること。
- 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
- 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
- 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
- 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
- 10 別記様式第 6 の注 10 の例により記載すること。
- 11 別記様式第 4 の注 19 の例により記載すること。
- 12 別記様式第 5 の注 14 の例により記載すること。
- 13 別記様式第 5 の注 15 の例により記載すること。
- 14 別記様式第 5 の注 16 の例により記載すること。
- 15 別記様式第 5 の注 17 の例により記載すること。
- 16 別記様式第 5 の注 18 の例により記載すること。
- 17 別記様式第 5 の注 19 の例により記載すること。
- 18 別記様式第 5 の注 20 の例により記載すること。
- 19 別記様式第 5 の注 21 の例により記載すること。
- 20 別記様式第 5 の注 22 の例により記載すること。
- 21 別記様式第 5 の注 23 の例により記載すること。
- 22 別記様式第 5 の注 24 の例により記載すること。
- 23 別記様式第 5 の注 25 の例により記載すること。
- 24 核燃料物質の区分及び供給当事国の管理区分ごとに重量をグラム単位で記載し、1 グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 25 別記様式第 4 の注 22 の例により記載すること。
- 26 別記様式第 4 の注 21 の例により記載すること。
- 27 別記様式第 4 の注 25 の例により記載すること。
- 28 別記様式第 4 の注 26 の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつくり込み式とすること。
- 2 この報告書は、MBA ごとに別葉で作成すること。

別記様式第12 (第48条関係)
(その1)

報 告 年 月 日

操業計画・核燃料物質受払計画等報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第13項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は 事業所	名称		事務上の 連絡先	名称	
	所在地			所在地	
計 量 者 の 管 理 名	所在地		連絡先	報告書の作成者の氏名	
				電話番号	
				電子メールアドレス	

操業計画

施設 コード	1月 (7月)	2月 (8月)	3月 (9月)	4月 (10月)	5月 (11月)	6月 (12月)
(注1)	(注2)					

備考欄	(注3)
-----	------

- 注 1 別記様式第 4 の注 5 の例により記載すること。
- 2 各月において主たる施設の操業状態に応じて、次の表の左欄に掲げる状況の区分ごとに、それぞれ右欄に掲げる符号を一つ記載すること。

建設中	UC
試験中	CM
運転中	OP
検査・保守作業、改造、運転停止中	MM
廃止措置中 (核燃料物質が残っている場合)	XS
廃止措置中 (核燃料物質が残っていない場合)	CD
廃止済	DE
その他	OT

- 3 注 2 のうち「OT」を使用した場合は、備考欄にその詳細を記載すること。
- 4 別記様式第 4 の注 4 の例により記載すること。
- 5 毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで又は 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間を記載すること。
- 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。エントリ番号が「99」を超える場合は、「99」の次のエントリ情報を「01」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
- 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
- 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
- 10 イ 報告する受払いに含まれる核燃料物質の区分が 2 種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が 8 桁を超えることにより、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の 2 行目以降に「C」と記載すること。
- ロ 核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画が全くない場合は「A」と記載すること。
- 11 次の表の左欄に掲げる事項に及び、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

実在庫量の確認の実施に関する計画	PIT
核燃料物質の輸入に関する計画	RF
核燃料物質の輸出に関する計画	SF
国内受入れに関する計画	RD
国内払出しに関する計画	SD

- 12 各エントリ一情報で報告する計画を実施する予定の開始年月日及び終了年月日を記載すること。
- 13 別記様式第 4 の注 19 の例により記載すること。
- 14 天然ウラン、劣化ウラン、トリウムについてはキログラム単位で記載し、1 キログラム未満の端数は四捨五入すること。また、低濃縮ウラン、高濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン 233 についてはグラム単位で記載し、1 グラム未満の端数については四捨五入すること。
- 15 グラム単位は「G」、キログラム単位は「K」と記載すること。
- 16 別記様式第 4 の注 25 の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。
- 2 国内の他の施設からの受入れ又は国内の他の施設への払出しであって、実効値が 0.1 に達しない核燃料物質の受払いについては、記載を省略することができる。
- 3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 8 の 2 第 2 項第 3 号の規定により提出をさせ、又は第 68 条第 1 項、第 4 項、第 7 項若しくは第 8 項の規定により収去した試料の受払いについては、記載を省略することができる。

4 この報告書は、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者のあつては原子炉）ごとに別葉で作成すること。

別記様式第13 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
-------	--

核燃料物質輸出处計画報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第14項(第15項又は第18項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の 連絡先	名称			
	所在地	所在地		所在地	報告書の作成者 の氏名	電話番号	電子メールアドレス

- 注1 別記様式第4の注4の例により記載すること。
- 2 毎年1月1日から6月30日まで又は7月1日から12月31日までの期間を記載すること。
- 3 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 4 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 5 別記様式第4の注5の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注9の例により記載すること。エントリ番号が「99」を超える場合は、「99」の次のエントリ情報を「01」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 7 イ 報告する輸出に含まれる核燃料物質の区分が2種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超えることにより、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目を以降に「C」と記載すること。
- ロ 既に提出した報告書について修正する場合（輸出を取りやめる場合を除く。）は「R」と記載すること。
- ハ 輸出を取りやめる場合は「A」と記載すること。
- 8 各輸出計画の開始年月日及び終了年月日を記載すること。
- 9 核燃料物質の輸出する予定の相手先の施設コードを記載すること。
- 10 輸出する予定の単位体数を記載すること。
- 11 別記様式第4の注17の例により記載すること。
- 12 輸出する核燃料物質について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる事項を記載すること。

カ	ナ	ダ	シ	セ
オーストラリア	アラブ	インド	中国	アメリカ

- 13 別記様式第4の注19の例により記載すること。
- 14 別記様式第12の注14の例により記載すること。
- 15 別記様式第12の注15の例により記載すること。
- 16 低濃縮ウラン又は高濃縮ウランの場合のみ百分率で小数点第2位まで記載すること。
- 17 既に提出した報告書について修正をする場合は「X」と記載すること。
- 18 既に提出した報告書について修正をする場合は当該修正に係る報告書のエントリ番号を記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A44のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、工場又は事業所ごとに別葉で作成すること。

別記様式第14（第48条関係）

核燃料物質輸出（輸入）実施計画報告書

報告年月日 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第16項（第17項又は第18項）の規定により、次のとおり報告します。

施設	コード		(注1)					
事務上の連絡先	名称							
	所在地							
	所属部署							
	報告書の作成者の氏名							
	電話番号							
電子メールアドレス								
輸出（輸入）予定日			年 月 日					
相手国到着予定日			年 月 日					
輸出港（輸入港）の		名称						
		所在地						
輸出（輸入）の相手国名								
経由国								
輸出（輸入）の相手方の		氏名						
		住所						
輸出（輸入）の相手施設の		名称						
		所在地						
運搬容器の概要								
運搬手段								
開梱又は梱包を行う		場所						
		予定日						
単位 体数	組成、 形状等	供給 当事国	元素 コード	予 定 数 量 等				核燃料物質の同 定に関するその 他の事項
				元素重量	単位	核分裂性 物質重量	濃縮度 (%)	
(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)
備 考 欄		(注11)						

- 注1 別記様式第4の注5の例により記載すること。
- 2 輸出（輸入）実施予定の核燃料物質について、その単位体数を供給当事国ごとに記載すること。
- 3 化学的組成、物理的形状及び可能であれば同位体組成を記載すること。
- 4 別記様式第5の注14の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
- 5 別記様式第4の注19の例により記載すること。
- 6 別記様式第12の注14の例により記載すること。
- 7 別記様式第12の注15の例により記載すること。
- 8 天然ウラン、劣化ウラン、トリウムにあっては空白とし、その他にあっては核分裂性物質の重量をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 9 別記様式第13の注16の例により記載すること。
- 10 以下に示す場合にのみ記載すること。
- イ 輸出の場合であって、当該核燃料物質の計量管理規定で定めた方法により付したバッチの符号が明らかな場合は、当該バッチの符号を記載すること。
- ロ 輸入の場合であって、輸入相手国内において当該核燃料物質を同定するために個別に付された符号が明らかな場合は、当該符号を記載すること。
- ハ その他核燃料物質の同定に関する事項がある場合は、可能な限り詳細に記載すること。
- 11 既に提出した報告書について修正をする場合は当該修正に係る報告書の報告年月日を記載すること。
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第15(第48条関係)

年 期 核燃料物質管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第19項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
核燃料物質計量管理区域の符号(注1)		
事務上の連絡先	名 称	
	所 在 地	
	所 属 部 署	
	報告書の作成者の氏名	
	電 話 番 号	
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

核燃料物質の区分(注2)	
供 給 当 事 国	
化合物又は混合物の名称	

事 項				数 量 (注3)
期 首 在 庫				
期 中	受入れ (注4)	払出工場又は事業所名	受入年月日	
増	そ の 他 の 増 加 (注5)			
加	計			

期 中 減 少	払出し (注6)	受入工場又は事業所名	払出年月日	
	消費、廃棄又は損失(注7)			
	事故損失			
	その他の減少(注8)			
計				
期	末 在 庫			

- 注1 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 2 天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分により記載すること。
- 3 天然ウラン又は劣化ウランの区別に属するものにあつてはウランの量、トリウムの区分に属するものにあつてはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は、四捨五入すること。
- 4 別記様式第3の注12の例により記載すること。
- 5 別記様式第3の注4の例により記載すること。
- 6 別記様式第3の注14の例により記載すること。
- 7 損失については、事故損失以外の損失を記載すること。
- 8 計量誤差等による減少を記載すること

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「核燃料物質の区分」から「期末在庫」までの欄は、核燃料物質の区分ごと、供給当事国ごと及び化合物又は混合物の種類ごとに設けること。

別記様式第16(第48条関係)

年 期 核原料物質管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第20項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
国際規制物資計量管理区域の符号 (注1)		
事務上の連絡先	名 称	
	所 在 地	
	所属部署	
	報告書の作成者の氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

核原料物質の区分 (注2)	
供給当事国	

事 項		数 量 (注3)	
期 首 在 庫			
期 中 増 加	受入れ (注4)	払出工場又は事業所名 (注5)	受 入 年 月 日
	そ の 他 の 増 加 (注6)		
調 整 (注7)			
計 (注8)			

期中減少	払出し (注9)	受入工場又は事業所名(注10)	払出 年月日
	消費、廃棄又は損失 (注11)		
	事故損失		
	その他の減少(注12)		
期末在庫			
調整(注7)			
計 (注13)			
期末貯蔵委託(注14)			
期末運搬(注15)			

注 1 計量管理規定で定めた国際規制物資計量管理区域の符号を記載すること。

2 ウラン鉱又はトリウム鉱の区分により記載すること。

3 ウラン鉱の区分に属するものにあつてはウランの量、トリウム鉱の区分に属するものにあつてはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は、四捨五入すること。

4 別記様式第3の注12の例により記載すること。

5 輸入の場合にあつては、輸入相手国名及び相手方の工場又は事業所の名称を記載すること。

6 別記様式第3の注4の例により記載すること。

7 別記様式第3の注5の例により記載すること。

8 別記様式第3の注6の例により記載すること。

9 別記様式第3の注14の例により記載すること。

10 輸出の場合にあつては、輸出相手国及び相手方の工場又は事業所の名称を記載すること。

11 別記様式第15の注7の例により記載すること。

12 別記様式第15の注8の例により記載すること。

13 別記様式第3の注9の例により記載すること。

14 期末において、製錬事業者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者以外の者に貯蔵を委託している場合に限り記載すること。

15 期末において運搬中のものに限り、払出しを行う者が記載すること。ただし、製錬事業者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者以外の者が払出しを行う場合は、受入れを行う者が記載すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「核原料物質の区分」から「期末運搬」までの欄は、核原料物質の区分ごと及び供給当事国ごとに設けること。

別記様式第17 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

減速材物質在庫状況変動報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第21項(第23項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の 連絡先	国際規制物資計量管理区域の符号 (注2)						
	所在地	名称		名	称	所在地	所属部署	報告書の作成者の氏名	電話番号	電子メールアドレス

(その2)

減速材物質在庫状況変動報告書 (MCR1)

工場又は事業所 コード	施設 コード	国際規制物質 計量管理区域 コード	年月 日から 年月 日まで	報告 期間	報告 番号	エントリー行数		数量	単位	報告 番号	データ修正 番号
						変動データ	注釈データ				
(注4)	(注5)	(注2)	FROM TO	(注3)	(注1)	(注6)	(注7)				
1	4	8	13	18 19	25	28	29 30	33 34	63	71	80
4	5	9	10	24	28	29 30	33 34				
8	9	12	10	24	28	29 30	33 34				
11	10	17	10	24	28	29 30	33 34				
14	11	21	10	24	28	29 30	33 34				
17	12	25	10	24	28	29 30	33 34				
20	13	29	10	24	28	29 30	33 34				
23	14	31	10	24	28	29 30	33 34				
26	15	3	10	24	28	29 30	33 34				
29	16	6	10	24	28	29 30	33 34				
32	17	9	10	24	28	29 30	33 34				
35	18	12	10	24	28	29 30	33 34				
38	19	15	10	24	28	29 30	33 34				
41	20	18	10	24	28	29 30	33 34				
44	21	21	10	24	28	29 30	33 34				
47	22	24	10	24	28	29 30	33 34				
50	23	27	10	24	28	29 30	33 34				
53	24	30	10	24	28	29 30	33 34				
56	25	31	10	24	28	29 30	33 34				
59	26	1	11	24	28	29 30	33 34				
62	27	3	11	24	28	29 30	33 34				
65	28	6	11	24	28	29 30	33 34				
68	29	9	11	24	28	29 30	33 34				
71	30	12	11	24	28	29 30	33 34				
74	31	15	11	24	28	29 30	33 34				
77	32	18	11	24	28	29 30	33 34				
80	33	21	11	24	28	29 30	33 34				

- 注 1 国際規制物質の使用等に関する規則第48条第21項、第22項又は第23項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、国際規制物質計量管理区域（以下「ACCA」という。）ごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 2 計量管理規定で定めるACCAの符号を記載すること。
- 3 在庫状況の変動が生じた日を含む月の始まりと終わりの年月日を記載すること。
- 4 別記様式第4の注4の例により記載すること。
- 5 別記様式第4の注5の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 9 イ 報告する減速材物質の重量が10桁を超えることにより「数量」の欄において複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目を以降に「C」と記載すること。
- ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
- 10 在庫状況の変動が生じた年月日を記載すること。
- 11 いずれか一方の欄に当該ACCAの符号を記載し、他方の欄には相手がある場合のみ相手先のACCAの符号を記載すること。
- 12 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

増	輸入		RF
加	国内受入れ（国内の他のACCAからの受入れ）		RD
	生産		PH
	再生		RH
又	事故増加（予期しない発見による減速材物質の増加）		GA
	輸出		SF
は	国内払出し（国内の他のACCAへの払出し）		SD
	損失（通常発生する損失）		LS
減	消費		CL
	廃棄（工場又は事業所において行われる廃棄を除く。）		WA
少	事故損失		LA
試験研究用等原子炉設置者及び発		減速材としての使用の状況への移行	IU
電用原子炉設置者のみに係る事項		保管の状況への移行	OU

13 次の表の左欄に掲げる減速材物質の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

重水又は重水素	HW
原子炉級黒鉛	GH
ジルコニウム	ZI
その他の減速材物質	OM

- 14 別記様式第5の注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
- 15 減速材物質の重量をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 16 別記様式第4の注21の例により記載すること。
- 17 別記様式第4の注25の例により記載すること。
- 18 別記様式第4の注26の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格A4のつくり込み式とすること。
- 2 この報告書は、ACCAごとに別葉で作成すること。

別記様式第18 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

減速材物質在庫報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第22項(第23項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の 連絡先	国際規制物資計量管理区域の符号						
	所在地	名称		名	称	所在地	所属部署	報告書の作成者の氏名	電話番号	電子メールアドレス

- 注 1 別記様式第17の注 1 の例により記載すること。
- 2 別記様式第17の注 2 の例により記載すること。
- 3 毎年12月31日を記載すること。
- 4 別記様式第 4 の注 4 の例により記載すること。
- 5 別記様式第 4 の注 5 の例により記載すること。
- 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
- 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
- 8 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
- 9 イ 報告する減速材物質の重量が10桁を超えることにより「数量」の欄において複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の 2 行目以降に「C」に記載すること。
ロ 既に報告したデータを削除する又は在庫が全くない場合は「A」と記載すること。
- 10 別記様式第17の注13の例により記載すること。
- 11 試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者のみが記載することとし、次の表の左欄に掲げる事項に及び、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

減速材として使用される状況にあるもの	I U
保管の状況にあるもの	O U

- 12 別記様式第 5 の注14の表の左欄に掲げる区分に及び、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
- 13 別記様式第17の注15の例により記載すること。
- 14 別記様式第 4 の注21の例により記載すること。
- 15 別記様式第 4 の注25の例により記載すること。
- 16 別記様式第 4 の注26の例により記載すること。

備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。

- 2 この報告書は、A C A ごとに別葉で作成すること。

別記様式第19 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

設備在庫状況変動報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第24項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名	称		事務上の 連絡先	名	称	
	所在地				所在地		
国際規制物資計量管理区域の符号 (注2)					報告書の作成者の氏名		
					電話番号		
					電子メールアドレス		

(その2)

設備在庫状況変動報告書 (ECR1)

工場又は事業所 コード	施設 コード	国際規制物質 計量管理区域 コード	報告期間		報告 番号	エントリ行数		数量	単位	注 コード	データ修正						
			年 月 日から	年 月 日まで		変動データ	注釈データ				報告 番号	エントリ 番号					
(注4)	(注5)	(注2)	FROM	TO	(注1)	(注6)	(注7)				(注19)	(注20)					
1	4	5	8	12	13	18	19	24	25	28	29	30	33	34	63	77	80
4	5	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78
62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
71	72	73	74	75	76	77	78	79	80								
72	73	74	75	76	77	78	79	80									
73	74	75	76	77	78	79	80										
74	75	76	77	78	79	80											
77	78	79	80														
78	79	80															
79	80																
80																	

- 注1 国際規制物資の使用等に関する規則第48条第24項又は第25項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、ACCAGごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 2 別記様式第17の注2の例により記載すること。
- 3 別記様式第17の注3の例により記載すること。
- 4 別記様式第4の注4の例により記載すること。
- 5 別記様式第4の注5の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 9 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
- 10 別記様式第17の注10の例により記載すること。
- 11 別記様式第17の注11の例により記載すること。
- 12 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に並び、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

増	輸入	RF
加	国内受入れ (国内の他のACCAGからの受入れ)	RD
又	その他の増加	OI
は	輸出	SF
減	国内払出し (国内の他のACCAGへの払出し)	SD
少	廃棄 事故損失 その他の減少	WALA OD
加工事業者等 (廃棄事業者を除く。) のみに係る事項	使用の状況への移行 保管の状況への移行	IU OU

- 13 計量管理規定で定めた設備を一括して同定する方法により付した符号を記載すること。
- 14 計量管理規定で定めた設備を個別に同定する方法により付した符号を記載すること。
- 15 次の表の左欄に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

原子炉	RE
原子炉圧力容器	PV
原子炉内装物	RI
原子炉燃料交換機	FM
原子炉制御棒	CR
原子炉圧力管	PT
ジルコニウム管	ZT
一次冷却材ポンプ	CP
照射済燃料要素切断機	CM
臨界安全タンク	ST
燃料要素の処理／制御設備	PC

被覆管に密閉する設備	SE
燃料要素のその他の設備	OF
同位体分離のための設備	SI
重水生産工場設備	PH
その他の設備 (部品)	OE

- 16 別記様式第5の注18の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
- 17 設備の個数を記載すること。
- 18 「N」と記載すること。
- 19 別記様式第4の注25の例により記載すること。
- 20 別記様式第4の注26の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつくり込み式とすること。
- 2 この報告書は、ACAごとに別葉で作成すること。

別記様式第20 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

設備在庫報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第25項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の 連絡先	国際規制物資計量管理区域の符号						
	所在地	名称		名	称	所在地	所属部署	報告書の作成者の氏名	電話番号	電子メールアドレス

- 注 1 別記様式第19の注 1 の例により記載すること。
 2 別記様式第17の注 2 の例により記載すること。
 3 別記様式第18の注 3 の例により記載すること。
 4 別記様式第 4 の注 4 の例により記載すること。
 5 別記様式第 4 の注 5 の例により記載すること。
 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
 8 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
 9 別記様式第19の注 9 の例により記載すること。
 10 別記様式第19の注13の例により記載すること。
 11 別記様式第19の注14の例により記載すること。
 12 別記様式第19の注15の例により記載すること。
 13 加工事業者等（廃棄事業者を除く。）のみが記載することとし、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

使用の状況にあるもの	I U
保管の状況にあるもの	O U

- 14 別記様式第 5 の注18の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
 15 別記様式第19の注17の例により記載すること。
 16 別記様式第19の注18の例により記載すること。
 17 別記様式第 4 の注25の例により記載すること。
 18 別記様式第 4 の注26の例により記載すること。
 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。
 2 この報告書は、A C A ごとに別葉で作成すること。

別記様式第21（第48条関係）

核燃料物質事故増加報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所
氏 名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第27項の規定により、次のとおり報告します。

氏 名 又 は 名 称		
法人にあつては代表者の氏名		
住 所		
工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
使 用 の 場 所	名 称	
	所 在 地	
核燃料物質計量管理区域の符号 (注1)		
事務上の 連 絡 先	名 称	
	所 在 地	
	所 属 部 署	
	報告書の作成者の氏名	
	電 話 番 号	
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	
事 故 増 加 年 月 日	(注2)	
核 燃 料 物 質 の 区 分	(注3)	
供 給 当 事 国	(注4)	
元 素 重 量	(注5)	

発見された核燃料物質の情報	化合物又は混合物重量 (注6)	
	物質の形状 (注7)	
	化合物又は混合物の名称 (注8)	
	容器の種類 (注9)	
	物質の品質 (注10)	

- 注1 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 2 事故増加に係る国際規制物資の使用の許可日、変更に係る使用を開始する日又は許可範囲内の場合は事故増加が生じた日のいずれかを記載すること。
- 3 別記様式第1の注1の例により記載すること。
- 4 別記様式第1の注3の例により記載すること。
- 5 国際規制物資の種類ごとに、別記様式第1の注2の例により記載すること。元素重量は、化合物の分子量に占めるウラン又はトリウムの分子量から算出すること。
- 6 化合物又は混合物の量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 7 粉末、分析用小試料、分析用小試片若しくはその他固体（混合物は除く。）又は溶液のいずれかを記載すること。
- 8 酢酸ウラニル、酢酸ウラニル亜鉛、硝酸ウラニル（六水塩・四水塩）、塩化ウラニル、二酸化ウラン、三酸化ウラン、八酸化三ウラン、金属ウラン、硝酸トリウム（六水塩・四水塩）、酸化トリウム、金属トリウム又はその他のいずれかを記載すること。その他については、化合物名も括弧書きで追記すること。
- 9 容器なし、500ミリリットル未満の小さな容器、500ミリリットル以上1リットル未満の容器又はその他のいずれかを記載すること。その他については、容器の種類も括弧書きで追記すること。
- 10 金属等の固形物、精製された均質の物質、高純度仕様に合致する物質、非均質物質（スクラップ等）又は各種組成の物（汚染スクラップ又は廃棄物）のいずれかを記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第22（第48条関係）

製錬の事業の実施状況に関する報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第28項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
核原料物質(核燃料物質)の区分 (注1)		
生 産 数 量 (注2)		
予 定 生 産 数 量 (注3)		
生 産 能 力 (注4)		
事務上の連絡先	名 称	
	所 在 地	
	所 属 部 署	
	報告書の作成者 の 氏 名	
	電 話 番 号	
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

注1 ウラン又はトリウムの区分により記載すること。

2 1年間に製錬した核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

3 報告を行う日を含む1年間に製錬する予定の核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

4 1年間に製錬することができる核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「核原料物質(核燃料物質)の区分」から「生産能力」までの欄は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに設けること。

別記様式第23（第48条関係）

サイト内建物報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第29項の規定により、次のとおり報告します。

サ イ ト	名 称		
	所 在 地		
	サイトコード（注1）		
	通常勤務時間帯（注2）	自 時 分	至 時 分
	休 日（注3）		
確 認 年 月 日（注4）			
事 務 上 の 連 絡 先	名 称		
	所 在 地		
	所 属 部 署		
	報 告 書 の 作 成 者 の 氏 名		
	電 話 番 号		
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス		
建 物 の 要 概 （ 注 5 ）	行番号 （注6）	建物コード （注7）	施設コード （注8）
建 物 の 配 置		別添資料のとおり（注10）	

- 注 1 サイトごとに国に登録する符号を記載すること。
- 2 サイトの職員の勤務開始の時刻及び勤務終了の時刻を記載すること。
- 3 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の休日がある場合にあつては当該休日の年月日を記載し、これらの日以外の休日がない場合にあつては空白とすること。
- 4 サイト内の建物の状況及び配置を確認した日を記載すること。
- 5 前回提出した報告書記載事項と変更がない建物にあつては記載しないこととし、報告書記載事項に変更がある建物にあつては最初に付した行番号と同一のものを用いて記載すること。
- 6 サイトごとに「1」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 7 建物ごとに国に登録する符号を記載すること。
- 8 核燃料物質を取り扱う施設にあつては別記様式第4の注5の例により記載し、その他にあつては空白とすること。
- 9 階数、床面積、用途、使用状況その他建物の状況並びに追加議定書第7条に規定する管理されたアクセスの可能性がある場所及びその理由について記載し、用途を変更した場合にあつては変更前の用途を併せて記載すること。また、建物を廃止した場合にあつては「廃止」と記載すること。
- 10 建物ごとに建物コードを記載し、当該建物が施設である場合にあつては施設コードを併せて記載すること。
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 この報告書は、サイトごとに別葉で作成すること。

別記様式第24（第48条関係）

国際特定活動における生産数量に関する報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第31項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
国際特定活動の種類（注1）		
生 産 数 量（注2）		
事務上の連絡先	名 称	
	所 在 地	
	所 属 部 署	
	報告書の作成者の氏名	
	電 話 番 号	
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

注1 追加議定書附属書Iに掲げる活動のうち、該当するものを記入すること。

2 1年間に生産した資材又は設備（追加議定書附属書I(xv)に規定するホットセルを含む。）について、当該資材又は設備ごとの数量を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「国際特定活動の種類」及び「生産数量」の欄は、国際特定活動の種類ごとに設けること。

ウラン鉱山に関する報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 5 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 48 条第 32 項の規定により、次のとおり報告します。

鉱 山	名 称	
	所 在 地	
実 施 状 況	(注 1)	
生 産 数 量	(注 2)	
予 定 生 産 数 量	(注 3)	
生 産 能 力	(注 4)	
事 務 上 の 連 絡 先	名 称	
	所 在 地	
	所 属 部 署	
	報告書の作成者の氏 名	
	電 話 番 号	
	電子メールアドレス	

注 1 探鉱、採鉱又は選鉱の区分ごとに、実施、休止又は廃止の区分により記載すること。探鉱、採鉱又は選鉱のうち、実施したことの無いものについては記載しないこと。

2 1年間に生産したウランの量について、キログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

3 報告を行う日を含む1年間に生産する予定のウランの量について、キログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

4 1年間に生産することができるウランの量について、キログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 「鉱山」から「生産能力」までの欄は、ウラン鉱山ごとに設けること。

第 号	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 8 の 2 第 3 項 又は同法第 68 条第 5 項の規定による	
身 分 証 明 書	
職名及び氏名	
写 真	押 出 スタンプ
	年 月 日生 年 月 日交付
	原子力規制委員会 印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A6 とすること。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第61条の8の2 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査(以下「保障措置検査」という。)に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

四 国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

3 前項第一号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 (略)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。))に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、当該職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2・3 (略)

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第8項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、当該職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 前各項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7~14 (略)

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一~六 (略)

七 第61条の8の2第2項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者
八~十 (略)

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第4項まで又は第7項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二 (略)

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 第77条(第一号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条の4、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(表 面)

		第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 23 第 2 項 (同法第 61 条の 23 の 20 において準用する場合を含む。)の規定による		
身 分 証 明 書		
職名及び氏名		
写 真	押 出 スタンプ	年 月 日生
		年 月 日交付
		原子力規制委員会 印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A7 とすること。

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 61 条の 23 原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又は当該職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 61 条の 23 の 20 第 61 条の 17、第 61 条の 18 及び第 61 条の 23 の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第 61 条の 18 中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第 61 条の 23 第 1 項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読み替えるものとする。

第 80 条の 2 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第 61 条の 23 第 1 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 80 条の 3 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第 61 条の 23 の 20 において準用する第 61 条の 23 第 1 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

別記様式第 28（第 51 条関係）

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 48 条第 項の規定による報告書を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 法令の条項については、当該届出の適用条項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

5 該当事項のない欄は、省略すること。

改正 令和 年 月 日 原規放発第 号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領の全部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく
保障措置検査及び保障措置に係る立入検査等実施要領

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領（原規放発第 20021926 号）の全部を別添のとおり改正する。

附 則

この規程は、国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（令和 年 原子力規制委員会規則第 号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく
保障措置検査及び保障措置に係る立入検査等実施要領**

令和 年 月

原子力規制委員会

1. 目的

本実施要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 61 条の 8 の 2 第 2 項に規定する保障措置検査並びに第 68 条第 1 項、第 4 項、第 10 項及び第 11 項の規定に基づき実施する保障措置に係る立入検査等の実施方法について定めたものである。

2. 検査等の種別

検査等の種別は以下のとおりとする。

(1) 同時保障措置検査

保障措置検査のうち、我が国が国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の査察と同時に、IAEA から査察の実施について通告があった事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、国際規制物資の使用等に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「規則」という。）第 15 条第 2 項各号に掲げる検査を実施するもの。

(2) 単独保障措置検査

保障措置検査のうち、我が国が単独で実施するもの。

(3) 同時立入検査等

保障措置に係る立入検査等のうち、我が国が IAEA の査察と同時に、IAEA から査察等の実施について通告があった事務所又は工場若しくは事業所その他の場所¹に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させるもの。

(4) 単独立入検査等

保障措置に係る立入検査等のうち、我が国が単独で実施するもの。

3. 検査等の実施者及び実施内容

3.1 保障措置検査

保障措置検査は、法第 61 条の 8 の 2 第 2 項の規定により原子力規制委員会の指定を受けた職員（以下「査察官」という。）が実施することができるほか、法第 61 条の 23 の 2 の規定に基づき、その業務の全部又は一部を、指定保障措置等検査実施機関に行わせることができる。指定保障措置等検査実施機関は、規則第 27 条で定める条件に適合する知識経験を有する者（以下「保障措置検査員」という。）に保障措置検査を実施させなければならない。

保障措置検査は、その対象が、核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）第 98 条 I に規定する「施設」の場合は、保障措置協定の補助取極である各施設の施設附属書（Facility Attachment）において個別に定められているところに従い、実施する。

また、保障措置検査の対象が、保障措置協定の追加議定書第 18 条 j に規定する「施設外の場所」の場合は、保障措置協定の補助取極である施設外の場所附属書（LOF Attachment）に定められているところに従い、実施する。

3.2 立入検査等

立入検査等は、法第 68 条第 1 項又は第 4 項の規定に基づき、原子力規制庁職員が実施する。また、原子力規制庁職員は、法第 68 条第 10 項又は第 11 項の規定に基づき、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

4. 単独保障措置検査年間計画の作成及び変更

原子力規制庁長官官房放射線防護企画課保障措置室長（以下「保障措置室長」という。）は、前年の年末時点において、IAEA の実在庫検認が毎年必ず実施されるものではないと IAEA との

¹ 法第 68 条第 1 項に基づく立入検査等の場所は、事務所又は工場若しくは事業所とされているが、法第 68 条第 4 項に基づく立入検査等の場所は、事務所又は工場若しくは事業所その他の場所とされている。

間で合意されている「施設外の場所」等から、実在庫検認を受けるべき事務所又は工場若しくは事業所を選定し、検査実施時期を定めて、単独保障措置検査年間計画を作成する。

保障措置室長は、単独保障措置検査年間計画作成後に IAEA から査察実施の通告があった「施設外の場所」等を単独保障措置検査の対象から除外するなど、必要に応じ当該計画を変更する。

5. 検査等の実施時期

保障措置検査の実施時期については、同時保障措置検査については IAEA からの査察実施の通告によるものとし、単独保障措置検査については単独保障措置検査年間計画に定める時期とする。

立入検査等の実施時期については、同時立入検査等については IAEA からの査察実施の通告によるものとし、単独立入検査等については実施の必要性が生じた時期とする。

6. 検査等の実施の通知

6.1 保障措置検査

同時保障措置検査については、検査の対象となる者に対し、あらかじめ IAEA からの通告を送付するとともに、検査の実施日時、実施事項及び検査を行う者（検査に同行する原子力規制庁職員を含む。以下「査察官等」という。）の氏名を通知する。

単独保障措置検査については、検査の対象となる者に対し、検査の実施日の原則 2 週間前までに、検査の実施日時、実施事項及び検査を行う査察官等の氏名を通知する。

6.2 立入検査等

同時立入検査等については、検査等の対象となる者に対し、あらかじめ IAEA からの通告を送付するとともに、検査等の実施日時、実施事項及び検査等を行う原子力規制庁職員の氏名を通知する。

単独立入検査等については、検査等の対象となる者に対し、検査等の実施日の原則 2 週間前までに、検査等の実施日時、実施事項及び検査等を行う原子力規制庁職員の氏名を通知する。

7. 検査等の実施

6. に基づき通知した実施事項について検査等を行うほか、状況に応じその他必要な事項についても検査等を行う。

査察官及び保障措置検査に係る立入検査等を行う原子力規制庁職員は、規則第 49 条第 1 項の規定による証明書又は原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和 5 年原子力規制委員会規則第 1 号）の規定による証明書を適切に管理するとともに、保障措置検査又は立入検査等を実施するときは、これらのうちいずれかの証明書を携帯していることを確認する。

8. 違反事項の取扱い等

検査等において、法又は規則（以下「法令」という。）に違反する疑いのある事象を発見し又は報告を受けた場合は、当該事業者等に対し、当該事象に係る事実関係を確認する。

当該確認の結果、当該事象が法令に違反すると認められた場合には、保障措置室長はその旨を原子力規制委員会に報告し、その指示を受けて、法に基づく命令その他当該事実の重要度に応じた必要な措置を講じる。また、保障措置室長は、当該事象が法令に違反しないことが確認された場合においても、必要に応じ、原子力規制委員会に報告し、その指示を受けて必要な措置を講じる。これらの措置を講じた場合には、その後も適切な時期に検査等を行い、その改善状況について確認する。

保障措置室長は、原子力規制委員会に報告しない事象についても、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために必要があると認めるときは、当該事業者等に対して文書で改善を求め、その後も適切な時期に検査等を行い、その改善状況について確認する。

9. 検査等の結果の報告及び公表

保障措置室長は、毎年検査等の結果を取りまとめ、これを原子力規制委員会に報告し、公表する。

改正 令和 年 月 日 原規放発第 号 原子力規制委員会決定

国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）の全部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

国際規制物資の使用等に関する規則第48条第26項の規定による原子力規制委員会への事故損失又は封印毀損等の報告に関する解釈

国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）（原規放発第2102102号）の全部を別添のとおり改正する。

附 則

この規程は、国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（令和 年 原子力規制委員会規則第 号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

国際規制物資の使用等に関する規則第 48 条第 26 項の規定による原子力規制委員会への
事故損失又は封印毀損等の報告に関する解釈

令和 年 月 日
原子力規制委員会

I 運用の基本的な考え方

1. 国際規制物資の使用等に関する規則（令和 原子力規制委員会規則第 号。以下「規則」という。）第 48 条第 26 項に基づく原子力規制委員会への報告の義務の規定は、事故損失に関する場合は核燃料物質が工場又は事業所に搬入された時点から、封印毀損等に関する場合は国際規制物資その他の物の移動¹を監視するために必要な封印がされ、又は装置が取り付けられた時点から、それぞれ適用される。

2. 規則第 48 条第 26 項に基づき直ちに行う報告は文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）によるものとする。文書による報告に時間を要する場合には、まず電話等を用いて口頭で報告することとし、その後、文書による報告を行うものとする。

直ちに報告が必要な内容は、その事案の発見日時、場所及び事案の概要とする。その報告があった場合、原子力規制庁は、速やかに国際原子力機関（以下「IAEA」という。）に国際約束に基づき特別報告するとともに原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

また、発見日から 30 日以内に報告が必要な内容は、事案の発見日時、場所、事案の詳細、原因分析及び再発防止対策とする。その報告があった場合、原子力規制庁は、原因分析や再発防止対策について評価を行った上で、その内容及び評価結果を委員会に報告する。

II 事故損失に関する報告について

事故損失に関する報告の目的、解釈及び運用上の留意点は、次のとおりである。

核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき

1. 目的

核燃料物質の事故損失が生じた場合、IAEA と我が国の国際約束に基づき委員会から

¹ 追加議定書に基づく補完的アクセスにおいて取り付けられる封印の対象は、基本的には国際規制物資であるが、補完的アクセスは、未申告の核物質がないことの確認のためにも行われる。そのため、国際規制物資が存在していない場所や国際規制物資以外にも取り付けられる可能性があり、補完的アクセスの目的に応じて、封印の対象は異なる。

IAEAに特別報告を行う必要があることから、委員会への報告を求めるものである。

2. 解釈

- ① 「事故損失」：操作上の事故の結果生ずる回復不可能な不測の核燃料物質の損失をいう。
- ② 「国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。」：以下（ア）又は（イ）に掲げる下限値（元素重量）未満の核燃料物質の事故損失が発生した場合は国際約束に基づく IAEA への特別報告が求められておらず、委員会に報告させる必要性が乏しいため、規則第 48 条第 26 項に基づく報告対象から除く。

（ア）核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）第 98 条 I に規定する「施設」における事故損失の場合は、保障措置協定の補助取極である各施設の施設附属書（Facility Attachment）において個別に定められている事故損失における特別報告が必要な下限値。

（イ）保障措置協定の追加議定書第 18 条 J に規定する「施設外の場所」における事故損失の場合は、保障措置協定の補助取極である施設外の場所附属書（LOF Attachment）において一律に定められている事故損失における特別報告が必要な下限値。すなわち、プルトニウム及び濃縮度 5 % を超える濃縮ウランは元素重量で 50 グラム、濃縮度 5 % 以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは元素重量で 25 キログラム。

3. 運用上の留意点

- ① 在庫差（帳簿上の在庫量と実在庫量との差をいう。）の原因が測定又は分析精度によるものなど、計量管理上の合理的な評価によって説明できる場合や、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号。以下「加工規則」という。）第 9 条の 16 第 1 号等²に規定する核燃料物質の盗取又は所在不明の場合は報告の対象とならない。
- ② なお、核燃料物質の盗取又は所在不明が発生し、その量が 2. ②（ア）又は（イ）に掲げる下限値以上の場合は、加工規則第 9 条の 16 第 1 号等の規定に基づく報告をもって、原子力規制庁から IAEA に国際約束に基づく特別報告を行う。

Ⅲ 封印毀損等に関する報告について

² 加工規則第 9 条の 16 第 1 号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）第 16 条の 14 第 1 号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 134 条第 1 号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号）第 129 条第 1 号、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 18 条、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 112 号）第 43 条の 13 第 1 号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和 46 年総理府令第 10 号）第 19 条の 16 第 1 号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 1 号）第 22 条の 17、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 47 号）第 35 条の 16、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 25 条及び核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号）第 6 条の 10 第 1 号の規定に基づく報告をいう。

封印毀損等に関する報告の目的、解釈及び運用上の留意点は、次のとおりである。

法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したとき

1. 目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8の2第4項において、同条第2項第4号の規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又は毀損してはならないこととされている。また、法第68条第14項において、同条第10項から第13項までの規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又は毀損してはならないこととされている。

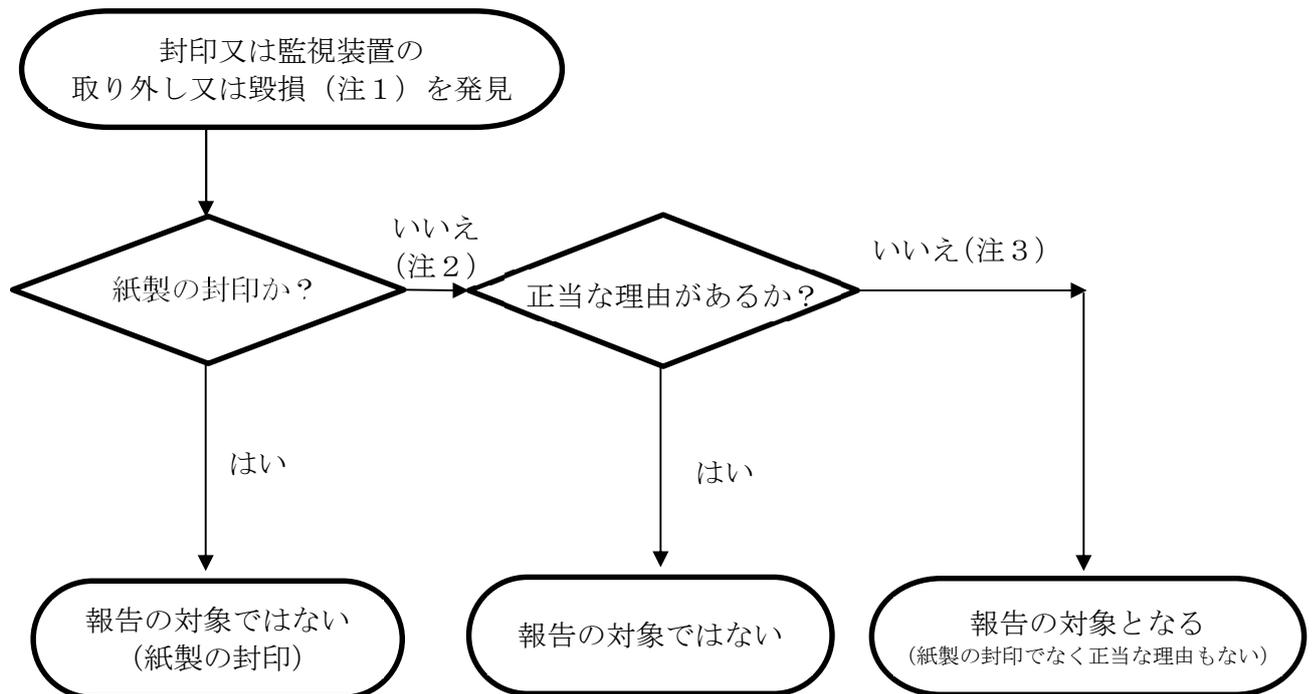
封印毀損等の場合はIAEAと我が国の国際約束に基づき委員会からIAEAに特別報告を行う必要があることから、正当な理由なく取り外され又は毀損されていること（外観から明らかに判断できる場合に限る。）を発見したときに委員会への報告を求めるものである。

2. 解釈

- ① 「正当な理由」：封印をすること又は監視装置の取付けが保障措置検査又は立入検査という行政事務の効率化や合理化を図るものであることから、この行政事務の効率化や合理化によって得られる社会的利益と比較衡量して、取り外し又は毀損することにより、より大きな利益が得られると考えられる場合等を指すものであり、必ずしも当該工場又は事業所内における正常な操業を確保するためにやむを得ない場合等を排除しているものではない。該当する例としては、IAEA又は委員会が必要と判断して取り外した場合、火事、地震等の際の従業員の安全確保、財産保護等の観点からやむを得ない場合、自然現象などにより外れ又は毀損されたもののうち事前に適切な対策により防止することが困難である場合等がある。原子力規制庁は、判断に迷う場合は幅広く相談を受け付けることとする。
- ② 「封印（紙製のものを除く。）」：紙製の封印については、査察期間中に査察活動を効率的に行うために一時的かつ簡易的に用いられるものであり、毀損した場合であっても原則として査察期間中に追加的な確認が可能であるとともに、査察を実施する側の手順の改善等により再発防止が図られる場合もある。このことから報告させる必要性が乏しいため、報告対象から除く。

3. 運用上の留意点

IAEAの指定する者又は委員会の職員がした封印又は取り付けた監視装置が取り外されていること又は毀損されていることを発見したときに報告の対象となるか否かについての判断フローは次のとおりである。



注1：外観から明らかに取り外し又は毀損と判断できる場合に限る。その例は以下のとおり。

- ・ 封印のワイヤーが切れていることが確認された場合
- ・ 監視カメラのへこみやガラスの破損等の外部損傷が確認された場合
- ・ 監視カメラの架台の損傷等により、監視カメラが適切に設置されていないことが確認された場合

注2：紙製の封印以外の金属封印や電子封印、監視カメラなどの場合は、正当な理由がある取り外し又は毀損かの確認が必要となる。

注3：例えば、封印又は監視カメラが取り付けられていることを失念して若しくは知らずに毀損した場合、故意に若しくは誤って取り外し若しくは毀損した場合、又は原因不明の場合などが含まれる。

(案)

参考1

参考新旧対照表

国際規制物資の使用等に関する規則に係る新旧対照表【見え消し版】 ※意見公募時点からの見え消し

改 正 案	対応する現行の国規則の規定	
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 国際規制物資の使用等に関する規制（第二条—第十九条）</p> <p>第三章 指定情報処理機関（第二十条—第二十四条）</p> <p>第四章 指定保障措置検査等実施機関（第二十五条—第四十七条）</p> <p>第五章 雑則（第四十八条—第五十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 定義（第一条）</p> <p>第二章 国際規制物資の使用の許可の申請等（第一条の二—第四条の二の十）</p> <p>第三章 指定情報処理機関（第四条の三—第四条の七）</p> <p>第四章 指定保障措置検査等実施機関（第四条の八—第四条の三十）</p> <p>第五章 雑則（第五条—第十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 定義</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>< 一～十四は、条文中で定義されていたものを、第1条に移動 ></p>

- 一 「核燃料物質」とは、法第二条第二項に規定する核燃料物質のうち、国際規制物資に該当するものをいう。
- 二 「核原料物質」とは、法第二条第三項に規定する核原料物質のうち、国際規制物資に該当するものをいう。
- 三 「製錬事業者」とは、法第六条第一項に規定する製錬事業者（法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等を含む。）であって、国際規制物資を製錬の事業の用に供するものをいう。
- 四 「加工事業者」とは、法第十六条第一項に規定する加工事業者（法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等を含む。）であって、国際規制物資を加工の事業の用に供するものをいう。
- 五 「試験研究用等原子炉設置者」とは、法第二十三条の二第一項に規定する試験研究用等原子炉設置者（法第四十三条の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）であって、国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供するものをいう。
- 六 「発電用原子炉設置者」とは、法第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置

条（場所）を移動して修正

条（場所）を移動して修正

旧の者を含む定義に修正

旧の者を含む定義に修正

旧の者を含む定義に修正

旧の者を含む定義に修正

者等を含む。)であって、国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供するものをいう。

七 「使用済燃料貯蔵事業者」とは、法第四十三条の七第一項に規定する使用済燃料貯蔵事業者（法第四十三条の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。）であって、国際規制物資を貯蔵するものをいう。

八 「再処理事業者」とは、法第四十四条の四第一項に規定する再処理事業者（法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等を含む。）であって、国際規制物資を再処理の事業の用に供するものをいう。

九 「廃棄事業者」とは、法第五十一条の五第一項に規定する廃棄事業者（法第五十一条の二十六第一項に規定する旧廃棄事業者等を含む。）であって、国際規制物資を廃棄するものをいう。

十 「使用者」とは、法第五十五条第一項に規定する使用者（法第五十七条の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）であって、国際規制物資を第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用するものをいう。

十一 「国際規制物資使用者」とは、法第六十一条の五第一項に規定する国際規制物資使用者（法第六十一条

旧の者を含む
定義に修正

旧の者を含む
定義に修正

旧の者を含む
定義に修正

旧の者を含む
定義に修正

条（場所）の
移動

の九の三第一項に規定する旧国際規制物資使用者等を含む。第十六条第二項を除き、以下同じ。)をいう。

十二 「原子力利用国際規制物資使用者」とは、国際規制物資使用者であって、追加議定書第十八条 a に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用するものをいう。

十三 「非原子力利用国際規制物資使用者」とは、国際規制物資使用者であって、原子力利用国際規制物資使用者以外のものをいう。

十四 「非原子力利用国際規制物資輸出入者」とは、非原子力利用国際規制物資使用者であって、核燃料物質の輸出又は輸入を行おうとするものをいう。

十五 「核燃料物質計量管理区域」とは、保障措置協定第九十八条Mに規定する物質収支区域をいう。

十六 「国際規制物資計量管理区域」とは、国際規制物資（核燃料物質を除く。）の収支を算定するために工場又は事業所内に設定される区域をいう。

一 核燃料物質計量管理区域 工場又は事業所内の区域であって、国際約束に基づく保障措置の適用その他の規制を円滑に行うため当該区域に係る核燃料物質の計量及び管理を適切に行うことができるものをいう。

二 国際規制物資計量管理区域 工場又は事業所内の区域であって、国際約束に基づく受渡しの制限その他の規制を円滑に行うため当該区域に係る国際規制物資（核燃料物質を除く。）の計量及び管理を適切に行うことができるものをいう。

条（場所）の移動

条（場所）の移動

新規に追加

協定の定義を引用

表現の適正化

十七 「在庫変動」とは、保障措置協定第九十八条J(a)に規定する増加又は同条J(b)に規定する減少その他の核燃料物質計量管理区域における核燃料物質の増加又は減少をいう。

十八 「バッチ」とは、保障措置協定第九十八条Cに規定するバッチをいう。

十九 「実在庫量」とは、保障措置協定第九十八条Pに規定する実在庫の量をいう。

二十 「実効値」とは、核燃料物質について、次に掲げるところにより算定した数値をいう。

イ プルトニウムにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値

ロ 濃縮度（ウラン二三三の量とウラン二三五の量とを合計した量のウランの総量に対する比率をいう。以下同じ。）が百分の一以上であるウランにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に当該濃縮度の二乗を乗じて得られた数値

ハ 濃縮度が千分の五を超え、百分の一に達しないウランにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に一万分の一を乗じて得られた数値

三 在庫変動 核燃料物質計量管理区域における核燃料物質の増加又は減少をいう。

四 バッチ 計量及び管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。

五 実在庫量 一定の時点において、一定の手續に従い計量された核燃料物質計量管理区域内の核燃料物質の量をいう。

六 実効値 核燃料物質について次に掲げるところにより算定した数値をいう。

イ プルトニウムにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値

ロ 濃縮度（ウラン二三三の量とウラン二三五の量とを合計した量のウランの総量に対する比率をいう。以下同じ。）が百分の一以上であるウランにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に当該濃縮度の二乗を乗じて得られた数値

ハ 濃縮度が千分の五を超え、百分の一に達しないウランにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に一万分の一を乗じて得られた数値

協定の定義を引用し、表現を適正化

協定の定義を引用

協定の定義を引用

条（場所）の移動

ニ 濃縮度が千分の五以下のウラン又はトリウムにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に十万分の五を乗じて得られた数値

ホ イからニまでに掲げる物質の一又は二以上を含むものにあつては、当該物質ごとに、それぞれイからニまでに掲げるところにより算出される数値を合計した数値

二十一 「燃料体」とは、原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。

二十二 「特定燃料体」とは、燃料体であつて、原子炉（臨界実験装置を除く。）で使用されるもののうち、プルトニウムを含むもの（使用済燃料を除く。）をいう。

二十三 「主要測定点」とは、保障措置協定第九十八条Kに規定する主要測定点をいう。

二十四 「帳簿検査」とは、帳簿その他の書類を確認することをいう。

ニ 濃縮度が千分の五以下のウラン又はトリウムにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に十万分の五を乗じて得られた数値

ホ イからニまでに掲げる物質の一又は二以上を含むものにあつては、当該物質ごとに、それぞれイからニまでに掲げるところにより算出される数値を合計した数値

七 燃料体 原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。

八 特定燃料体 燃料体であつて、原子炉（臨界実験装置を除く。）で使用されるもののうち、プルトニウムを含むもの（使用済燃料を除く。）をいう。

九 主要測定点 核燃料物質計量管理区域内における箇所であつて、当該核燃料物質計量管理区域に係る核燃料物質の受払い又は在庫に関する計量及び管理を適切に行うことができるものをいう。

十 帳簿検査 法第六十一条の七の規定による記録とその他国際規制物資の計量及び管理に関する帳簿又は書類とを照合し、その結果に基づいて法第六十七条第一項の規定によりされた報告（保障措置協定に基づく保

条（場所）の移動

条（場所）の移動

協定の定義を引用

表現の適正化

二十五 「員数検査」とは、核燃料物質計量管理区域内に存在する核燃料物質について、その所在場所における員数を確認することをいう。

二十六 「機器検査」とは、核燃料物質の計量及び管理に用いる機器（原子力規制委員会が所有しているもの及び国際原子力機関が所有しているものを除く。）について、当該核燃料物質の計量及び管理を適切に行うことができる状態に維持されていることを確認することをいう。

二十七 「非破壊検査」とは、核燃料物質計量管理区域内に存在する核燃料物質の種類又は量について、非破壊測定により確認することをいう。

二十八 「試料提出」とは、核燃料物質その他の必要な試料を提出させることをいう。

障措置の実施のためのものに限る。)の正確性を確認することをいう。

十一 員数検査 法第六十一条の七の規定による記録又はその他国際規制物資の計量及び管理に関する帳簿若しくは書類（以下「記録等」という。）において核燃料物質計量管理区域内に存在するものとして記載された核燃料物質について、その所在場所における員数を確認することをいう。

十二 機器検査 国際規制物資使用者等が核燃料物質の計量及び管理に用いる機器について、当該核燃料物質の計量及び管理を適切に行うことができる状態に維持されていることを確認することをいう。

十三 非破壊検査 記録等において核燃料物質計量管理区域内に存在するものとして記載された核燃料物質の種類又は量について、非破壊検査により確認することをいう。

十四 試料提出 保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な核燃料物質その他の試料を提出させることをいう。

表現の適正化

表現の適正化

表現の適正化

表現の適正化

二十九 「封印監視」とは、封印若しくは装置の取付け若しくは取り外し、取り付けられた封印若しくは装置の健全性の確認又は装置によりされた記録の確認若しくは回収を行うことをいう。

三十 「サイト」とは、追加議定書第十八条 b に規定するサイトをいう。

十五 封印監視 封印若しくは装置の取付け、取り付けられた封印若しくは装置の健全性の確認又は装置によりされた記録の回収を行うことをいう。

十六 サイト 次のイ、ロ又はハに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める区域をいう。ただし、当該区域が同一の工場又は事業所内に複数存在する場合にあっては、当該区域のうち二以上のものを含む区域を一のサイトとすることができる。

イ 加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（実効値の合計が一以上のプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。） 加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設又は使用施設等（以下「加工施設等」という。）ごとにそれぞれ設定された管理区域及び周辺監視区域（周辺監視区域の外側の場所においても加工施設等が設置されている場合にあっては、当該加工施設等の区域を含むものとし、周辺監視区域に隣接し又は近接した場所において国際特定活動に係る施設その他の加工施設等

表現の適正化

協定の定義を引用

と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあっては、当該施設の区域を含むものとする。)

ロ 使用者（実効値の合計が一に満たないプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。） 管理区域（管理区域の外側の場所においても使用施設等が設置されている場合にあっては、当該使用施設等の区域を含むものとし、管理区域に隣接し又は近接した場所において国際特定活動に係る施設その他の使用施設等と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあっては、当該施設の区域を含むものとする。)

ハ 原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者（旧国際規制物資使用者等を含む。第二条第一項を除き、以下同じ。）のうち、追加議定書第十八条に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用する者をいう。以下同じ。） 核燃料物質計量管理区域を含む建物の区域（核燃料物質管理区域を含む建物の区域に隣接し又は近接した場所において国際特定活動に係る施設その他の使用施設等と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあっては、当該施設の区域を含むものとする。)

第二章 国際規制物資の使用等に関する規制

(国際規制物資の使用の許可の申請)

第二条 法第六十一条の三第二項の国際規制物資の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 法第六十一条の三第二項第三号の国際規制物資の種類及び数量については、当該国際規制物資に係る国際約束（保障措置協定を除く。）の締約相手国（国際機関を含むものとし、当該締約相手国又は国際機関が複数ある場合にあつては、当該複数の締約相手国又は国際機関。以下「供給当事国」という。）**ごとの資材又は設備の別をごとに明らかにして記載すること。**
- 二 法第六十一条の三第二項**第三号の国際規制物資の数量及び同項**第五号の予定使用期間については、**当該**国際規制物資の種類ごとに記載すること。
- 三 法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者が**法第六十一条の四第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨を記載すること。**

第二章 国際規制物資の使用の許可の申請等

(国際規制物資の使用の許可の申請)

第一条の二 法第六十一条の三第二項の国際規制物資の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 法第六十一条の三第二項第三号の国際規制物資の種類については、当該国際規制物資に係る国際約束（保障措置協定を除く。）の締約相手国（国際機関を含むものとし、当該締約相手国又は国際機関が複数ある場合にあつては、当該複数の締約相手国又は国際機関。以下「供給当事国」という。）**ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載すること。**
- 二 法第六十一条の三第二項第三号の国際規制物資の数量及び同項第五号の予定使用期間については、当該国際規制物資の種類ごとに記載すること。
- 三 法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）が法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者に**該当しない旨の診断を受けたこと並びに当該診断を受けた病院、診療所等の名称及び住所、診断日、医師の氏名を記載すること。**

表現の適正化

法律の欠格事項を引用し修正

(削る)

(削る)

(国際規制物資の使用の届出)

第三条 法第六十一条の三第四項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 前項第三号に掲げる記載に代えて法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者（法人にあっては、その業務を行う役員）が法第六十一条の四第三号に該当しないことが記載された医師の診断書を提出することができる。

3 法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であって、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第一項第三号に掲げる記載に代えて当該役員が法第六十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(国際規制物資の使用の届出)

第一条の三 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者又は使用者は、国際規制物資を製錬の事業の用に供し、加工の事業の用に供し、原子炉の設置若しくは運転の用に供し、再処理の事業の用に供し、又は法第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用しようとするときは法第六十一条の三第四項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

添付書類（医師の診断書）の削除（前項第三号で代替）

添付書類（疎明書類）の削除（前項第三号で代替）

法律の定義を引用し修正

<p>一 (略)</p> <p>二 工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(国際規制物資の貯蔵の届出)</p> <p>第四条 法第六十一条の三第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 国際規制物資を使用する工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(国際規制物資の貯蔵の届出)</p> <p>第一条の四 使用済燃料貯蔵事業者は、国際規制物資を貯蔵しようとするときは、法第六十一条の三第五項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を貯蔵する事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。</p>	<p>表現を適正化して修正</p> <p>法律の定義を引用し修正</p>
<p>一 (略)</p> <p>二 事業所の名称及び所在地</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(国際規制物資の廃棄の届出)</p> <p>第五条 法第六十一条の三第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 国際規制物資を貯蔵する事業所の名称及び所在地</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(国際規制物資の廃棄の届出)</p> <p>第一条の五 廃棄事業者は、国際規制物資を廃棄しようとするときは、法第六十一条の三第六項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を廃棄する事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。</p>	<p>表現を適正化して修正</p> <p>法律の定義を引用し修正</p>

一 (略)
 二 事業所の名称及び所在地
 三・四 (略)
 2 (略)
 (許可の取消し等に伴う届出)
 第六条 法第六十一条の三第七項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 (略)
 二 国際規制物資を廃棄する事業所の名称及び所在地
 三・四 (略)
 2 (略)
 (旧製錬事業者等の国際規制物資の使用の届出等)
 第一条の六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、法第十二条の七第九項(法第二十二条の九第五項、法第四十三条の三の三第四項、法第四十三条の三の三十五第四項、法第五十一条第四項及び法第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用しようとするときは、法第六十一条の三第七項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、法第十条若しくは法第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは法第二十条、法第三十三条第一項若しくは第二項、法第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項又は法第五十六条の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加

表現を適正化して修正
 法律の定義を引用し修正

- 一 (略)
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三・四 (略)
- 2 (略)
- 3 法第六十一条の三第七項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、三十日とする。

第七条 法第六十一条の三第八項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

- 一 (略)
- 二 国際規制物資を使用する工場又は事業所の名称及び所在地
- 三・四 (略)
- 2 (略)
- (新設)

(旧使用済燃料貯蔵事業者等の国際規制物資の貯蔵の届出)

第一条の七 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、法第四十三条の二十八第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を貯蔵しようとするときは、法第六十一条の三第八項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を貯蔵する事業所ごとに作成し、法第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若

表現を適正化して修正

届出の提出にかかる期間を明記

法律の定義を引用し修正

- 一 (略)
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三・四 (略)

2 (略)

3 法第六十一条の三第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、三十日とする。

第八条 法第六十一条の三第九項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三・四 (略)

しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

- 一 (略)
- 二 国際規制物資を貯蔵する事業所の名称及び所在地
- 三・四 (略)

2 (略)

(新設)

(旧廃棄事業者等の国際規制物資の廃棄の届出)

第一条の八 旧廃棄事業者等は、法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を廃棄しようとするときは、法第六十一条の三第九項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を廃棄する事業所ごとに作成し、法第五十一条の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

- 一 (略)
- 二 国際規制物資を廃棄する事業所の名称及び所在地
- 三・四 (略)

表現を適正化して修正

届出の提出にかかる期間を明記

法律の定義を引用し修正

表現を適正化して修正

2 (略)

3 法第六十一条の三第九項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、三十日とする。

(法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者)

第九条 法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(国際規制物資の使用に係る変更の届出)

第十条 法第六十一条の五第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 変更の予定年月日
(削る)

2 (略)
(新設)

(法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者)

第一条の九 (略)

(国際規制物資の使用に係る変更の届出)

第二条 法第六十一条の五第一項の規定により、変更の届出をしようとする国際規制物資使用者は、その変更をしようとする日の三十日前までに次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 変更に係る使用を開始する日

2 前項の届出は、法第五十七条の七第二項第六号に掲げる事項の変更を伴う場合には、その内容を記載した書類を添付してしなければならない。

届出の提出にかかる期間を明記

条(場所)の移動

法律の定義を引用し修正

表現を適正化して修正

添付書類(核原料物質)の削除

(削る)

(合併及び分割の認可の申請)

第十一条 (略)

2 (略)

(削る)

3 法第六十一条の五第二項の規定による変更の届出は、その内容を記載した書類を提出することにより行うものとする。

(合併及び分割の認可の申請)

第三条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

添付書類（書面）の削除

提出部数の規定の削除

(記録)

第十二条 法第六十一条の七の規定による記録は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、同表の第二欄に掲げる記録事項について、同表の第三欄に掲げるところに従って記録し、同表の第四欄に掲げる期間、これを保存しなければならない。

(記録)

第四条 国際規制物資を使用している者（国際規制物資を使用している製錬事業者（旧製錬事業者等を含む。以下同じ。）、加工事業者（旧加工事業者等を含む。以下同じ。）、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。以下同じ。）、使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）並びに原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者のうち、原子力利用国際規制物資使用者以外の者をいう。以下同じ。）、国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下同じ。）並びに国際規制物資を廃棄している廃棄事業者（旧廃棄事業者等を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、法第六十一条の七の規定により、国際規制物資の使用（使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。以下同じ。）に関し、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、次の表の区分の欄に掲げる者の区分に

表現の適正化

応じ、同表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ、同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って記録し、及び同表の保存期間の欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

区分	記録事項	記録すべき 場合	保存期 間
製錬事 業者	一 核原料物質又は核燃料 物質の種類別及び相手方 別の受渡数量並びに受渡し の原因	受渡しの都 度	十年間
	二 核原料物質又は核燃料 物質の種類別の廃棄の数 量又は損失（事故損失を 除く。）の数量及び理由	毎月一回	十年間

区分	記録事項	記録すべき 場合	保 存 期 間
製錬事 業者	一 核原料物質（国際規制 物資であるものに限る。 以下同じ。）又は核燃料 物質（国際規制物資であ るものに限る。以下同 じ。）の種類別及び相手 方別の受渡数量及び受渡し の原因	受渡しの都 度	十年間
	二 核原料物質又は核燃料 物質の種類別の廃棄（工 場又は事業所において行 われる廃棄を除く。以下 この条及び第四条の二の 二第一項の表の下欄にお	毎月一回	十年間

表現の適正化

表現の適正化

三 核原料物質又は核燃料物質の種類別の事故損失の数量及び理由	事故損失の都度	十年間	
四 核原料物質又は核燃料物質の種類別の計量における誤差に基づく増減その他の増減の数量及び理由	毎月一回	十年間	
五 核原料物質又は核燃料物質の種類別の月間の生産量又は消費量	毎月一回	十年間	
六 核原料物質又は核燃料物質の種類別の在庫量	毎月一回	十年間	

三 核原料物質又は核燃料物質の種類別の事故損失の数量及び理由	事故損失の都度	十年間	
四 核原料物質又は核燃料物質の種類別の計量における誤差に基づく増減その他の増減の数量及び理由	毎月一回	十年間	
五 核原料物質又は核燃料物質の種類別の月間の生産量又は消費量	毎月一回	十年間	
六 核原料物質又は核燃料物質の種類別の在庫量	毎月一回	十年間	

いて同じ。)の数量又は損失(事故損失を除く。第七条第三項及び第十九項において同じ。)の数量及び理由

加工事業者	一 核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年間	加工事業者	一 核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	<u>第三項に定める場合</u>	十年間	項（場所）を移動し修正
	二 核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間		<u>(新設)</u>	項（場所）を移動し修正		
	三 前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	毎月一回（当該月において実在庫量の確認を行う場合）は、当該月において当該実在庫量	十年間		<u>(新設)</u>	項（場所）を移動し修正		

		の確認の開 始前及び終 了後それぞ れ一回)	
四	核燃料物質の種類別の受払間差異十年間 受払間差異（払出しに係る相手方から払出量として通知された量と受入れに係る核燃料物質計量管理区域において測定された量との差をいう。以下同じ。）	の確認の都 度	
五	在庫変動を伴わないバリバッチの組替え（以下「リグの都度バッチング」という。） の内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	リバッチン グの都度	十年間

二	核燃料物質の種類別の受払間差異十年間 受払間差異（払出しに係る相手方から払出量として通知された量と受入れに係る核燃料物質計量管理区域において測定された量との差をいう。以下同じ。）	の確認の都 度	
三	在庫変動を伴わないバリバッチの組替え（以下「リグの都度バッチング」という。） の内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	リバッチン グの都度	十年間

六	核燃料物質の種類別の 実在庫量及び実在庫量の 確認のためにとった手続 に関する事項	実在庫量の 確認の都度	十年間
七	核燃料物質の種類別の 在庫差（帳簿上の在庫量 と実在庫量との差をい う。以下同じ。）	在庫差の確 認の都度	十年間
八	燃料要素中の核燃料物 質の種類別の量	燃料要素の 被覆の完了 の都度	十年間
九	燃料集合体中の核燃料 物質の種類別の量	燃料集合体 の組立ての 完了の都度	十年間
十	核燃料物質の測定をす るための機器の校正記録	校正の都度	十年間
十一	試料の採取及び分析 の記録	採取及び分 析の都度	十年間

四	核燃料物質の種類別の 実在庫量	実在庫量の 確認の都度	十年間
五	核燃料物質の種類別の 不明物質量（帳簿上の在 庫量と実在庫量との差を いう。以下同じ。）	不明物質量 の確認の都 度の	十年間
六	燃料要素中の核燃料物 質の種類別の量	燃料要素の 被覆の完了 の都度	十年間
七	燃料集合体中の核燃料 物質の種類別の量	燃料集合体 の組立ての 完了の都度	十年間
八	核燃料物質の測定をす るための機器の校正記録	校正の都度	十年間
九	試料の採取及び分析の 記録	採取及び分 析の都度	十年間

項（場所）を
移動し修正

表現を適正化
して修正

十二 核燃料物質の月間の加工数量	毎月一回	十年間
十三 設備（国際規制物資であるものに限る。この表の再処理事業者の項第十号に掲げる設備を除き、以下同じ。）の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
十四 設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
十五 設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
十六 設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
十七 設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間

十 核燃料物質の月間の加工数量	毎月一回	十年間
十一 設備（国際規制物資であるものに限る。この表再処理事業者の項第九号を除き、以下同じ。）の種類別及び相手方別の受渡数量及び受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
十二 設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
十三 設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
十四 設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
十五 設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間

号ずれ
（国際規制物資ではない設備）

試験研究用等原子炉設置者	一 核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年間	試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者	一 核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	第三項に定める場合	十年間	項（場所）を移動し修正
	二 核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間		(新設)	項（場所）を移動し修正		
	三 前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	毎月一回（当該月において実在庫量の確認を行う場合には、当該月において当該実在庫量	十年間		(新設)	項（場所）を移動し修正		

		の確認の開始前及び終了後それぞれ一回)	
四	原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後 十年間
五	リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	毎月一回	十年間
六	使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	十年間
七	取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月一回	十年間
八	使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	五年間

二	原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後 十年間
三	リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	毎月一回	十年間
四	使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	十年間
五	取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月一回	十年間
六	使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	五年間

九	払い出す使用済燃料の原子炉からの取出しから 払出しまでの期間	払出しの都度	十年間
十	核燃料物質の種類別の 実在庫量及び実在庫量の 確認のためにとった手続 に関する事項	実在庫量の 確認の都度	十年間
十一	核燃料物質の種類別の 在庫差	在庫差の 確認の都度	十年間
十二	減速材物質（国際規制 物資であるものに限る。 以下同じ。）の種類 別及び相手方別の受渡 量並びに受渡しの原因	受渡しの都 度	十年間
十三	減速材物質の種類別の 事故損失その他の損失 の数量及び理由	損失の都度	十年間

七	払い出す使用済燃料の原子炉からの取出しから 払出しまでの期間	払出しの都度	十年間	
八	核燃料物質の種類別の 実在庫量	実在庫量の 確認の都度	十年間	
九	核燃料物質の種類別の 不明物質 不明物質	不明物質 の確認の都 度	十年間	項（場所）を 移動し修正
十	減速材物質（国際規制 物資であるものに限る。 以下同じ。）の種類別 及び相手方別の受渡 量及び 受渡しの原因	受渡しの都 度	十年間	表現を適正化 して修正
十一	減速材物質の種類別の 事故損失その他の損失 の数量及び理由	損失の都度	十年間	

十四	減速材物質の種類別の廃棄の都度の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
十五	減速材物質の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
十六	減速材物質の種類別の在庫量	毎月一回	十年間
十七	熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	連続して	十年間
十八	原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中一時間ごと	十年間
十九	原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後十年間
二十	原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材	配置又は配置替えの都度	取出後十年間

十二	減速材物質の種類別の廃棄の都度の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
十三	減速材物質の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
十四	減速材物質の種類別の在庫量	毎月一回	十年間
十五	熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	連続して	十年間
十六	原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中一時間ごと	十年間
十七	原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後十年間
十八	原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材	配置又は配置替えの都度	取出後十年間

	及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を变化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置		
二十一	運転開始、緊急遮断及び運転停止の時刻	運転開始、緊急遮断又は運転停止の都度	十年間
二十二	設備の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
二十三	設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
二十四	設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
二十五	設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間

	及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を变化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置			
十九	運転開始、緊急遮断及び運転停止の時刻	運転開始、遮断又は停止の都度	十年間	表現を適正化して修正
二十	設備の種類別及び相手方別の受渡数量及び受渡しの原因	受渡しの都度	十年間	
二十一	設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間	
二十二	設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間	
二十三	設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間	

	二十六 設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間
発電用 原子炉 設置者	一 核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年間
	二 核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間
	三 前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	毎月一回 (当該月において実在庫量の確認を行う場合 にあって	十年間

	二十四 設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間	
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
				項（場所）を移動し修正 ※試験炉及び発電炉で項としていたところから発電炉を分離・新設
				項（場所）を移動し修正

		は、当該月 において当 該実在庫量 の確認の開 始前及び終 了後それぞ れ一回)	
	四 <u>原子炉への燃料体の種類別の挿入量</u>	<u>挿入の都度</u>	<u>取 出 後 十年間</u>
	五 <u>リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量</u>	<u>毎月一回</u>	<u>十年間</u>
	六 <u>使用済燃料の種類別の取出量</u>	<u>取出しの都度</u>	<u>十年間</u>
	七 <u>取り出した使用済燃料の燃焼度</u>	<u>取出しの都度又は毎月一回</u>	<u>十年間</u>

八 <u>使用済燃料の貯蔵施設</u> <u>内における燃料体の配置</u>	<u>配置又は配</u> <u>置替えの都</u> <u>度</u>	<u>五年間</u>
九 <u>払い出す使用済燃料の</u> <u>原子炉からの取出しから</u> <u>払出しまでの期間</u>	<u>払出しの都</u> <u>度</u>	<u>十年間</u>
十 <u>核燃料物質の種類別の</u> <u>実在庫量及び実在庫量の</u> <u>確認のためにとった手続</u> <u>に関する事項</u>	<u>実在庫量の</u> <u>確認の都度</u>	<u>十年間</u>
十一 <u>核燃料物質の種類別の</u> <u>在庫差</u>	<u>在庫差の確</u> <u>認の都度</u>	<u>十年間</u>
十二 <u>減速材物質の種類別の</u> <u>及び相手方別の受渡並</u> <u>びに受渡しの原因</u>	<u>受渡しの都</u> <u>度</u>	<u>十年間</u>
十三 <u>減速材物質の種類別の</u> <u>の事故損失その他の損失</u> <u>の数量及び理由</u>	<u>損失の都度</u>	<u>十年間</u>

				<p>項（場所）を 移動し修正</p> <p>表現を適正化 して修正</p>
--	--	--	--	--

		<u>は運転停止の都度</u>	
	二十一 設備の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因	<u>受渡しの都度</u>	<u>十年間</u>
	二十二 設備の種類別の損失の数量及び理由	<u>損失の都度</u>	<u>十年間</u>
	二十三 設備の種類別の廃棄の数量及び方法	<u>廃棄の都度</u>	<u>十年間</u>
	二十四 設備の種類別の使用の状況の変化	<u>使用の状況の変化の都度</u>	<u>十年間</u>
	二十五 設備の種類別の在庫量	<u>毎年一回</u>	<u>十年間</u>
使用済燃料貯蔵事業者	一 核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	<u>在庫変動の都度</u>	<u>十年間</u>
	使用済燃料貯蔵事業者	一 核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	<u>第三項に定める場合</u> <u>十年間</u>
			項（場所）を移動し修正

	<p>二 核燃料物質の種類別の在庫変動の十年間 事故損失に係る在庫変動 の量、当該事故損失の原 因及び当該事故損失に係 る在庫変動の量等の確認 のためにとった措置の内 容</p>	<p>在庫変動の十年間 都度</p>	<p>十年間</p>		<p><u>(新設)</u></p>				<p>項（場所）を 移動し修正</p>
	<p>三 前二号に掲げる在庫変 動以外の核燃料物質の種 類別の在庫変動の量及び その原因</p>	<p>毎月一回 （当該月に おいて実在 庫量の確認 を行う場合 にあって は、当該月 において当 該実在庫量 の確認の開 始前及び終 了後それぞ れ一回）</p>	<p>十年間</p>		<p><u>(新設)</u></p>				<p>項（場所）を 移動し修正</p>

四	リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	毎月一回	十年間
五	使用済燃料の燃焼度	受入れの都度	十年間
六	使用済燃料貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	五年間
七	払い出す使用済燃料の原子炉からの取出しから払出しまでの期間	払出しの都度	十年間
八	核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のための取った手続に関する事項	実在庫量の確認の都度	十年間
九	核燃料物質の種類別の在庫差	在庫差の確認の都度	十年間

二	リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	毎月一回	十年間
三	使用済燃料の燃焼度	受入れの都度	十年間
四	使用済燃料貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	五年間
五	払い出す使用済燃料の原子炉からの取出しから払出しまでの期間	払出しの都度	十年間
六	核燃料物質の種類別の実在庫量	実在庫量の確認の都度	十年間
七	核燃料物質の種類別の不明物質質量	不明物質質量の確認の都度	十年間

項（場所）を移動し修正

表現を適正化して修正

	十 設備の種類別及び相手 方別の受渡数量並びに受渡 しの原因	受渡しの都 度	十年間	(新設)				十～十四の設 備は、新規に 追加
	十一 設備の種類別の損失 の数量及び理由	損失の都 度	十年間					
	十二 設備の種類別の廃棄 の数量及び方法	廃棄の都 度	十年間					
	十三 設備の種類別の使用 の状況の変化	使用の状況 の変化の都 度	十年間					
	十四 設備の種類別の在庫 量	毎年一回	十年間					
再処理 事業者	一 核燃料物質の種類別の 在庫変動（次号に掲げる 事故損失に係る在庫変動 を除く。）の量及びその 原因並びに核燃料物質を 含む溶液の体積及び密度 等を測定する機器の精度	在庫変動の 都度	十年間	再処理 事業者	一 核燃料物質の種類別の 在庫変動の量及びその原 因	在庫変動の 都度	十年間	項（場所）を 移動し修正

	を維持するためにとつた 手続		
二	核燃料物質の種類別の 事故損失に係る在庫変動 の量、当該事故損失の原 因及び当該事故損失に係 る在庫変動の量等の確認 のためにとつた措置の内 容	在庫変動の 都度	十年間
三	核燃料物質の種類別の 受払間差異	受払間差異 の確認の都 度	十年間
四	リバッチングの内容及 びリバッチング後のバッ チ中の核燃料物質の種類 別の量	リバッチン グの都度	十年間

	(新設)				項（場所）を 移動し修正
二	核燃料物質の種類別の 受払間差異	受払間差異 の確認の都 度	十年間		
三	リバッチングの内容及 びリバッチング後のバッ チ中の核燃料物質の種類 別の量	リバッチン グの都度	十年間		

五	使用済燃料の貯蔵施設 内における燃料体の配置	配置又は配 置替えの都 度	五年間
六	核燃料物質の種類別の 実在庫量、核燃料物質を 含む溶液の体積及び密度 等並びに実在庫量の確認 のためにとった手続	実在庫量の 確認の都度	十年間
七	核燃料物質の種類別の 在庫差	在庫差の確 認の都度	十年間
八	核燃料物質の測定をす るための機器の校正記録	校正の都度	十年間
九	試料の採取及び分析の 記録	採取及び分 析の都度	十年間
十	計量管理上特に管理を 必要とする設備への核燃 料物質の種類別の挿入量 及び挿入の日時	挿入の都度	十年間

四	使用済燃料の貯蔵施設 内における燃料体の配置	配置又は配 置替えの都 度	五年間
五	核燃料物質の種類別の 実在庫量	実在庫量の 確認の都度	十年間
六	核燃料物質の種類別の <u>不明物質</u>	<u>不明物質</u> の確認の都 度	十年間
七	核燃料物質の測定をす るための機器の校正記録	校正の都度	十年間
八	試料の採取及び分析の 記録	採取及び分 析の都度	十年間
九	計量管理上特に管理を 必要とする設備への核燃 料物質の種類別の挿入量 及び挿入の日時	挿入の都度	十年間

項（場所）を
移動し修正

表現を適正化
して修正

	十一 再処理施設の操作開始及び操作停止の時刻	操作開始又は操作停止の都度	十年間
	十二 設備の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
	十三 設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
	十四 設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
	十五 設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
	十六 設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間
廃棄事業者	一 核燃料物質の種類別の在庫変動（次号に掲げる事故損失に係る在庫変動	在庫変動の都度	十年間

	十 再処理施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始又は停止の都度	十年間
	十一 設備の種類別及び相手方別の受渡数量及び受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
	十二 設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
	十三 設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
	十四 設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
	十五 設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間
廃棄事業者	一 核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年間

表現を適正化して修正

項（場所）を移動し修正

	を除く。)の量及びその原因							
	二 核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間		(新設)			項(場所)を移動し修正
	三 核燃料物質の種類別の受払間差異	受払間差異の確認の都度	十年間		二 核燃料物質の種類別の受払間差異	受払間差異の確認の都度	十年間	
	四 リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	リバッチングの都度	十年間		三 リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	リバッチングの都度	十年間	
	五 核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認	実在庫量の確認の都度	十年間		四 核燃料物質の種類別の実在庫量	実在庫量の確認の都度	十年間	項(場所)を移動し修正

	確認のためにとった手続 に関する事項		
六	核燃料物質の種類別の 在庫差	在庫差の確 認の都度	十年間
七	核燃料物質の測定をす るための機器の校正記録	校正の都度	十年間
八	試料の採取及び分析の 記録	採取及び分 析の都度	十年間
九	国際規制物資（核燃料 物質を除く。以下この項 において同じ。）の種類 別及び相手方別の受渡 量 並びに受渡しの原因	受渡しの都 度	十年間
十	国際規制物資の種類別 の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
十一	国際規制物資の種類 別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間

五	核燃料物質の種類別の 不明物質 量	不明物質 の確認の都 度	十年間
六	核燃料物質の測定をす るための機器の校正記録	校正の都度	十年間
七	試料の採取及び分析の 記録	採取及び分 析の都度	十年間
八	国際規制物資（核燃料 物質を除く。以下この項 において同じ。）の種類 別及び相手方別の受渡 量 及び受渡しの原因	受渡しの都 度	十年間
九	国際規制物資の種類別 の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
十	国際規制物資の種類別 の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間

表現を適正化
して修正

	十二 国際規制物資の種類別の在庫量	毎月一回	十年間
使用者	一 核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年間
	二 核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間
	三 前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	毎月一回 (当該月に おいて実在 庫量の確認 を行う場合 にあって	十年間

	十一 国際規制物資の種類別の在庫量	毎月一回	十年間	
使用者	一 核燃料物質の種類別の及び原子力利用国際規制物資使用者	第三項に定める場合	十年間	項（場所）を移動し修正
	(新設)			項（場所）を移動し修正
	(新設)			項（場所）を移動し修正

		は、当該月 において当 該実在庫量 の確認の開 始前及び終 了後それぞ れ一回)						
	四 核燃料物質の種類別の 受払間差異	受払間差異 の確認の都 度	十年間		二 核燃料物質の種類別の 受払間差異	受払間差異 の確認の都 度	十年間	
	五 リバッチングの内容及 びリバッチング後のバッ グ中の核燃料物質の種類 別の量	リバッチン グの都度	十年間		三 リバッチングの内容及 びリバッチング後のバッ グ中の核燃料物質の種類 別の量	リバッチン グの都度	十年間	
	六 核燃料物質の種類別の 実在庫量及び実在庫量の 確認のためにとった手続 に関する事項	実在庫量の 確認の都度	十年間		四 核燃料物質の種類別の 実在庫量	実在庫量の 確認の都度	十年間	項（場所）を 移動し修正

七 核燃料物質の種類別の在庫差	在庫差の確認の都度	十年間
八 核燃料物質の測定をすすめるための機器の校正記録	校正の都度	十年間
九 試料の採取及び分析の記録	採取及び分析の都度	十年間
十 設備の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
十一 設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
十二 設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
十三 設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
十四 設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間

五 核燃料物質の種類別の不明物質質量	不明物質質量の確認の都度	十年間
六 核燃料物質の測定をすすめるための機器の校正記録	校正の都度	十年間
七 試料の採取及び分析の記録	採取及び分析の都度	十年間
八 設備の種類別及び相手方別の受渡数量及び受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
九 設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
十 設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
十一 設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
十二 設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間

表現を適正化して修正

		の確認の開始前及び終了後それぞれ一回)	
四	核燃料物質の種類別の受払間差異	受払間差異の確認の都度	十年間
五	リバッチングの内容及びリバッチング後のバッグ中の核燃料物質の種類別の量	リバッチングの都度	十年間
六	核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のためにとった手続に関する事項	実在庫量の確認の都度	十年間
七	核燃料物質の種類別の在庫差	在庫差の確認の都度	十年間

二	核燃料物質の種類別の受払間差異	受払間差異の確認の都度	十年間	
三	リバッチングの内容及びリバッチング後のバッグ中の核燃料物質の種類別の量	リバッチングの都度	十年間	
四	核燃料物質の種類別の実在庫量	実在庫量の確認の都度	十年間	項（場所）を移動し修正
五	核燃料物質の種類別の不明物質	不明物質の確認の都度	十年間	表現を適正化して修正

八 核燃料物質の測定を るための機器の校正記録	校正の都度	十年間
九 試料の採取及び分析の 記録	採取及び分 析の都度	十年間
十 国際規制物資（核燃料 物質を除く。以下この項 において同じ。）の種類 別及び相手方別の受渡 量並びに受渡しの原因	受渡し の都度	十年間
十一 国際規制物資の種類 別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
十二 国際規制物資の種類 別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
十三 国際規制物資の種類 別の使用の状況の変化	使用の状況 の変化の都 度	十年間
十四 国際規制物資の種類 別の在庫量	毎年一回	十年間

六 核燃料物質の測定を るための機器の校正記録	校正の都度	十年間
七 試料の採取及び分析の 記録	採取及び分 析の都度	十年間
八 設備の種類別及び相手 方別の受渡 量及び受渡し の原因	受渡し の都度	十年間
九 設備の種類別の損失の 数量及び理由	損失の都度	十年間
十 設備の種類別の廃棄の 数量及び方法	廃棄の都度	十年間
十一 設備の種類別の使用 の状況の変化	使用の状況 の変化の都 度	十年間
十二 設備の種類別の在庫 量	毎年一回	十年間

新規に追加
(非原子力利
用国際規制物
資輸出入者を
除外)

非原子力利用 国際規制物資 輸出入 者以外 の非原子力利 用国際 規制物 資使用 者	一 国際規制物資の種類別 及び相手方別の受渡数量 並びに受渡しの原因	受渡しの都 度	十年間
	二 国際規制物資の種類別 の消費、損失、廃棄その 他の増減の数量及び理由	毎月一回	十年間
	三 国際規制物資の種類別 の在庫量	毎月一回	十年間

非原子力利用 国際規制物資 使用者	一 国際規制物資（核原料 物質を除く。以下この項 において同じ。）の種類 別及び相手方別の受渡数量 及び受渡しの原因	受渡しの都 度	十年間
	二 国際規制物資の種類別 の消費、損失、廃棄その 他の増減の数量及び理由	毎月一回	十年間
	三 国際規制物資の種類別 の在庫量	毎月一回	十年間

2 (略)

(削る)

- 3 次に掲げる記録事項を記録する場合には、バッチ（バッチのほかに、より細分化した単位を核燃料物質の計量及び管理に用いる場合にあつては、当該単位（以下「単位体」という。））ごとに記載しなければならない。
- 一 第一項の表の加工事業者の項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる記録事項
 - 二 第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第十号まで及び第十九号に掲げる記録事項

2 前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。

3 第一項の表加工事業者の項第一号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号、使用済燃料貯蔵事業者の項第一号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号の記録事項を記録すべき場合は、受入れ又は払出しに係る在庫変動及び事故損失に係る在庫変動については在庫変動の都度、その他の在庫変動については毎月一回（当該月において実在庫量の確認を行う場合にあつては、当該月において当該実在庫量の確認の開始前及び終了後それぞれ一回）とする。

4 第一項の表加工事業者の項第一号から第四号まで、第六号若しくは第七号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号から第八号まで若しくは第十七号、使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第六号まで、再処理事業者の項第一号から第五号まで、廃棄事業者の項第一号から第四号まで又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号から第四号までの記録事項を記録する場合には、バッチ（バッチのほかに、より細分化した単位を核燃料物質の計量及び管理に用いる場

項（場所）を移動し修正（バッチ）

- 三 第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第十号まで及び第十九号に掲げる記録事項
 - 四 第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第八号までに掲げる記録事項
 - 五 第一項の表の再処理事業者の項第一号から第六号までに掲げる記録事項
 - 六 第一項の表の廃棄事業者の項第一号から第五号までに掲げる記録事項
 - 七 第一項の表の使用者の項第一号から第六号までに掲げる記録事項
 - 八 第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第六号までに掲げる記録事項
- 4 次に掲げる記録事項を記録する場合には、ウラン、トリウム、プルトニウム及び特定核分裂性物質（ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一をいう。）の種類別に記載しなければならない。
- 一 第一項の表の加工事業者の項第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる記録事項

合にあつては、当該単位（以下「単位体」という。））ごとに記載しなければならない。

- 5 第一項の表試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号、第三号若しくは第八号、使用済燃料貯蔵事業者の項第一号、第二号若しくは第六号、再処理事業者の項第一号、第三号若しくは第五号、廃棄事業者の項第一号、第三号若しくは第四号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号、第三号若しくは第四号の記録事項を記録する場合にはウランの量、トリウムの量及びプルトニウムの量を記載するとともに特定核分裂性物質（ウラン二三三、ウラン二三五、プルト

項（場所）を移動し修正（特定核分裂性物質）

- 二 第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第三号まで、第五号及び第十号に掲げる記録事項
 - 三 第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第三号まで、第五号及び第十号に掲げる記録事項
 - 四 第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる記録事項
 - 五 第一項の表の再処理事業者の項第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる記録事項
 - 六 第一項の表の廃棄事業者の項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる記録事項
 - 七 第一項の表の使用者の項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる記録事項
 - 八 第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる記録事項
- 5 次に掲げる記録事項を記録する場合には、当該記録事項のほか、在庫変動、実在庫量、加工工程、再処理工程、廃棄物管理に係る処理工程、使用等の状況を説明するために必要な核燃料物質の組成、形状、濃縮度等の事項であって、国際約束に基づく保障措置その他の規制の円滑な適用に資するために必要なものを併せて記載しなければならない。

ニウム二三九及びプルトニウム二四一をいう。以下同じ。)の量を併せて、同表加工事業者の項第一号、第三号、第四号、第六号又は第七号の記録事項を記録する場合にはその核燃料物質に含まれるウランの量、トリウムの量及びプルトニウムの量並びに特定核分裂性物質の量を併せて記載しなければならない。

- 6 第一項の表加工事業者の項第一号、第四号、第六号若しくは第七号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号若しくは第八号、使用済燃料貯蔵事業者の項第一号若しくは第六号、再処理事業者の項第一号若しくは第五号、廃棄事業者の項第一号若しくは第四号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号若しくは第四号の記録事項を記録する場合には、

項(場所)を移動し修正(組成、形状、濃縮度等)

- 一 第一項の表の加工事業者の項第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる記録事項
- 二 第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる記録事項
- 三 第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる記録事項
- 四 第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる記録事項
- 五 第一項の表の再処理事業者の項第一号、第二号及び第五号に掲げる記録事項
- 六 第一項の表の廃棄事業者の項第一号、第二号及び第五号に掲げる記録事項
- 七 第一項の表の使用者の項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる記録事項
- 八 第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる記録事項

在庫変動、実在庫量、加工工程、再処理工程、廃棄物管理に係る処理工程、使用等の状況を説明するために必要な核燃料物質の組成、形状、濃縮度等の事項（同表加工事業者の項第一号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号、使用済燃料貯蔵事業者の項第一号、廃棄事業者の項第一号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号の記録事項を記録する場合であって当該在庫変動が事故損失によるものであるときは当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のために採った措置に関する事項を、同表加工事業者の項第四号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第八号、使用済燃料貯蔵事業者の項第六号、廃棄事業者の項第四号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第四号の記録事項を記録する場合にあっては実在庫量の確認のために採った手続に関する事項を、同表再処理事業者の項第一号の記録事項を記録する場合にあっては核燃料物質を含む溶液の体積及び密度等、核燃料物質の測定の精度を維持するために採った手続並びに当該在庫変動が事故損失によるものであるときは当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のために採った措置に関する事項を、同項第五号の記録事項を記録する場合にあっ

- 6 次に掲げる記録事項を記録した後、核燃料物質又は減速材物質に係る測定の精度の向上その他の事由により、より正確な数値が得られたときは、当該記録事項を修正しなければならない。この場合において、修正後の記録事項のほか、修正の事由を併せて記載しなければならない。
- 一 第一項の表の加工事業者の項第一号から第十二号までに掲げる記録事項
 - 二 第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第十二号から第十六号までに掲げる記録事項
 - 三 第一項の表の発電用原子炉設置者の項第十二号から第十六号までに掲げる記録事項
 - 四 第一項の表の再処理事業者の項第一号から第九号までに掲げる記録事項
 - 五 第一項の表の廃棄事業者の項第一号から第八号までに掲げる記録事項

ては核燃料物質を含む溶液の体積及び密度等並びに実在庫量の確認のために採った手続に関する事項を含む。)であって、国際約束に基づく保障措置その他の規制の円滑な適用に資するために必要なものを併せて記載しなければならない。

- 7 既に記録された第一項の表加工事業者の項第一号から第十号まで、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第十号から第十四号まで、再処理事業者の項第一号から第八号まで、廃棄事業者の項、使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号から第七号まで若しくは非原子力利用国際規制物資使用者の項の記録事項又は加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは原子力利用国際規制物資使用者に係る前二項の記載事項について、核燃料物質又は減速材物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、修正の内容及びその理由を明らかにして修正しなければならない。

項（場所）を移動し修正（測定の精度の向上その他の事由）

六 第一項の表の使用者の項第一号から第九号までに掲げる記録事項

七 第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第九号までに掲げる記録事項

八 第一項の表の非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者の項第一号から第三号までに掲げる記録事項

7 次に掲げる記録事項を記録する場合には、当該記載事項のほか、国際規制物資の供給当事国に関する事項を併せて記載しなければならない。

一 第一項の表の加工事業者の項第一号から第九号まで及び第十一号から第十七号までに掲げる記録事項

二 第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第六号まで、第十号から第十六号まで、第二十号及び第二十二号から第二十六号までに掲げる記録事項

三 第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第六号まで、第十号から第十六号まで及び第二十一号から第二十五号までに掲げる記録事項

四 第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に掲げる記録事項

8 第一項の表の記録事項（加工事業者の項第八号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第五号から第七号まで、第十五号から第十七号まで及び第十九号、使用済燃料貯蔵事業者の項第三号から第五号まで、再処理事業者の項第四号、第七号及び第十号、廃棄事業者の項第六号並びに使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第六号を除く。）については、国際規制物資の供給当事国に関する事項を併せて記載しなければならない。

項（場所）を移動し修正（供給当事国）

五 第一項の表の再処理事業者の項第一号から第四号まで、第六号、第七号、第九号、第十号及び第十二号から第十六号までに掲げる記録事項

六 第一項の表の廃棄事業者の項第一号から第六号まで及び第八号から第十二号までに掲げる記録事項

七 第一項の表の使用者の項第一号から第七号まで及び第九号から第十四号までに掲げる記録事項

八 第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第七号まで及び第九号から第十四号までに掲げる記録事項
(電磁的方法による保存)

第十三条 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の**第二欄**に掲げる記録事項について、それぞれ同表の**第三欄**に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。**第三十八条第一項及び第五十一条**において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の**第四欄**に掲げる期間保存しておかなければならない。

(電磁的方法による保存)

第四条の二 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の**記録事項の欄**に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。**第四条の二十一第一項及び第十条**において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の**下欄**に掲げる期間保存しておかなければならない。

条（場所）を
移動し修正

3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(計量管理規定)

第十四条 法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

区分	事項
核燃料物質の使用	一 核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務並びに組織に関すること。
済燃料	二 核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関すること。
貯蔵	三 主要測定点の設定及び当該主要測定点に付する符号に関すること。
よる貯蔵及び	四 核燃料物質をバッチに区分する方法及び当該方法により区分したバッチの符号の付し方

3 (略)

(計量管理規定)

第四条の二の二 法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

区分	事項
核燃料物質の使用	一 核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。
済燃料	二 核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関すること。
貯蔵	三 主要測定点の設定及び当該主要測定点に付する符号に関すること。
よる貯蔵及び	四 核燃料物質をバッチに区分する方法及び当該方法により区分したバッチの符号の付し方

廃棄事 に関すること。
 業者に五 バッチに区分した核燃料物質の組成、形状
 よる廃 等を表す略号に関すること。
 棄を含六 核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への
 む。) 受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出
 を行う し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質
 場 合 の計量及び管理に関すること。
 (非原七 前号に掲げる場合のほか、核的生成、核的
 子力利 損耗、事故損失等により核燃料物質に増加又
 用国際 は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量
 規制物 及び管理に関すること。
 資輸出八 実在庫量の確認の方法に関すること。
 入者以九 主要測定点における核燃料物質の測定の方
 外の非 法及び測定機器の管理に関すること。
 原子力
 利用国十 核燃料物質の在庫変動量、受払間差異、リ
 際規制 バッチングの量、実在庫量、在庫差又は試料
 物資使 の採取及び分析に係る量を種類別に記録する
 用者が 場合の供給当事国に関する事項を記載する方
 核燃料 法に関すること。

廃棄事 に関すること。
 業者に五 バッチに区分した核燃料物質の組成、形状
 よる廃 等を表す略号に関すること。
 棄を含六 核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への
 む。) 受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出
 を行う し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質
 場 合 の計量及び管理に関すること。
 (非原七 前号に掲げる場合のほか、核的生成、核的
 子力利 損耗、事故損失等により核燃料物質に増加又
 用国際 は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量
 規制物 及び管理に関すること。
 資使用八 実在庫量の確認の方法に関すること。
 者が核九 主要測定点における核燃料物質の測定の方
 燃料物 法及び測定をするための機器の管理に関する
 質の使 こと。
 用を行十 核燃料物質の在庫変動量、受払間差異、リ
 う場合 バッチングの量、実在庫量、不明物質又は
 を除 試料の採取及び分析に係る量を種類別に記録
 く。) する場合の供給当事国に関する事項を記載す
 る方法に関すること。

使用者等と同
 等の計量管理
 規定を定める
 ため非原子力
 利用国際規制
 物資輸出入者
 を追加

物質の使用を行う場合を除く。)	<p>十一 核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳の変更が生じた場合の記録の方法に関する事。</p> <p>十二 前二号に定めるもののほか、核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関する事。</p> <p>十三 その他核燃料物質の計量及び管理に關し必要な事項</p>
非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物	<p>一 核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務並びに組織に関する事。</p> <p>二 核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関する事。</p> <p>三 核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関する事。</p> <p>四 前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により核燃料物質に増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関する事。</p>

	<p>十一 核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳の変更が生じた場合の記録の方法に関する事。</p> <p>十二 前二号に定めるもののほか、核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関する事。</p> <p>十三 その他核燃料物質の計量及び管理に關し必要な事項</p>
非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物	<p>一 核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関する事。</p> <p>二 核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関する事。</p> <p>三 核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関する事。</p> <p>四 前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により核燃料物質に増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関する事。</p>

非原子力利用
国際規制物資
輸出入者を除
外

<p>質の使用を行う場合</p>	<p>五 核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関すること。 六 その他核燃料物質の計量及び管理に関し必要な事項</p>
<p>国際規制物資 (核燃料物質を除く。以下この表において同じ。)の使用する場合</p>	<p>一 国際規制物資の計量及び管理を行う者の職務並びに組織に関すること。 二 国際規制物資計量管理区域の設定及び当該国際規制物資計量管理区域に付する符号に関すること。 三 設備を同定する方法及び当該方法により同定した設備の符号の付し方に関すること。 四 国際規制物資の国際規制物資計量管理区域への受入れ、国際規制物資計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。 五 前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により国際規制物資に増加又は減少が生じた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。 六 国際規制物資の計量及び管理に関する記録</p>

	<p>五 核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関すること。 六 その他核燃料物質の計量及び管理に関し必要な事項</p>
<p>国際規制物資 (核燃料物質を除く。以下この表において同じ。)の使用する場合</p>	<p>一 国際規制物資の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。 二 国際規制物資計量管理区域の設定及び当該国際規制物資計量管理区域に付する符号に関すること。 三 設備を同定する方法及び当該方法により同定した設備の符号の付し方に関すること。 四 国際規制物資の国際規制物資計量管理区域への受入れ、国際規制物資計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。 五 前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により国際規制物資に増加又は減少が生じた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。 六 国際規制物資の計量及び管理に関する記録</p>

	に関すること。
七	その他国際規制物資の計量及び管理に関し 必要な事項

(保障措置検査)

第十五条 保障措置検査は、次に掲げる者について、保障措置協定第三十九条に規定する補助取極の定めるところに従い、次項各号に掲げる検査を行うことにより実施する。

- 一 加工事業者
- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者
- 六 廃棄事業者
- 七 使用者
- 八 原子力利用国際規制物資使用者
- 九 非原子力利用国際規制物資輸出入者

	に関すること。
七	その他国際規制物資の計量及び管理に関し 必要な事項

(保障措置検査)

第四条の二三 次条から第四条の二の九までに定めるもののほか、法第六十一条の八の二第二項に規定する保障措置検査は、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者又は原子力利用国際規制物資使用者（以下「加工事業者等」という。）について、核燃料物質計量管理区域ごとに行うものとし、その種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 実在庫検査 加工事業者等が核燃料物質計量管理区域ごとに実在庫量の確認を行う場合において、これと同時に検査
- 二 中間在庫検査 加工事業者等が前回の実在庫検査を受けた日（実在庫検査を受けたことのない核燃料物質計量管理区域にあつては、当該核燃料物質計量管理区域に核燃料物質を受け入れた日。次項において同じ。）から次回の実在庫検査を受ける日までの間において、原子力規制委員会が適当と認める日に行う検査

記載を簡略化（保障措置検査の種類、実施の頻度及びその時期などを削除）

保障措置検査の対象者に非原子力利用国際規制物資輸出入者を追加

三 受払検査 加工事業者等が燃料体又は実効値が一以上のプルトニウム、ウラン若しくはトリウム若しくはその化合物（以下「燃料体等」という。）を核燃料物質計量管理区域に受け入れ、又は核燃料物質計量管理区域から払い出す場合において、原子力規制委員会が適当と認める日に行う検査

2 原子力規制委員会は、次の各号に掲げる核燃料物質の区分に応じ、加工事業者等が前回の実在庫検査を受けた日又は前回の中間在庫検査を受けた日から当該各号に定める期間を超えない範囲内において、次回の中間在庫検査を行うものとする。ただし、保障措置協定に基づく保障措置を実施するため適当と認める場合は、この限りでない。

一 八キログラム以上の照射されていないプルトニウム
一月

二 八キログラム以上の照射されていないウラン二三三
一月

三 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物であって、ウラン二三五の量が二十五キログラム以上のもの（照射されていないものに限る。） 一月

四 前三号に掲げる核燃料物質を照射したもの 三月

2 法第六十一条の八の二第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿検査

三 員数検査

四 機器検査

五 非破壊検査

六 試料提出

七 封印監視

五 八キログラム未満のプルトニウム 一年

六 八キログラム未満のウラン二三三 一年

七 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物であって、ウラン二三五の量が二十五キログラム未満のもの 一年

八 トリウム又はウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十に達しないウラン 一年

3 原子力規制委員会が第一項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 立入り（事務所又は工場若しくは事業所への立入りをいう。以下同じ。）

二 帳簿検査（保障措置協定に基づく保障措置の実施に密接な関連を有する施設に係るものを含む。）

三 員数検査（受け入れ、又は払い出す燃料体等について、記録等において記載された所在場所における員数の確認に関する検査を含む。）

四 機器検査

五 非破壊検査

六 試料提出

七 封印監視

八 加工事業者が濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設を有する場合にあっては、これらの施設について濃縮度が許可を受けた範囲を超えるような施設の構造となっていないことを確認するための検査

九 使用者が前号に規定する加工施設と密接な関連を有する使用施設（~~実効値の合計が一以上のウラン（ウランの化合物を含む。）を通常取り扱うものに限る。~~）を有する場合にあっては、当該施設について濃縮度が許可を受けた範囲を超えるような施設の構造となっていないことを確認するための検査

十 再処理施設について、当該施設の操業状況を確認するための検査

(削る)

4 第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉施設であって、次の各号のいずれかに該当する核燃料物質を取り扱うものについては、中間在庫検査を免除することができる。

一 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物であって、ウラン二三五の量が二十五キログラム未満のもの

二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十に達しないウラン並びにその化

実効値の合計が一以下の施設を追加

(削る)

化合物であって、ウラン二三五の量が七十五キログラム未満のもの

第四条の二の四 加工事業者は、濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設を使用している場合には、当該加工施設の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として（原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、当該限度を超えて）原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。当該限度を超える場合にあっては、保障措置検査の回数は、おおむね年平均十三回を超えないものとする。

2 使用者は、前項に規定する加工施設と密接な関連を有する使用施設等（実効値の合計が一以上のウラン及びその化合物を取り扱うものに限る。）を使用している場合には、当該使用施設等の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。

3 前二項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 立入り

事業者ごとに規定されている保障措置検査の実施内容のうち、重複している内容について整理
・集約

(削る)

二 濃縮度が許可を受けた範囲を超えるような施設の構造となっていないことを確認すること。

三 非破壊検査

四 試料提出

五 封印監視

第四条の二の五 加工事業者（特定燃料体、燃料体であつて臨界実験装置で使用されるもののうちプルトニウムを含むもの（使用済燃料を除く。）又はウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物を含む燃料体（以下「特定燃料体等」という。）に係る加工施設に係るものを除く。）、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合には、加工事業者の保障措置検査の受検（濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設並びに特定燃料体等に係る加工施設に係るものを除く。）と同時に、原子力規制委員会の指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

2 前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 立入り

記載を簡略化（保障措置検査の種類、実施の頻度及びその時期などを削除）

(削る)

- 二 帳簿検査
- 三 員数検査
- 四 非破壊検査
- 五 封印監視

第四条の二の六 発電用原子炉設置者は、特定燃料体以外の燃料体のみを燃料として使用する実用発電用原子炉を使用している場合には、原子炉格納容器を開こうとするとき及び原子炉格納容器を閉じたときに、当該発電用原子炉施設の核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

2 前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 立入り
- 二 帳簿検査
- 三 員数検査
- 四 非破壊検査
- 五 試料提出
- 六 封印監視

3 第一項の保障措置検査を受けたときは、第四条の二三第一項第一号に掲げる実在庫検査を受けたものとみなす。

記載を簡略化
(保障措置検査の種類、実施の頻度及びその時期などを削除)

(削る)

第四条の二の七 再処理事業者は、再処理設備本体を使用している場合には、当該設備を使用している期間にわたり継続して、当該再処理設備本体を使用している再処理施設の核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

2 前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 立入り
- 二 再処理施設の各工程における核燃料物質の数量及び状況を確認すること。
- 三 使用している再処理施設の操作状況を確認すること。
- 四 非破壊検査
- 五 試料提出
- 六 封印監視

事業者ごとに規定されている保障措置検査の実施内容のうち、重複している内容について整理・集約

(削る)

第四条の二の八 次の表の第一欄に掲げる事業者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合には、第二欄に掲げる事業者の第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域が中間在庫検査を受け得る期間に、第四欄に掲げる施設の原子力規制委員会が指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

記載を簡略化（保障措置検査の種類、実施の頻度及びその時期などを削除）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
再処理事業者	使用業者	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等	再処理施設
使用者	再処理事業者	再処理施設	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等
使用者	使用者	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等

2 前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 立入り
- 二 帳簿検査
- 三 員数検査
- 四 機器検査
- 五 非破壊検査
- 六 試料提出
- 七 封印監視

(削る)

(使用の廃止等の届出)

3 第一項の表の第一欄に掲げる事業者が第四欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、同項の保障措置検査を受けたとき、原子力規制委員会が適当と認める場合には、第二欄に掲げる事業者は第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、当該期間に受けるべき中間在庫検査を受けたものとみなす。

第四条の二の九 特定原子力事業者等は、特定原子力施設が存在するサイトにおいて、年六回を限度として（原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、当該限度を超えて）原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。当該限度を超える場合にあっては、保障措置検査の回数は、おおむね年平均六回を超えないものとする。

2 前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 立入り
- 二 非破壊検査
- 三 試料提出
- 四 封印監視

(使用の廃止等の届出)

記載を簡略化
(保障措置検査の種類、実施の頻度及びその時期などを削除)

第十六条 法第六十一条の九の二第一項の規定による届出をしようとする者は、国際規制物資のすべての使用を廃止した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 使用の許可の年月日
- 四 廃止の年月日
- 五 廃止の理由

2 法第六十一条の九の二第三項の規定による届出をしようとする者は、国際規制物資使用者が解散し、又は死亡した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地

第五条 法第六十一条の九の二第一項の規定により、国際規制物資使用者は、国際規制物資の全ての使用を廃止したときは、その廃止の日から三十日以内に次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 使用の許可の年月日
- 四 廃止の年月日
- 五 廃止の理由

2 法第六十一条の九の二第三項の規定により、国際規制物資使用者が解散し、又は死亡した場合において、法第六十一条の五の二第一項又は法第六十一条の五の三第一項の規定による承継がなかったときは、その清算人若しくは破産管財人又は相続人に代わって相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 解散又は死亡に係る工場又は事業所の名称及び所在

法律の定義を引用し修正

表現を適正化して修正

法律の定義を引用し修正

表現を適正化して修正

三 国際規制物資使用者が解散し又は死亡した年月日

四 解散の理由

(使用の廃止等に伴う措置)

第十七条 旧国際規制物資使用者等は、法第六十一条の九の三第一項の規定により、国際規制物資を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

(削る)

(国際特定活動の届出)

第十八条 法第六十一条の九の四第二項第三号に規定する原子力規制委員会規則で定める概要は、次の各号に掲げるものとする。

一 国際特定活動の規模（一年間に生産することができる資材又は設備（追加議定書附属書 I（xv）に規定するホットセルを含む。次号及び第四十八条第三十一項において同じ。）の数量を含む。）

地

三 国際規制物資使用者が解散し又は死亡した年月日

四 解散の理由

(使用の廃止等に伴う措置)

第五条の二 旧国際規制物資使用者等（国際規制物資である核原料物質を使用する者を除く。）は、法第六十一条の九の三第一項の規定により、国際規制物資を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

2 前項に規定する措置は、国際規制物資使用者としての許可を取り消された日、国際規制物資の全ての使用を廃止した日又は国際規制物資使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内にしなければならない。

(国際特定活動の届け出)

第四条の二の十 法第六十一条の九の四第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める概要は、次のとおりとする。

一 国際特定活動の規模（国際特定活動を行うことにより一年間に生産することができる資材又は設備（追加議定書附属書 I（XV）に規定するホットセルを含む。次号及び第七条第三十五項において同じ。）の数量を含むものでなければならない。）

法律の定義を引用し修正

法律に規定している期日の再掲を削除

表現を適正化して修正

二 国際特定活動に係る資材又は設備の品質及び用途

三 国際特定活動が行われる場所であって追加議定書第七条に規定する管理されたアクセスによる可能性 **がある場所及びその理由**
(国際特定活動の終了等の届出)

第十九条 法第六十一条の九の四第四項の規定による届出をしようとする者は、国際特定活動を終えた日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 **工場又は事業所**の名称及び所在地

三 **法第六十一条の九の四第一項の規定による届出**の年月日

四 国際特定活動を終えた年月日

五 国際特定活動を終えた理由

2 法第六十一条の九の四第五項の規定による届出をしようとする者は、国際特定活動実施者が解散し、又は死亡した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届

二 国際特定活動を行うことにより生産することができる資材又は設備の品質及び用途

三 国際特定活動が行われる場所であって追加議定書第七条に規定する管理されたアクセスによる可能性がある場所
(国際特定活動の終了等の届出)

第六条 法第六十一条の九の四第四項の規定により、国際特定活動実施者は、当該届出に係る全ての国際特定活動を終えたときは、当該国際特定活動を終えた日から三十日以内に次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 **当該国際特定活動に係る工場又は事業所**の名称及び所在地

三 **当該国際特定活動の届出**の年月日

四 **当該国際特定活動を終えた年月日**

五 **当該国際特定活動を終えた理由**

2 法第六十一条の九の四第五項の規定により、国際特定活動実施者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併によ

表現を適正化して修正

法律の定義を引用し修正

表現を適正化して修正

法律の定義を引用し修正

表現を適正化して修正

出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 国際特定活動実施者が解散し又は死亡した年月日

四 解散の理由

第三章 指定情報処理機関

(解析の方法)

第二十条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第五十七条第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、工場又は事業所において**在庫差**が発生した場合において当該工場又は事業所に係る核燃料物質が平和の目的以外に利用されていないことを確認する

り設立された法人の代表者若しくは分割により国際特定活動に係る事業を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 解散又は死亡に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者が解散し又は死亡した年月日

四 解散の理由

第三章 指定情報処理機関

(解析の方法)

第四条の三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第五十七条第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、工場又は事業所において**不明物質**量が発生した場合において当該工場又は事業所に係る核燃料物質が平和の目的以外に利用されていないことを確

表現を適正化して修正

表現を適正化して修正

ことに資するために行う解析の方法であって、原子力規制委員会が指定するものとする。

(指定の申請)

第二十一条 法第六十一条の十一の規定により情報処理業務を行う者としての指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 情報処理業務を行う事業所の名称及び所在地
- 三 行おうとする情報処理業務の内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 次に掲げる事項を記載した書面
 - イ 役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあっては社員の氏名又は名称
 - ロ 情報処理業務を実施する主たる技術者の数及び経歴

認することに資するために行う解析の方法であって、原子力規制委員会が指定するものとする。

(指定の申請)

第四条の四 (略)

条(場所)の
移動

- ハ 情報処理業務の実施に使用する電子計算機等の設備の概要、所在場所及び所有又は借入れの別
- ニ 国際約束に基づく保障措置に係る情報処理の技術その他の技術の研究及び開発の実績
- ホ 情報処理業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要

(業務規定)

第二十二條 法第六十一条の十六第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 情報処理業務を実施する者の配置に関すること。
- 二 情報処理業務を実施する場合に使用する設備に関すること。
- 三 受託した情報処理業務に関する結果の報告に関すること。
- 四 情報処理業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関すること。
- 五 その他情報処理業務に関し必要な事項

2 指定情報処理機関は、法第六十一条の十六第一項の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる事項について業務規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(業務規定)

第四条の五 (略)

条(場所)の移動

(事業計画等の認可の申請)

第二十三条 指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、事業計画書及び収支予算書を添付した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 変更の内容
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(業務の休廃止の許可の申請)

第二十四条 指定情報処理機関は、法第六十一条の二十の規定により情報処理業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 休止又は廃止にしようとする情報処理業務の範囲又は内容
- 三 休止又は廃止の年月日

(事業計画等の認可の申請)

第四条の六 (略)

(業務の休廃止の許可の申請)

第四条の七 (略)

条(場所)の
移動

条(場所)の
移動

四 休止の期間

五 休止又は廃止の理由

第四章 指定保障措置検査等実施機関

(指定保障措置検査等実施機関に行わせる保障措置検査等実施業務の範囲)

第二十五条 原子力規制委員会は、法第六十一条の二十三の二の規定により、保障措置検査等実施業務のうち保障措置検査が行われる工場又は事業所において使用されている国際規制物資の種類、数量又はその使用の態様その他の事由により自ら保障措置検査等実施業務を行う必要があると認めたものを除き、指定保障措置検査等実施機関に行わせることができる。

(指定の申請)

第二十六条 法第六十一条の二十三の三第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

第四章 指定保障措置検査等実施機関

(指定保障措置検査等実施機関に行わせる保障措置検査等実施業務の範囲)

第四条の八 (略)

(指定の申請)

第四条の九 (略)

条(場所)の移動

条(場所)の移動

四 次に掲げる事項を記載した書面

イ 役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあっては社員の氏名又は名称

ロ 保障措置検査員の氏名及び略歴

ハ 試料試験（法第六十一条の二十三の二第二号に規定する試料の試験をいう。以下同じ。）を実施する主たる技術者の数及び経歴

ニ 保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力があることの説明

ホ 保障措置検査等実施業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要

2 法第六十一条の二十三の三第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 行おうとする保障措置検査等実施業務の内容

二 保障措置検査等実施業務を開始しようとする年月日
(保障措置検査員の条件)

第二十七条 法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校において理科系統の学科を修めて卒業した者であって、国際規制物資

(保障措置検査員の条件)

第四条の十 (略)

条（場所）の
移動

の計量及び管理の実務又は保障措置検査等（保障措置検査、法第六十八条第一項の規定による立入検査（保障措置の実施のために行うものに限る。）及び同条第四項の規定による立入検査をいう。次号において同じ。）の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの

三 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者

（保障措置検査員の数）

第二十八条 法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める数は、十二名とする。

（名称等の変更の届出）

第二十九条 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一

（保障措置検査員の数）

第四条の十一 （略）

（名称等の変更の届出）

第四条の十二 （略）

条（場所）の移動

条（場所）の

条の二十三の六の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(実施指示書)

第三十条 法第六十一条の二十三の七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保障措置検査を実施する保障措置検査員の数
- 二 実施すべき保障措置検査の内容（法第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出させるべき試料の種類及び数量並びに同項第四号の規定によりされるべき封印又は取り付けられるべき装置の対象物及び位置を特定する事項を含む。）
- 三 実施指示書に記載のない事項について対処する必要が生じたときに保障措置検査員がとるべき措置

(通知)

第三十一条 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の七第四項の規定による通知をしようとする

(実施指示書)

第四条の十三 (略)

(通知)

第四条の十四 (略)

移動

条（場所）の
移動

条（場所）の
移動

ときは、次に掲げる事項を記載した通知書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 保障措置検査の対象となった事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地
- 三 保障措置検査を行った年月日
- 四 保障措置検査を行った場所
- 五 保障措置検査員の氏名
- 六 保障措置検査の結果

(業務規定の認可の申請)

第三十二条 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項前段の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規定を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項後段の規定により業務規定の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 変更の内容
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(業務規定の認可の申請)

第四条の十五 (略)

条(場所)の
移動

(業務規定)

第三十三条 法第六十一条の二十三の八第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保障措置検査等実施業務を行う事業所の名称及びその事業所が行う保障措置検査等実施業務の内容
- 二 保障措置検査員の選任及び解任並びにその配置に関すること。
- 三 試料試験を実施する者の配置に関すること。
- 四 保障措置検査の実施の方法に関すること。
- 五 試料試験及び法第六十一条の二十三の二第二号に規定する記録の確認（以下「試料試験等」という。）の方法に関する事項
- 六 法第六十一条の二十三の二第三号の業務の実施の方法に関すること。
- 七 保障措置検査等実施業務に関する結果の報告に関すること。
- 八 保障措置検査等実施業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関すること。
- 九 その他保障措置検査等実施業務に関し必要な事項
(事業計画等の認可の申請)

第三十四条 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一

(業務規定)

第四条の十六 (略)

(事業計画等の認可の申請)

第四条の十七 (略)

条(場所)の
移動

条(場所)の

条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該事業計画書及び収支予算書を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 変更の内容
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(役員の選任及び解任等)

第三十五条 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、選任又は解任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任等)

第四条の十八 (略)

移動

条(場所)の
移動

2 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第二項の規定により保障措置検査員の選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第三十六条 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十五の規定により保障措置検査等実施業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 休止又は廃止にしようとする保障措置検査等実施業務の範囲又は内容
- 三 休止又は廃止の年月日
- 四 休止の期間
- 五 休止又は廃止の理由

(帳簿)

第三十七条 法第六十一条の二十三の十七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所

(業務の休廃止の許可の申請)

第四条の十九 (略)

(帳簿)

第四条の二十 (略)

条(場所)の移動

条(場所)の移動

- 二 保障措置検査の対象となった事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地
- 三 実施指示書を交付された年月日
- 四 保障措置検査を行った年月日
- 五 保障措置検査を行った場所
- 六 保障措置検査員の氏名
- 七 保障措置検査の内容
- 八 保障措置検査の結果
- 九 その他保障措置検査に関し必要な事項
- 十 試料試験等を行った試料又は記録を特定する事項
- 十一 試料試験等を行った年月日
- 十二 試料試験等を行った事業所
- 十三 試料試験等を行った者の氏名
- 十四 試料試験等の方法
- 十五 試料試験等の結果
- 十六 その他試料試験等に関し必要な事項

2 法第六十一条の二十三の十七第一項の帳簿は、十年間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第三十八条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるよう

(電磁的方法による保存)

第四条の二十一 (略)

条(場所)の
移動

して保存されるときは、当該記録の保存をもって法第六十一条の二十三の十七第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(業務の引継ぎ等)

第三十九条 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十八第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 保障措置検査の業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと。

二 保障措置検査の業務に関する帳簿及び書類を原子力規制委員会に引き継ぐこと。

三 その他原子力規制委員会が必要と認める事項

(報告)

第四十条 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査員を解任したときは、遅滞なく、解任した保障措置検査員の氏名及び解任の理由を記載した報告書により、原子力規制委員会に報告しなければならない。

(経理原則)

第四十一条 指定保障措置検査等実施機関は、その業務の

(業務の引継ぎ等)

第四条の二十二 (略)

(報告)

第四条の二十三 (略)

(経理原則)

第四条の二十四 (略)

条(場所)の
移動

条(場所)の
移動

条(場所)の

<p>財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。</p> <p>(区分経理の方法)</p>	<p>(区分経理の方法)</p>	<p>移動</p>
<p>第四十二条 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に係る経理については、特別の勘定を設け、当該業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。</p>	<p>第四条の二十五 (略)</p>	<p>条(場所)の移動</p>
<p>(収支予算)</p> <p>第四十三条 法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項の収支予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。</p>	<p>(収支予算)</p> <p>第四条の二十六 (略)</p>	<p>条(場所)の移動</p>
<p>(予備費等)</p> <p>第四十四条 指定保障措置検査等実施機関は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算に予備費を設けることができる。</p> <p>2 指定保障措置検査等実施機関は、支出予算については、収支予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第四条の二十六の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。</p> <p>3 指定保障措置検査等実施機関は、原子力規制委員会が</p>	<p>(予備費等)</p> <p>第四条の二十七 (略)</p>	<p>条(場所)の移動</p>

指定する経費の金額については、原子力規制委員会の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

- 4 指定保障措置検査等実施機関は、前項の規定により予算の流用又は予備費の使用について原子力規制委員会の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を原子力規制委員会に提出して申請しなければならない。

(予算の繰越し)

第四十五条 指定保障措置検査等実施機関は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、原子力規制委員会が指定する経費の金額については、あらかじめ、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。

- 2 指定保障措置検査等実施機関は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を原子力規制委員会に提出して申請しなければならない。

(予算の繰越し)

第四条の二十八 (略)

条(場所)の
移動

3 指定保障措置検査等実施機関は、第一項の規定により第四条の二十五の勘定に係る繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

4 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 繰越しに係る経費の予算現額
- 二 前号の予算現額のうち支出決定済額
- 三 第一号の予算現額のうち翌事業年度への繰越額
- 四 第一号の予算現額のうち不用額

(収支決算書)

第四十六条 法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第二項の収支決算書は、収支予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 収入
 - イ 収入予算額
 - ロ 収入決定済額
 - ハ 収入予算額と収入決定済額の差額
- 二 支出
 - イ 支出予算額

(収支決算書)

第四条の二十九 (略)

条(場所)の移動

- ロ 前事業年度からの繰越額
- ハ 予備費の使用の金額及びその理由
- ニ 流用の金額及びその理由
- ホ 支出予算の現額
- ヘ 支出決定済額
- ト 翌事業年度への繰越額
- チ 不用額

(会計規程)

第四十七条 指定保障措置検査等実施機関は、その財務及び会計に関し、法及びこの規則で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について原子力規制委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第五章 雑則

(報告の徴収)

第四十八条 製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質を受け入れ、又は払い出したときは、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による報告書を工場又は事業所ごとに作成し、その受入れ又は払出しが行われた日から十五

(会計規程)

第四条の三十 (略)

第五章 雑則

(報告の徴収)

第七条 (略)

条(場所)の
移動

日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質の管理に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第三による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(削る)

3 次に掲げる者は、在庫変動（核的生成又は核的損耗によるものを除く。以下この項において同じ。）が生じたとき、受払間差異を確認したとき又はリバッチングを行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、それぞれ在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日又はリバッチングを行った

2 (略)

3 製錬事業者は、核原料物質若しくは核燃料物質を次の各号に定める数量のいずれかを超過して受け入れ、若しくは払い出したとき又は核原料物質若しくは核燃料物質の毎月一日からの損失の数量を合計した数量が次の各号に定める数量のいずれかの百分の二を超えたときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

一～三 (略)

4 加工事業者等は、在庫変動（核的生成又は核的損耗によるものを除く。以下この項において同じ。）が生じたとき、受払間差異を確認したとき又はリバッチングを行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、それぞれ在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日又はリバッチングを行った

項（場所）を移動して修正

項（場所）を移動して修正

日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者
- 六 廃棄事業者
- 七 使用者
- 八 原子力利用国際規制物資使用者
- 九 非原子力利用国際規制物資輸出入者

4 前項の場合において、前項各号に掲げる者は、当該核燃料物質の供給当事国ごとの数量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、バッチごとに記録している場合には別記様式第五による報告書を、その他の方法により記録している場合には別記様式第六による報告書を作成し、当該在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日又はリバッチングを行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

5 次に掲げる者は、核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳に変更が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第六による報告書

日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- (新設)

5 前項の場合において、加工事業者等は、当該核燃料物質の供給当事国ごとの数量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、バッチごとに記録している場合には別記様式第五による報告書を、その他の方法により記録している場合には別記様式第六による報告書を作成し、当該在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日又はリバッチングを行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

6 加工事業者等（試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を除く。）は、核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の

項（場所）を移動して修正

項（場所）を移動して修正

を作成し、当該混合を行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
- 二 再処理事業者
- 三 廃棄事業者
- 四 使用者
- 五 原子力利用国際規制物資使用者
- 六 非原子力利用国際規制物資輸出入者

6 次に掲げる者は、特定燃料体を原子炉（臨界実験装置を除く。）へ挿入したときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第七による報告書を作成し、当該挿入の日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 試験研究用等原子炉設置者
- 二 発電用原子炉設置者

7 次に掲げる者は、使用済燃料を取り出したとき又は払い出したときは、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗について、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、当該取出し又は払出し

内訳に変更が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第六による報告書を作成し、当該混合を行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

7 試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者は、特定燃料体を原子炉（臨界実験装置を除く。）へ挿入したときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第七による報告書を作成し、当該挿入の日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- (新設)
- (新設)

8 試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者は、使用済燃料を取り出したとき又は払い出したときは、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗について、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四によ

項（場所）を移動して修正

項（場所）を移動して修正

の日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 試験研究用等原子炉設置者

二 発電用原子炉設置者

8 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料を払い出したときは、当該使用済燃料に係る核的損耗について、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、当該払出しの日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

9 前二項の場合において、次に掲げる者は、当該使用済燃料に係る核的生成又は核的損耗についての供給当事国ごとの数量に関し、別記様式第五による報告書を作成し、当該取出しの日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 試験研究用等原子炉設置者

二 発電用原子炉設置者

三 使用済燃料貯蔵事業者

10 次に掲げる者は、実在庫量の確認を行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第八及び別記様

る報告書を作成し、当該取出し又は払出しの日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

9 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料を払い出したときは、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗について、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、当該払出しの日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

10 前二項の場合において、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者は、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗についての供給当事国ごとの数量に関し、別記様式第五による報告書を作成し、当該取出しの日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

11 加工事業者等は、実在庫量の確認を行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第八及び別記様

項（場所）を移動して修正

項（場所）を移動して修正

項（場所）を移動して修正

式第九による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者
- 六 廃棄事業者
- 七 使用者
- 八 原子力利用国際規制物資使用者
- 九 非原子力利用国際規制物資輸出入者

11 前項の場合において、前項各号に掲げる者は、供給当事国ごとの実在庫量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、バッチごとに記録している場合には別記様式第十による報告書を、その他の方法により記録している場合には別記様式第十一による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

12 次に掲げる者は、第三項から第五項まで、第十項又は前項の規定により提出した報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上その他の事由により、より正確な数

式第九による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- (新設)

12 前項の場合において、加工事業者等は、供給当事国ごとの実在庫量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、バッチごとに記録している場合には別記様式第十による報告書を、その他の方法により記録している場合には別記様式第十一による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

13 加工事業者等（試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を除く。）は、既に提出した第四項から第六項まで、第十一項又は前項の

項（場所）を移動して修正

項（場所）を移動して修正

値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、当該数値が得られた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
- 二 再処理事業者
- 三 廃棄事業者
- 四 使用者
- 五 原子力利用国際規制物資使用者
- 六 非原子力利用国際規制物資輸出入者

13 次に掲げる者のうち核燃料物質を受け入れたもの又は新たに受け入れるものは、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、**操業の計画、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画**に関し、別記様式第十二による報告書を毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の**一月前までに**（新たに次の各号に掲げる許可又は指定を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあつては、初めて

報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）

14 加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（実効値の合計が一以上のプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。）は、サイトごとに、**操業の計画**に関し、別記様式第十二による報告書を毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の**二月前までに**（新たに加工の事業の許可、試験研究用等原子炉の設置の許可、発電用原子炉の設置の許可、使用済燃料の貯蔵の事業の許可、再処理の事業の指定、廃棄の事業の許可又は使用の許可（この項及び次項において「許可又は指

保障措置協定等の要求事項の整理に伴う規定の統合（旧第14項の操業計画及び旧第15項の受払計画を統合）許可又は指定の後、当面燃料を受け入れ

核燃料物質を受け入れる期間の初日の一月前までに)、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者
- 六 廃棄事業者
- 七 使用者（~~実効値の合計が一以上のプルトニウム、ウラン又はトリウム（これらの化合物を含む。）~~を通常取り扱う者保障措置協定第九十八条 I に規定する施設を有する者に限る。）

14 次に掲げる者は、カナダを供給当事国とする核燃料物質について再処理を目的としてカナダ以外の外国に輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者

定」という。)を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあっては、当該許可又は指定を受けた後速やかに)、原子力規制委員会に提出しなければならない。

15 加工事業者等（原子力利用国際規制物資使用者を除く。次項において同じ。）は、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の開始前に（新たに許可又は指定を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあっては、当該許可又は指定を受けた後速やかに)、原子力規制委員会に提出しなければならない。

(新設)

る計画がない者を、報告対象者から除外

実効値の合計が一以下かつ再処理や濃縮などの機能を有している施設の追加

新規に追加
(カナダ国籍の核燃料物質の第三国への輸出計画)

- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者
- 六 使用者

15 次に掲げる者は、オーストラリアを供給当事国とする核燃料物質をオーストラリア以外の外国に輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の一月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者
- 六 使用者
- 七 原子力利用国際規制物資使用者
- 八 非原子力利用国際規制物資輸出入者

(削る)

(新設)

17 前二項の規定は、使用する核燃料物質の実効値の合計が百分の一に達しない使用者については、適用しない。

新規に追加
(オーストラリア国籍の核燃料物質の第三国への輸出計画)

保障措置協定の要求事項の整理等に伴う

16 次に掲げる者は、核燃料物質を輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、核燃料物質を積載しようとする日の一月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者
- 六 使用者
- 七 原子力利用国際規制物資使用者
- 八 非原子力利用国際規制物資輸出入者

17 次に掲げる者は、核燃料物質を輸入しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、核燃料物質を輸入しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない

18 国際規制物資を使用している者（旧国際規制物資使用者等及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を除く。）は、核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合は、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- (新設)

18 国際規制物資を使用している者（旧国際規制物資使用者等及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を除く。）は、核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合は、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作

規定の削除
(実効値100分の1未満の適用除外)

項(場所)を移動して修正
(輸出入を分割し、輸出について規定)

項(場所)を移動して修正
(輸出入を分割し、輸入に

<p>。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>加工事業者</u> 二 <u>試験研究用等原子炉設置者</u> 三 <u>発電用原子炉設置者</u> 四 <u>使用済燃料貯蔵事業者</u> 五 <u>再処理事業者</u> 六 <u>使用者</u> 七 <u>原子力利用国際規制物資使用者</u> 八 <u>非原子力利用国際規制物資輸出入者</u> 	<p>成し、<u>あらかじめ</u>、<u>原子力規制委員会</u>に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 	<p><u>ついて規定)</u></p>
<p>18 <u>次に掲げる者は</u>、<u>第十四項から前項まで規定により提出した報告書の記載事項に変更があったときは</u>、<u>提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し</u>、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 加工事業者 二 試験研究用等原子炉設置者 三 発電用原子炉設置者 四 使用済燃料貯蔵事業者 五 再処理事業者 六 使用者 七 原子力利用国際規制物資使用者 八 非原子力利用国際規制物資輸出入者 	<p>16 <u>加工事業者等は</u>、<u>前項の報告書の記載事項に変更があったときは</u>、<u>別記様式第十三による報告書を作成し</u>、速やかに原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 	<p>項（場所）を移動して修正</p>

(削る)

19 非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者（核燃料物質の使用について法第六十一条の三第一項の許可を受けた者に限る。）は、核燃料物質の管理に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第十五による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

20 次に掲げる者であって、核原料物質を使用又は廃棄しているものは、核原料物質の管理に関し、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十六による報告書を、

19 加工事業者又は再処理事業者は、法第十三条第一項若しくは法第十六条第一項の規定により受けた許可又は法第四十四条第一項の規定により受けた指定若しくは法第四十四条の四第一項の規定により受けた許可に係る申請書に記載された核燃料物質収支図に加工又は再処理の各工程ごとに表示された核燃料物質の損失の数値（当該許可又は指定の際に付された条件により修正された場合にあつては、修正後の数値）の合計を超えて核燃料物質の損失が発生したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

21 非原子力利用国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項に基づき核燃料物質の使用の許可を受けた者に限る。第三十一項及び第三十二項において同じ。）は、当該核燃料物質の管理に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第十六による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

20 核原料物質を廃棄している廃棄事業者又は国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項に基づき核原料物質の使用の許可を受けた者に限る。）は、当該核原料物質

保障措置協定の要求事項の整理等に伴う規定の削除
(核燃料物質収支図に表示された数値超え損失)

項（場所）を移動して修正

項（場所）を移動して修正

毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 廃棄事業者

二 国際規制物資使用者

21 次に掲げる者は、減速材物質の受入れ又は払出しによる増減等により在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十七による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 試験研究用等原子炉設置者

二 発電用原子炉設置者

三 廃棄事業者

四 国際規制物資使用者

22 次に掲げる者であって、減速材物質を使用又は廃棄しているものは、毎年十二月三十一日における減速材物質

の管理に関し、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十五による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

22 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項に基づき減速材物質の使用の許可を受けた者に限り。次項から第二十五項までにおいて同じ。）は、減速材物質の受入れ又は払出しによる増減等により在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十七による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

23 減速材物質を使用している試験研究用等原子炉設置者若しくは発電用原子炉設置者、減速材物質を廃棄してい

項（場所）を移動して修正

項（場所）を移動して修正

の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十八による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 試験研究用等原子炉設置者
- 二 発電用原子炉設置者
- 三 廃棄事業者
- 四 国際規制物資使用者

23 第二十一項各号又は前項各号に掲げる者は、第二十一項又は前項の規定により提出した報告書について、減速材物質の測定精度の向上その他の事由により、より正確な数値が得られたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、当該数値を得た日の属する月の末日から十五日以内に、~~訂正した報告書を原子力規制委員会に提出しな~~ければならない。

(削る)

る廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、毎年十二月三十一日における減速材物質の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十八による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

24 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、既に提出した第二十二項又は前項の報告書について、減速材物質の測定精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

25 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、減速材物質を受け入れ、又は払い出す場合には、工場又は事業所ごとに、別記様式第十九による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。

項（場所）を移動して修正

表現を適正化

保障措置協定の要求事項の整理等に伴う規定の削除（減速材物質

24 次に掲げる者は、設備の受入れ又は払出しによる増減等により、在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十九による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者
- 六 廃棄事業者
- 七 使用者
- 八 国際規制物資使用者

25 次に掲げる者であって、設備を使用又は廃棄しているものは、毎年十二月三十一日における設備の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第二十による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に

26 加工事業者等又は非原子力利用国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項に基づき設備の使用の許可を受けた者に限る。次項及び第二十八項において同じ。）は、設備の受入れ又は払出しによる増減等により在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第二十による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- （新設）

27 設備を使用している加工事業者等（設備を廃棄している廃棄事業者を含む。）又は非原子力利用国際規制物資使用者は、毎年十二月三十一日における設備の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様

の受入・払出
実施計画)

項（場所）を
移動して修正

項（場所）を
移動して修正

原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者
- 六 廃棄事業者
- 七 使用者
- 八 国際規制物資使用者

(削る)

26 次に掲げる者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき又は法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を直ちに、そ

式第二十一による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- (新設)

28 加工事業者等又は非原子力利用国際規制物資使用者は、設備を受け入れ、又は払い出す場合には、工場又は事業所ごとに、別記様式第十九による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。

29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき又は法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、そ

保障措置協定の要求事項の整理等に伴う規定の削除（設備の受入・払出実施計画）

項（場所）を移動して修正

の状況、その原因及びそれに対して採った措置を三十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 製錬事業者
- 二 加工事業者
- 三 試験研究用等原子炉設置者
- 四 発電用原子炉設置者
- 五 使用済燃料貯蔵事業者
- 六 再処理事業者
- 七 廃棄事業者
- 八 使用者

27 非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者は、核燃料物質の事故増加が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十一による報告書を作成し、当該事故増加が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(削る)

の旨を直ちに、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を三十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- (新設)

30 非原子力利用国際規制物資使用者は、核燃料物質の事故増加が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十二による報告書を作成し、当該事故増加が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

31 非原子力利用国際規制物資使用者（旧国際規制物資使用者等を除く。次項において同じ。）は、核燃料物質を輸入し、又は輸出したときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十三による報告書を作成し、輸入又は輸出を実施した日の属する月の末日から十五日以内

項（場所）を移動して修正

保障措置協定の要求事項の整理等に伴う規定の削除（非原子力利用国際規制物

(削る)

28 製錬事業者は、製錬の事業の実施に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十二による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

29 次に掲げる者は、毎年十二月三十一日におけるサイトの状況に関し、サイトごとに、別記様式第二十三による報告書を作成し、当該サイト内の建物の配置を示す図面を添えて、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 加工事業者
- 二 試験研究用等原子炉設置者
- 三 発電用原子炉設置者
- 四 使用済燃料貯蔵事業者
- 五 再処理事業者

に原子力規制委員会に提出しなければならない。

32 非原子力利用国際規制物資使用者は、既に提出した前項の報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

33 製錬事業者は、製錬の事業の実施に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十四による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

34 加工事業者等は、毎年十二月三十一日におけるサイトの状況に関し、サイトごとに、別記様式第二十五による報告書を作成し、当該サイト内の建物の配置を示す図面を添えて、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

資使用者の輸出入)

保障措置協定の要求事項の整理等に伴う規定の削除(精度向上)

項(場所)を移動して修正

項(場所)を移動して修正

六 廃棄事業者	(新設)	
七 使用者	(新設)	
八 原子力利用国際規制物資使用者	(新設)	
九 非原子力利用国際規制物資輸出入者	(新設)	
30 前項各号に掲げる者は、前項の規定により提出した報告書について、追加議定書第七条に規定する管理されたアクセスによるの可能性がある場所及びその理由を変更しようとするときは、その変更を行うことを決定した後速やかに、その変更の内容を原子力規制委員会に報告しなければならない。	(新設)	新規に追加 (管理されたアクセスの変更)
31 国際特定活動実施者は、国際特定活動を行うことにより生産した資材又は設備の数量について、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十四による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。	35 国際特定活動実施者は、国際特定活動を行うことにより生産した資材又は設備の数量について、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十六による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。	項（場所）を移動して修正
32 ウラン鉱山においてウラン鉱の探鉱、採鉱及び選鉱を行っている者は、その実施に関し、ウラン鉱山ごとに、別記様式第二十五による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。	36 ウラン鉱山においてウラン鉱の探鉱、採鉱及び選鉱を行っている者は、その実施に関し、ウラン鉱山ごとに、別記様式第二十七による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。	項（場所）を移動して修正

(削る)

(身分を示す証明書)

第四十九条 法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第五項の身分を示す証明書は、**別記様式第二十六によるもの**とする。

2 法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、**別記様式第二十七によるもの**とする。

(封印又は装置の取付けの通報)

第五十条 原子力規制委員会は、法第六十八条第十項の規定により国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定時期、箇所等をその者に通報するものとする。

37 第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで、第三十項から前項までの報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(身分を示す証明書)

第八条 法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第五項及び**法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）**の身分を示す証明書は、**それぞれ別記様式第二十八及び別記様式第二十九**とする。

(新設)

(封印又は装置の取付けの通報)

第九条 (略)

保障措置協定の要求事項の整理等に伴う規定の削除
(正本副本の提出部数)

条(場所)を移動して修正

条(場所)の移動

<p>(電磁的記録媒体による手続)</p> <p>第五十一条 第四十八条第一項から第二十五項まで、及び第二十七項から第二十九項まで、第三十一項及び第三十二項までの報告書の提出については、当該報告書の提出に代えて、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第二十九二十八の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>(指定情報処理機関等の名称等)</p> <p>第五十二条 (略)</p>	<p>(電磁的記録媒体による手続)</p> <p>第十条 第七条第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書の提出に代えて、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第三十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>(指定情報処理機関等の名称等)</p> <p>第十一条 (略)</p>	<p>条（場所）を移動して修正</p> <p>第 48 条第 30 項に係る電磁的記録媒体による手続の削除</p> <p>様式番号ずれ</p> <p>条（場所）の移動</p>
--	--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式は、この規則による改正後の国際規制物資の使用等に関する規則に定める様式にかかわらず、この規則の施行の日から起算して二年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

国際規制物資の使用等に関する規則の別記様式【見え消し版】

※意見公募時点からの見え消し

別記様式第1（第48条関係）

参考2

核原料物質（核燃料物質）受入報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第1項の規定により、次のとおり報告します。

受入工場又は事業所	名称	
	所在地	
核原料物質(核燃料物質)の区分(注1)		
受入年月日		
受入数量(注2)		
供給当事国(注3)		
払出工場又は事業所(注4)	名称	
	所在地	
運搬者名		
化合物又は混合物の名称及びその形状		

注1 核原料物質の区分についてはウラン鉱又はトリウム鉱の区分により、核燃料物質の区分については天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分により記載すること。

2 ウラン鉱、天然ウラン又は劣化ウランの区分に属するものにあつてはウランの量、トリウム鉱又はトリウムの区分に属するものにあつてはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は、四捨五入すること。

3 供給当事国が2以上ある場合は、供給当事国ごとの数量を注2の例により、併せて記載すること。

4 輸入の場合にあつては、輸入相手国名及び相手方の氏名（法人にあつては、その名称）を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「核原料物質(核燃料物質)の区分」から「化合物又は混合物の名称及びその形状」までの欄は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに設けること。

3 この報告書は、当該工場又は事業所に現実に受け入れた搬入された期日及び数量を基準として作成すること。

4 当該受入れが貯蔵の受託に伴う場合は、その旨を別葉で記載し、添付すること。

別記様式第2 (第48条関係)

核原料物質 (核燃料物質) 払出報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第1項の規定により、次のとおり報告します。

払出工場又は事業所	名 称	
	所在地	
核原料物質(核燃料物質)の区分(注1)		
払 出 年 月 日		
払 出 数 量 (注2)		
供 給 当 事 国 (注3)		
受入工場又は事業所 (注4)	名 称	
	所在地	
運 搬 者 名		
化合物又は混合物の名称及びその形状		

注1 別記様式第1の注1の例により記載すること。

2 別記様式第1の注2の例により記載すること。

3 別記様式第1の注3の例により記載すること。

4 輸出の場合にあっては、輸出相手国名及び相手方の氏名 (法人にあっては、その名称) を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「核原料物質(核燃料物質)の区分」から「化合物又は混合物の名称及びその形状」までの欄は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに設けること。

3 この報告書は、当該工場又は事業所から現実に払い出した期日及び数量を基準として作成すること。

4 当該払出しが貯蔵の委託に伴う場合は、その旨を別葉で記載し、添付すること。

別記様式第3 (第48条関係)

年 期核原料物質 (核燃料物質) 管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第2項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質(核燃料物質)の区分 (注1)		
供 給 当 事 国		
工 場 又 は 事 業 所	名 称	
	所 在 地	
事 務 上 の 連 絡 先	名 称	
	所 在 地	
	所 属 部 課 名	
	報 告 書 の 作 成 者 の 氏 名	
	電 話 番 号	
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

1 総括表

事 項	数 量 (注2)	
期 首 在 庫		
期 中 増 加	輸 入	
	国内からの受入れ	
	生 産 (注3)	
	その他の増加 (注4)	
調 整 (注5)		
計 (注6)		
期 中 減 少	輸 出	
	国内への払出し	
	事 故 損 失	
	廃棄又は損失 (注7)	
	その他の減少 (注8)	
期 末 在 庫		
調 整 (注5)		
計 (注9)		
期 末 貯 蔵 委 託 (注10)		
期 末 運 搬 (注11)		

2 明細表

(1) 輸入 (注12)

	相手方の氏名(法人にあつては、その名称)	受入年月日	数 量(注2)
受 入 れ			
調 整(注5)			
計			

(2) 国内からの受入れ (注12)

	払出工場又は事業所名	受入年月日	数量(注2)	その他(注13)
受 入 れ				
調 整(注5)				
計				

(3) 生産 (注3)

		化合物又は混合物の名称	数 量(注2)
月 別	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
調 整(注5)			
計			

(4) その他の増加 (注4)

増 加 の 原 因	数 量(注2)
調 整(注5)	
計	

(5) 輸出 (注14)

	相手方の氏名(法人にあつては、その名称) (注15)	払出年月日	数量(注2)
払 出 し			
調 整(注5)			
計			

(6) 国内への払出し (注14)

	払出工場又は事業所名	払出年月日	数 量(注2)	その他(注16)
払 出 し				
調 整(注5)				
計				

(7) 事故損失

発生年月日	数	量 (注2)	事故の内容
調整 (注5)			
計			

(8) 廃棄又は損失

	廃棄年月日	数	量 (注2)	廃棄方法又は損失の理由 (注17)
廃				
棄				
損失 (注7)				
調整 (注5)				
計				

(9) その他の減少 (注8)

減少の原因	数	量 (注2)
調整 (注5)		
計		

(10) 期末在庫

化合物又は混合物の名称	数	量 (注2)
調整 (注5)		
計		

(11) 期末貯蔵委託 (注10)

貯蔵者名	貯蔵場所	数	量 (注2)
調整 (注5)			
計			

(12) 期末運搬 (注11)

運搬者名	運搬区間	数	量 (注2)
調整 (注5)			
計			

- 注 1 別記様式第 1 の注 1 の例により記載すること。
- 2 別記様式第 1 の注 2 の例により記載すること。
- 3 核燃料物質についてのみ記載すること。
- 4 計量誤差による増加等を記載すること。
- 5 四捨五入を行ったことによる各項目の欄の数量の合計と計の欄の数量との差を記載すること。
- 6 期首在庫と期中増加との四捨五入を行わない数量の合計を記載すること。
- 7 損失については、製錬の過程において通常発生する損失を記載すること。
- 8 消費、計量誤差による減少等を記載すること。
- 9 期中減少と期末在庫との四捨五入を行わない数量の合計を記載すること。
- 10 期末において、製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者又は国際規制物資使用者以外の者に貯蔵を委託している場合に限り記載すること。
- 11 期末において運搬中のものに限り、払出しを行う者が記載すること。ただし、製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者又は国際規制物資使用者以外の者が払出しを行う場合は、受入れを行う者が記載すること。
- 12 当該工場又は事業所に現実に受入れた期日及び数量を基準として記載すること。
- 13 当該受入れが、貯蔵の委託に伴う場合はその旨を記載すること。
- 14 当該工場又は事業所に現実に払い出した期日及び数量を基準として記載すること。
- 15 輸出相手国が国際規制物資の供給当事国以外の場合は、その国名を併せて記載すること。
- 16 当該払出しが、貯蔵の委託に伴う場合はその旨を記載すること。
- 17 損失の理由については、化学処理、分析又はその他処理の別を明らかにして記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。
- 2 総括表及び明細表は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごと及び供給当事国ごとに欄を設けること。

別記様式第4（第48条関係）
（その1）

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第3項（第7項、第8項又は第12項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の 連絡先	名称	
	所在地			所在地	
核燃料物質計量管理区域の符号	(注2)			所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
				電話番号	
計量管理責任者の氏名			電子メールアドレス		

- 注1 国際規制物資の使用等に関する規則第48条第3項、第7項、第8項若しくは第10項の規定に基づき提出する全ての報告書又はこれらの規定により提出した報告書について同条第12項の規定に基づき提出する同条第3項若しくは第10項の報告書を修正するために提出する全ての報告書につき、核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）ごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 2 計量管理規定で定めたMBAの符号を記載すること。
 - 3 在庫変動、受払間差異、リバッチング又は区分の変更による数量の変動（以下「在庫変動等」という。）の生じた日を含む期間の始まりと終わりの年月日を記載すること。ただし、報告期間は前回の報告期間と連続させることとし、終わりの年月日については実在庫量の確認を行った場合は実在庫量の確認を行った日、その他の場合は月末とすること。
 - 4 工場又は事業所ごとに国に登録する符号を記載すること。
 - 5 施設ごと又は施設外の場所ごとに国に登録する符号を記載すること。
 - 6 当該報告書の下欄に記載する内容（以下「エントリー情報」という。）の行数の合計を記載すること。
 - 7 エントリー情報に対する補足説明（英語で記載することとし、空白も含め1行は49文字とする。また、対応するエントリー番号も記載すること。以下「注釈」という。）を当該報告書に添付する場合は注釈の行数の合計を、添付しない場合は「00」と記載すること。
 - 8 報告書の作成者又は計量管理責任者の氏名を英字で記載すること。
 - 9 各エントリー情報につき「01」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
 - 10 イ 報告するバッチに含まれる元素区分が2種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超えることにより、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。
ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
 - 11 在庫変動等の生じた年月日を記載すること。
 - 12 いずれか一方の欄に当該MBAの符号を記載し、他方の欄には相手がある場合のみ相手先のMBAの符号を記載すること。
 - 13 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

在	輸入	RF
	国内受入れ（国内の他のMBAからの受入れ）	RD
	開始点受入れ（国内の製錬事業者の工場又は事業所からの受入れ）	RS
庫	核的生成	NP
	用法免除再適用（用法を理由として保障措置が免除されていたものの保障措置の再適用）	DU
	量的免除再適用（量を理由として保障措置が免除されていたものの保障措置の再適用）	DQ
	保管廃棄再生（保管廃棄された廃棄物からの回収）	FW
	事故増加（予期しない発見による核物質の増加）	GA
	輸出	SF
変	国内払出し（国内の他のMBAへの払出し）	SD
	前段階戻入れ（国内の製錬事業者の工場又は事業所への戻入れ）	SS
	核的損耗	LN
	用法免除（用法を理由とする保障措置の免除）	EU
	量的免除（量を理由とする保障措置の免除）	EQ
動	適用終了（非原子力利用され回収が実行不可能となることを理由とする保障措置の終了）	TU
	保管廃棄（廃棄物がMBA内に保管される場合の廃棄）	TW
	測定済廃棄（原子力利用にはもはや適さないような方法で廃棄された操業上の損失）	LD
	事故損失	LA

受払間差異		DI
リバッチング (増加)		RP
リバッチング (減少)		RM
区分の変更による数量の変動	低濃縮ウラン (濃縮度が100分の20未満の濃縮ウランをいう。以下同じ。)から劣化ウランへの区分変更	ED
	天然ウランから低濃縮ウランへの区分変更	NE
	劣化ウランから低濃縮ウランへの区分変更	DE
	天然ウランから劣化ウランへの区分変更	ND
	低濃縮ウランから高濃縮ウラン (濃縮度が100分の20以上の濃縮ウランをいう。以下同じ。)への区分変更	EH
	高濃縮ウランから低濃縮ウランへの区分変更	HE
	天然ウランから高濃縮ウランへの区分変更	NH
	劣化ウランから高濃縮ウランへの区分変更	DH
	高濃縮ウランから劣化ウランへの区分変更	HD
	劣化ウランから天然ウランへの区分変更	DN

- 14 計量管理規定で定めた主要測定点の符号を記載すること。
- 15 計量管理規定で定めた方法により付したバッチの符号を記載すること。
- 16 バッチを構成している最小計量単位の個数を記載すること。なお、核的生成、核的損耗、受払間差異又は区分変更の場合は「0」と記載すること。
- 17 核燃料物質の組成、形状等を表すものとして計量管理規定で定めた略号により記載すること。
- 18 原子力の平和利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定 (昭和63年条約第5号。以下「第3次日米協定」という。)発効日前に発生した事実に関して報告した当該報告書について修正の必要が生じた場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

I	A	E	A	IA
イ	ギ	リ	ス	Q
カ	ナ	ダ		CN
オーストラリア				AS
アメリ	カ			U
フ	ラ	ン	ス	F
日		本		J
そ	の	他		O

- 19 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

劣化ウラン	D
天然ウラン	N
低濃縮ウラン	E
高濃縮ウラン	H
プルトニウム	P
ウラン233	A
トリウム	T

- 20 バッチを構成する単位体の重量を核燃料物質の区分ごとにグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 21 「G」と記載すること。
- 22 トリウムにあつては空白とし、その他にあつては核分裂性物質の重量をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 23 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

劣化ウラン	G
天然ウラン	G
低濃縮ウラン	G
高濃縮ウラン	G
ウラン233	K

- 24 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

この報告書に係るMBAにおける測定の結果に基づく数値であつて以前に報告されていないものである場合	M
この報告書に係るMBAにおける測定の結果に基づく数値であつて既に報告されているものである場合	T
この報告書に係るMBA以外のMBAにおける測定の結果に基づく数値であつて以前に報告されていないものである場合	N
この報告書に係るMBA以外のMBAにおける測定の結果に基づく数値であつて既に報告されているものである場合	L

- 25 注釈を添付する場合は「X」と記載すること。
- 26 既に提出した報告書について修正をする場合は当該修正に係る報告書の報告番号及びエントリー番号を記載すること。

- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 ウランの区分変更を記載する場合にあつては、当該区分変更に関係したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。
 - 3 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

別記様式第5（第48条関係）
（その1）

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(1)

原子力規制委員会 殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第4項（第9項又は第12項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の 連絡先	名称	
	所在地			所在地	
核燃料物質計量管理区域の符号		(注2)		報告書の作成者の氏名	
計量管理責任者の氏名				電話番号	
				電子メールアドレス	

- 注1 国際規制物資の使用等に関する規則第48条第4項、第5項、第9項若しくは第11項の規定に基づき提出する全ての報告書又はこれらの規定により提出した報告書について同条第12項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、MBAごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 3 別記様式第4の注3の例により記載すること。
- 4 別記様式第4の注4の例により記載すること。
- 5 別記様式第4の注5の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。
- 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 10 イ 各エントリー情報につき「供給当事国別管理区分」の欄において、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。
ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
- 11 国際規制物資の使用等に関する規則第48条第3項、第7項、第8項又は第12項の規定に基づき提出する報告書であって本報告書と関連する報告書の報告番号及びエントリー番号を記載すること。
- 12 別記様式第4の注13の例により記載すること。
- 13 別記様式第4の注19の例により記載すること。
- 14 国外から移転された核燃料物質のうち国際約束（保障措置協定を除く。以下「二国間原子力協定」という。）の対象である核燃料物質、日本で製錬された日本原産の核燃料物質又はその他の核燃料物質について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、供給当事国が複数ある場合には全ての符号を記載すること。

ア	メ	リ	カ	U		
イ	ギ	リ	ス	Q		
I	A	E	A	I		
カ		ナ	ダ	C		
オ	ー	ス	ト	ラ	リア	A
フ		ラ	ン	ス	F	
中				国	X	
ユ	ー	ラ	ト	ム	W	
カ	ザ	フ	ス	タ	ン	K
韓				国	Z	
ベ		ト	ナ	ム	V	
ヨ		ル	ダ	ン	Y	
ロ			シ	ア	R	
ト			ル	コ	T	
アラブ	首	長	国	連	邦	E
イ			ン	ド	N	
日				本	J	
そ			の	他	O	

- 15 二国間原子力協定の対象である核燃料物質を用いて生産された核燃料物質の場合、使用された核燃料物質について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
- 16 二国間原子力協定の対象である設備を用いて生産された核燃料物質の場合、その設備について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
- 17 二国間原子力協定の対象である減速材物質を用いて生産された核燃料物質の場合、その減速材物質について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
- 18 二国間原子力協定の対象である部品を用いて生産された核燃料物質の場合、その部品について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
- 19 第3次日米協定の対象である核燃料物質を含む特定燃料体の中で使用された核燃料物質の場合、「U」と記載すること。
- 20 二国間原子力協定の対象である設備の中で使用された核燃料物質の場合、その設備について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
- 21 二国間原子力協定の対象である減速材物質の中で使用された核燃料物質の場合、その減速材物質について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
- 22 二国間原子力協定の対象である部品を用いた設備の中で使用された核燃料物質の場合、その部品について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
- 23 二国間原子力協定の対象である情報又は設備（原子炉の設備以外の再処理の設備、濃縮の設備等）を用いて生産された核燃料物質の場合、その設備等について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
- 24 原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和43年条約第14号）の対象であり、第3次日米協定発効日（昭和63年7月17日）前に移転された核燃料物質又は生成されたプルトニウムの場合は「O」と記載すること。
- 25 第3次日米協定の対象であるプルトニウムを含む特定燃料体を装荷した原子炉で生産されたプルトニウムの場合は「N」と記載すること。
- 26 計量管理規定で定めた方法による供給当事国別管理区分ごとに重量の合計をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 27 別記様式第4の注22の例により記載すること。
- 28 別記様式第4の注21の例により記載すること。
- 29 別記様式第4の注25の例により記載すること。
- 30 別記様式第4の注26の例により記載すること。

備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。

2 ウランの区分変更を記載する場合は、当該区分変更に関係したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。

3 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

別記様式第6 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(2)

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第4項(第5項又は第12項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の 連絡先	名称	
	所在地			所在地	
核燃料物質計量管理区域の符号	(注2)			所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
				電話番号	
計量管理責任者の氏名			電子メールアドレス		

- 注1 別記様式第5の注1の例により記載すること。
- 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 3 実在庫量の確認を行わない月にあつては当該月の1日から末日までの期間を、実在庫量の確認を行う月にあつては当該月の1日から実在庫量の確認の終了日まで及び在庫量の確認の終了日の翌日から末日までのそれぞれの期間を記載すること。
- 4 別記様式第4の注4の例により記載すること。
- 5 別記様式第4の注5の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。
- 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 10 イ 各エントリー情報につき、「供給当事国別管理区分」の欄において複数行で報告する必要がある場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超えることにより複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。
ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
- 11 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

国内受入れ（施設内の他のMBAからの受入れ）	RD
国内払出し（施設内の他のMBAへの払出し）	SD
混合による数量の変動（増加）	M+
混合による数量の変動（減少）	M-

- 12 別記様式第4の注19の例により記載すること。
- 13 別記様式第5の注14の例により記載すること。
- 14 別記様式第5の注15の例により記載すること。
- 15 別記様式第5の注16の例により記載すること。
- 16 別記様式第5の注17の例により記載すること。
- 17 別記様式第5の注18の例により記載すること。
- 18 別記様式第5の注19の例により記載すること。
- 19 別記様式第5の注20の例により記載すること。
- 20 別記様式第5の注21の例により記載すること。
- 21 別記様式第5の注22の例により記載すること。
- 22 別記様式第5の注23の例により記載すること。
- 23 別記様式第5の注24の例により記載すること。
- 24 別記様式第5の注25の例により記載すること。
- 25 在庫変動等の原因又は事項及び供給当事国の管理区分ごとに重量の合計をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 26 別記様式第4の注22の例により記載すること。
- 27 別記様式第4の注21の例により記載すること。
- 28 別記様式第4の注25の例により記載すること。
- 29 別記様式第4の注26の例により記載すること。

- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

別記様式第7 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

特定燃料体挿入報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第6項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称		事務上の 連絡先	名 称	
	所 在 地			所 在 地	
核燃料物質計量管理区域の符号 (注2)	所 在 地			所 属 部 署	
				報告書の作成者の氏名	
				電 話 番 号	
				電子メールアドレス	

- 注 1 国際規制物資の使用等に関する規則第48条第6項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、MBAごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 3 特定燃料体を原子炉内に挿入した日を含む月の始まりと終わりの年月日を記載すること。
- 4 別記様式第4の注4の例により記載すること。
- 5 別記様式第4の注5の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 9 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
- 10 特定燃料体を原子炉内に挿入した年月日を記載すること。
- 11 原子炉内に挿入した特定燃料体に関し、計量管理規定で定めた方法により付したバッチの番号を記載すること。
- 12 別記様式第4の注25の例により記載すること。
- 13 別記様式第4の注26の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

別記様式第8 (第48条関係)
(その1)

報 告 年 月 日	
報 告 番 号	(注1)

核燃料物質収支報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第10項(第12項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
核燃料物質計量管理区域の符号		(注2)
計 量 管 理 責 任 者 の 氏 名		
事務上の 連絡先	名 称	
	所 在 地	
	所 属 部 署	
	報告書の作成者の 氏 名	
	電 話 番 号	
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

(その2)

物質収支報告(MBR)

MATERIAL BALANCE REPORT

工場又は事業所 コード ORGANIZATION	施設 コード FACILITY	核燃料物質 計量管理区域 コード MBA	報告期間 年月日から年月日まで PERIOD COVERED BY REPORT				報告 番号 REPORT No.	エントリー行数 No. OF LINE ENTRIES		扱 者 氏 名 SIGNATURE								
			計 量 デ ー タ ACCOUNTANCY DATA	注 釈 デ ー タ CONCISE NOTE DATA	29	30		33	34									
1	4	5	8	9	12	13	18	19	24	25	28	29	30	33	34	63	77	80
(注4)		(注5)		(注2)		(注3)				(注1)		(注6)		(注7)		(注8)		

核燃料物質 計量管理 区域コード MBA	報 告 番 号 REPORT No.	エ ン ト ー リ 番 号 ENTRY No.	データ 続 続 コード CONTI- NUATION	取 入 支 出 項 目 名 支 出 名 (エントリー名) ENTRY NAME	計量データ ACCOUNTANCY DATA								データ修正 CORRECTION TO										
					供給国 コード ORIGIN OF MATERIAL	元素 コード ELE- MENT	元素重量 WEIGHT OF ELEMENT	単位 UNIT	核分裂性物質 重 量 WEIGHT OF FISSILE ISOTOPES	同位体 コード ISOTOPE CODE	注 釈 注 釈 CONCISE NOTE	報 告 番 号 REPORT No.	エ ン ト ー リ 番 号 ENTRY No.										
1	4	5	8	9	10	11	26	29	47	50	51	53	60	61	63	70	71	72	74	77	78	79	80
(注2)	(注1)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	(注17)	(注18)	(注19)											7
																							7
																							7
																							7
																							7
																							7
																							7
																							7
																							7
																							7
																							7

- 注1 別記様式第4の注1の例により記載すること。
 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。
 3 別記様式第4の注3の例により記載すること。
 4 別記様式第4の注4の例により記載すること。
 5 別記様式第4の注5の例により記載すること。
 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。
 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。
 10 イ 元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超えることにより複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。
 ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
 11 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、在庫変動の端数調整については、該当する符号の後に別記様式第4の注13の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

期首実在庫（前回の報告対象期間に行った実在庫量の確認において記録した全ての実在庫量の代数和）	P B
在庫変動（報告対象期間内に確認された全ての在庫変動の原因又は事項ごとの記録の数量の代数和）	別記様式第4の注13の例による
在庫変動の端数調整（国際規制物資の使用等に関する規則第48条第3項、第7項、第8項又は第12項に基づき提出する報告書により報告した全ての在庫変動の原因又は事項ごとの数量の代数和から当該報告書の在庫変動の欄の数量を差し引いた値）	R A
期末帳簿在庫（期首実在庫の四捨五入を行わない数量と在庫変動の四捨五入を行わない数量との代数和）	B E
期末帳簿在庫の端数調整（期首実在庫の欄の数量と在庫変動の欄の数量との代数和から期末帳簿在庫の数量を差し引いた値）	R A B E
受払間差異（報告対象期間中に記録した全ての受払間差異の数量の代数和）	D I
受払間差異の端数調整（国際規制物資の使用等に関する規則第48条第3項、第7項、第8項又は第12項に基づき提出する報告書により報告した全ての受払間差異の数量の代数和から当該報告書の受払間差異の欄の数量を差し引いた値）	R A D I
調整済期末帳簿在庫（期末帳簿在庫の四捨五入を行わない数量と受払間差異の四捨五入を行わない数量との代数和）	B A
調整済期末帳簿在庫の端数調整（期首実在庫の欄の数量と在庫変動の欄の数量との代数和から受払間差異の欄の数量と調整済期末帳簿在庫の欄との数量の代数和を差し引いた値）	R A B A
期末実在庫（報告対象期間に行った実在庫量の確認において記録した全ての実在庫量の代数和）	P E
期末実在庫の端数調整（国際規制物資の使用等に関する規則第48条第10項又は第12項に基づき報告する報告書により報告した全ての実在庫量の代数和から期末実在庫の欄の数量を差し引いた値）	R A P E
在庫差（調整済期末帳簿在庫の四捨五入を行わない数量から期末実在庫の四捨五入を行わない数量を差し引いた値）	M F

在庫差の端数調整（調整済期末帳簿在庫の欄の数量から期末実在庫の欄の数量を差し引き、さらに在庫差の欄の数量を差し引いた値）	R A M F
--	---------

- 12 別記様式第4の注18の例により記載すること。
- 13 別記様式第4の注19の例により記載すること。
- 14 核燃料物質の区分及び収支項目ごとに報告期間中の重量の合計をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 15 別記様式第4の注21の例により記載すること。
- 16 トリウムにあっては空白とし、その他にあっては核燃料物質の区分及び収支項目ごとに報告期間中の重量の合計をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 17 別記様式第4の注23の例により記載すること。
- 18 別記様式第4の注25の例により記載すること。
- 19 別記様式第4の注26の例により記載すること。

- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 ウランの区分変更を記載する場合は、当該区分変更に関係したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。
 - 3 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

別記様式第9 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質実在庫量明細報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第10項(第12項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称		事務上の 連絡先	名 称	
	所 在 地			所 在 地	
核燃料物質計量管理区域の符号	所 在 地	(注2)		所 属 部 署	
				報告書の作成者の氏名	
計 量 管 理 責 任 者 の 氏 名				電 話 番 号	
				電子メールアドレス	

(その2)

実在庫明細表(PIL)

PHYSICAL INVENTORY LISTING

工場又は事業所 コード ORGANIZATION	施設 コード FACILITY	核燃料物質 計量管理区域 コード MBA	棚 卸 し 日 DATE OF PIL	報 告 番 号 REPORT No.	エントリー行数 No. OF LINE ENTRIES		扱 者 氏 名 SIGNATURE																						
					計量データ ACCOUNTANCY DATA	注釈データ CONCISE NOTE DATA																							
1	4	5	8	9	12	19	24	25	28	29	30	33	34	63	77	80													
(注4)		(注5)		(注2)		(注3)		(注1)		(注6)		(注7)		(注8)		4													
核燃料物質 計量管理 区域コード MBA	報 告 番 号 REPORT No.	エ ン ト ー リ 番 号 ENTRY No.	データ 継 続 コ ー ド CONTI- NUATION CODE	注 定 点 コ ー ド KMP	バ ッ チ 名 又 は 番 号 NAME OR NUBER OF BATCH	バ ッ チ 単 位 体 数 NUMBER OF ITEMS IN BATCH	物 質 記 述 コ ー ド MATERIAL DESCRIPTION	計量データ ACCOUNTANCY DATA					測 定 コ ー ド MEASURE BASIS CODE	注 釈 コ ー ド CONCISE NOTE CODE	データ修正 CORRECTION TO														
								供 給 国 コ ー ド ORIGIN OF MATERIAL	元 素 コ ー ド ELE- MENT	元 素 重 量 WEIGHT OF ELEMENT	単 位 UNIT	核 分 裂 性 物 質 重 量 WEIGHT OF FISSILE ISOTOPE			同 位 体 コ ー ド ISOTOPE CODE	報 告 番 号 REPORT No.	エ ン ト ー リ 番 号 ENTRY No.												
1	4	5	8	9	10	11	30	31	38	39	42	43	46	47	50	51	53	60	61	63	70	71	72	73	74	77	78	79	80
(注2)	(注1)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	(注17)	(注18)	(注19)	(注20)	(注21)	(注22)	(注23)													5
																													5
																													5
																													5
																													5
																													5
																													5
																													5
																													5
																													5
																													5
																													5

- 注 1 別記様式第 4 の注 1 の例により記載すること。
- 2 別記様式第 4 の注 2 の例により記載すること。
- 3 実在庫量の確認を実施した年月日を記載すること。
- 4 別記様式第 4 の注 4 の例により記載すること。
- 5 別記様式第 4 の注 5 の例により記載すること。
- 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
- 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
- 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
- 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
- 10 イ 報告するバッチに含まれる元素区分が 2 種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が 8 桁を超えることにより、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の 2 行目以降に「C」と記載すること。
ロ 既に報告したデータを削除する場合又は在庫が全くない場合は「A」と記載すること。
- 11 別記様式第 4 の注 14 の例により記載すること。
- 12 別記様式第 4 の注 15 の例により記載すること。
- 13 別記様式第 4 の注 16 の例により記載すること。
- 14 別記様式第 4 の注 17 の例により記載すること。
- 15 別記様式第 4 の注 18 の例により記載すること。
- 16 別記様式第 4 の注 19 の例により記載すること。
- 17 別記様式第 4 の注 20 の例により記載すること。
- 18 別記様式第 4 の注 21 の例により記載すること。
- 19 別記様式第 4 の注 22 の例により記載すること。
- 20 別記様式第 4 の注 23 の例により記載すること。
- 21 別記様式第 4 の注 24 の例により記載すること。
- 22 別記様式第 4 の注 25 の例により記載すること。
- 23 別記様式第 4 の注 26 の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、MBA ごとに別葉で作成すること。

別記様式第10 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(1)

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第11項(第12項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称		事務上の 連絡先	名 称	
	所 在 地			所 在 地	
	所 在 地			所 属 部 署	
				報告書の作成者の氏名	
	核燃料物質計量管理区域の符号	(注2)		電 話 番 号	
	計 量 管 理 責 任 者 の 氏 名			電子メールアドレス	

- 注 1 別記様式第 5 の注 1 の例により記載すること。
- 2 別記様式第 4 の注 2 の例により記載すること。
- 3 別記様式第 9 の注 3 の例により記載すること。
- 4 別記様式第 4 の注 4 の例により記載すること。
- 5 別記様式第 4 の注 5 の例により記載すること。
- 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
- 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
- 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
- 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
- 10 別記様式第 5 の注 10 の例により記載すること。
- 11 国際規制物資の使用等に関する規則第 48 条第 10 項又は第 12 項の規定に基づき提出する報告書であって本報告書と関連する報告書の報告番号及びエントリ番号を記載すること。
- 12 別記様式第 4 の注 19 の例により記載すること。
- 13 別記様式第 5 の注 14 の例により記載すること。
- 14 別記様式第 5 の注 15 の例により記載すること。
- 15 別記様式第 5 の注 16 の例により記載すること。
- 16 別記様式第 5 の注 17 の例により記載すること。
- 17 別記様式第 5 の注 18 の例により記載すること。
- 18 別記様式第 5 の注 19 の例により記載すること。
- 19 別記様式第 5 の注 20 の例により記載すること。
- 20 別記様式第 5 の注 21 の例により記載すること。
- 21 別記様式第 5 の注 22 の例により記載すること。
- 22 別記様式第 5 の注 23 の例により記載すること。
- 23 別記様式第 5 の注 24 の例により記載すること。
- 24 別記様式第 5 の注 25 の例により記載すること。
- 25 別記様式第 4 の注 20 の例により記載すること。
- 26 別記様式第 4 の注 22 の例により記載すること。
- 27 別記様式第 4 の注 21 の例により記載すること。
- 28 別記様式第 4 の注 25 の例により記載すること。
- 29 別記様式第 4 の注 26 の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、MBA ごとに別葉で作成すること。

別記様式第11 (第48条関係)
 (その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(2)

原子力規制委員会 殿

住所
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第11項(第12項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称		事務上の 連絡先	名 称	
	所 在 地			所 在 地	
核燃料物質計量管理区域の符号	所 在 地	(注2)		所 属 部 署	
				報告書の作成者の氏名	
計量管理責任者の氏名				電 話 番 号	
				電子メールアドレス	

(その2)

核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(2) (OCR4)

工場又は事業所 コード 1 4		施 設 コード 5 8		核燃料物質 計量管理区域 コード 9 12		棚卸し実施日 年 月 日 13 18 19 24				報 告 番 号 25 28		エントリー行数		扱 者 氏 名 63 77 80									
												管理区分データ	注釈データ					29 30	33 34				
(注4)		(注5)		(注2)		(注3)				(注1)		(注6)		(注7)		(注8)							
核燃料物質 計量管理 区域コード 1 4	報告 番号 5	エン トリー 番 号 8 9 10	データ 継 続 コ ー ド 11	元 素 コ ー ド 20	供 給 当 事 国 別 管 理 区 分										元 素 重 量 62 64	核分裂性物質 重 量 71	単 位 72	注 釈 コ ー ド 73 74	データ修正				
					移転に係る 供給当事国 21 26	生産に係る供給当事国			使用に係る供給当事国				新 ・ 旧 52	中 性 子 寄 与 53 55					報 告 番 号 77	エン トリー 番 号 78 79			
						核燃料物質 31 36	設 備 37	減 速 材 38	部 品 39	核燃料物質 41 46	設 備 47	減 速 材 48									部 品 49	其 他 の 設 備 等 50 51	77
(注2)	(注1)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	(注17)	(注18)	(注19)	(注20)	(注21)	(注22)	(注23)	(注24)	(注25)	(注26)	(注27)	(注28)	H	
																						H	
																							H
																							H
																							H
																							H
																							H
																							H
																							H
																							H
																							H
																							H
																							H
																							H
																							H
																							H
																							H
																							H
																							H
																							H

- 注 1 別記様式第 5 の注 1 の例により記載すること。
2 別記様式第 4 の注 2 の例により記載すること。
3 別記様式第 9 の注 3 の例により記載すること。
4 別記様式第 4 の注 4 の例により記載すること。
5 別記様式第 4 の注 5 の例により記載すること。
6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
10 別記様式第 6 の注 10 の例により記載すること。
11 別記様式第 4 の注 19 の例により記載すること。
12 別記様式第 5 の注 14 の例により記載すること。
13 別記様式第 5 の注 15 の例により記載すること。
14 別記様式第 5 の注 16 の例により記載すること。
15 別記様式第 5 の注 17 の例により記載すること。
16 別記様式第 5 の注 18 の例により記載すること。
17 別記様式第 5 の注 19 の例により記載すること。
18 別記様式第 5 の注 20 の例により記載すること。
19 別記様式第 5 の注 21 の例により記載すること。
20 別記様式第 5 の注 22 の例により記載すること。
21 別記様式第 5 の注 23 の例により記載すること。
22 別記様式第 5 の注 24 の例により記載すること。
23 別記様式第 5 の注 25 の例により記載すること。
24 核燃料物質の区分及び供給当事国の管理区分ごとに重量をグラム単位で記載し、1 グラム未満の端数は四捨五入すること。
25 別記様式第 4 の注 22 の例により記載すること。
26 別記様式第 4 の注 21 の例により記載すること。
27 別記様式第 4 の注 25 の例により記載すること。
28 別記様式第 4 の注 26 の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。
2 この報告書は、MBA ごとに別葉で作成すること。

別記様式第12（第48条関係）
（その1）

報 告 年 月 日	
-----------	--

操業計画・核燃料物質受払計画等報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第13項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	事 務 上 の 連 絡 先	名 称	
	所 在 地		所 在 地	
計 量 管 理 責 任 者 の 氏 名	所 在 地		所 属 部 署	
			報告書の作成者の氏名	
			電 話 番 号	
		電 子 メ ー ル ア ド レ ス		

操業計画

施設 コード	1月 (7月)	2月 (8月)	3月 (9月)	4月 (10月)	5月 (11月)	6月 (12月)
(注1)	(注2)					

備考欄	(注3)
-----	------

注1 別記様式第4の注5の例により記載すること。

2 各月において主たる施設の操業状態に応じて、次の表の左欄に掲げる状況の区分ごとに、それぞれ右欄に掲げる符号を一つ記載すること。

建設中	UC
試験中	CM
運転中	OP
検査・保守作業、改造、運転停止中	MM
廃止措置中（核燃料物質が残っている場合）	XS
廃止措置中（核燃料物質が残っていない場合）	CD
廃止済	DE
その他	OT

3 注2のうち「OT」を使用した場合は、備考欄にその詳細を記載すること。

4 別記様式第4の注4の例により記載すること。

5 毎年1月1日から6月30日まで又は7月1日から12月31日までの期間を記載すること。

6 別記様式第4の注6の例により記載すること。エントリー番号が「99」を超える場合は、「99」の次のエントリー情報を「01」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。

7 別記様式第4の注7の例により記載すること。

8 別記様式第4の注8の例により記載すること。

9 別記様式第4の注9の例により記載すること。

10 イ 報告する受払いに含まれる核燃料物質の区分が2種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超えることにより、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。

ロ 核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画が全くない場合は「A」と記載すること。

11 次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

実在庫量の確認の実施に関する計画	PIT
核燃料物質の輸入に関する計画	RF
核燃料物質の輸出に関する計画	SF
国内受入れに関する計画	RD
国内払出しに関する計画	SD

12 各エントリー情報で報告する計画を実施する予定の開始年月日及び終了年月日を記載すること。

13 別記様式第4の注19の例により記載すること。

14 天然ウラン、劣化ウラン、トリウムについてはキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は四捨五入すること。また、低濃縮ウラン、高濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン233についてはグラム単位で記載し、1グラム未満の端数については四捨五入すること。

15 グラム単位は「G」、キログラム単位は「K」と記載すること。

16 別記様式第4の注25の例により記載すること。

備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。

2 国内の他の施設からの受入れ又は国内の他の施設への払出しであって、実効値が0.1に達しない核燃料物質の受払いについては、記載を省略することができる。

3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の8の2第2項第3号の規定により提出をさせ、又は第68条第1項、第4項、第7項若しくは第8項の規定により収去した試料の受払いについては、記載を省略することができる。

~~3 保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な核燃料物質その他の試料の受払いについては、記載を省略することができる。~~

4 この報告書は、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者のあつては原子炉）ごとに別葉で作成すること。

別記様式第13（第48条関係）
（その1）

報告年月日	
-------	--

核燃料物質輸出計画報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第14項（第15項又は第18項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の 連絡先	名称	
	所在地			所在地	
				所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
				電話番号	
				電子メールアドレス	

(その2)

核燃料物質輸出計画報告書

工場又は事業所コード				報告期間 年 月 日から 年 月 日まで												エントリー行数																		
1 4				5 8				13 FROM 18 19 TO 24				25 28				受払等データ		注釈データ		80														
(注1)				(注5)								(注3)		(注4)		M																		
施設コード	エントリー番号	データ続コード	受払コード	予定年月日				相手先施設コード	単位数	物質記号	供給当事国コード	元素重量	単位	濃縮度(%)		注釈コード	データ変更																	
				FROM	TO	FROM	TO							エントリー番号																				
1	4	5	8	9	10	11	12	15	16	21	22	27	28	31	32	35	36	39	41	46	47	49	56	57	59	63	65	69	73	74	77	78	79	80
			SF																														N	
(注5)	(注6)	(注7)	SF			(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	(注17)	(注18)																	N	
			SF																														N	
			SF																														N	
			SF																														N	
			SF																														N	
			SF																														N	
			SF																														N	
			SF																														N	
			SF																														N	
			SF																														N	
			SF																														N	

- 注1 別記様式第4の注4の例により記載すること。
- 2 毎年1月1日から6月30日まで又は7月1日から12月31日までの期間を記載すること。
- 3 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 4 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 5 別記様式第4の注5の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注9の例により記載すること。エントリー番号が「99」を超える場合は、「99」の次のエントリー情報を「01」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 7 イ 報告する輸出に含まれる核燃料物質の区分が2種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超えることにより、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。
- ロ 既に提出した報告書について修正する場合（輸出を取りやめる場合を除く。）は「R」と記載すること。
- ハ 輸出を取りやめる場合は「A」と記載すること。
- 8 各輸出計画の開始年月日及び終了年月日を記載すること。
- 9 核燃料物質の輸出する予定の相手先の施設コードを記載すること。
- 10 輸出する予定の単位体数を記載すること。
- 11 別記様式第4の注17の例により記載すること。
- 12 輸出する核燃料物質について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる事項を記載すること。

カナダ	C
オーストラリア	A

- 13 別記様式第4の注19の例により記載すること。
- 14 別記様式第12の注14の例により記載すること。
- 15 別記様式第12の注15の例により記載すること。
- 16 低濃縮ウラン又は高濃縮ウランの場合のみ百分率で小数点第2位まで記載すること。
- 17 既に提出した報告書について修正をする場合又は注釈を添付する場合は「X」と記載すること。
- 18 既に提出した報告書について修正をする場合は当該修正に係る報告書のエントリー番号を記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、工場又は事業所ごとに別葉で作成すること。

別記様式第14（第48条関係）

核燃料物質輸出（輸入）実施計画報告書

報告年月日 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第16項（第17項又は第18項）の規定により、次のとおり報告します。

施設	コード		(注1)					
事務上の連絡先	名称							
	所在地							
	所属部署							
	報告書の作成者の氏名							
	電話番号							
電子メールアドレス								
輸出（輸入）予定日			年		月		日	
相手国到着予定日			年		月		日	
輸出港（輸入港）の		名称						
		所在地						
輸出（輸入）の相手国名								
経由国								
輸出（輸入）の相手方の		氏名						
		住所						
輸出（輸入）の相手施設の		名称						
		所在地						
運搬容器の概要								
運搬手段								
開梱又は梱包を行う		場所						
		予定日						
単位 体数	組成、 形状等	供給 当事国	元素 コード	予 定 数 量 等				核燃料物質の同 定に関するその 他の事項
				元素重量	単位	核分裂性 物質重量	濃縮度 (%)	
(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	(注8)	(注9)	(注10)
備 考 欄		(注11)						

- 注1 別記様式第4の注5の例により記載すること。
- 2 輸出（輸入）実施予定の核燃料物質について、その単位体数を供給当事国ごとに記載すること。
 - 3 化学的組成、物理的形状及び可能であれば同位体組成を記載すること。
 - 4 別記様式第5の注14の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
 - 5 別記様式第4の注19の例により記載すること。
 - 6 別記様式第12の注14の例により記載すること。
 - 7 別記様式第12の注15の例により記載すること。
 - 8 天然ウラン、劣化ウラン、トリウムにあっては空白とし、その他にあっては核分裂性物質の重量をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
 - 9 別記様式第13の注16の例により記載すること。
 - 10 以下に示す場合にのみ記載すること。
 - イ 輸出の場合であって、当該核燃料物質の計量管理規定で定めた方法により付したバッチの符号が明らかな場合は、当該バッチの符号を記載すること。
 - ロ 輸入の場合であって、輸入相手国内において当該核燃料物質を同定するために個別に付された符号が明らかな場合は、当該符号を記載すること。
 - ハ その他核燃料物質の同定に関する事項がある場合は、可能な限り詳細に記載すること。
 - 11 既に提出した報告書について修正をする場合は当該修正に係る報告書の報告年月日を記載すること。
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第15(第48条関係)

年 期 核燃料物質管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第19項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
核燃料物質計量管理区域の符号(注1)		
事務上の連絡先	名 称	
	所 在 地	
	所 属 部 署	
	報告書の作成者の氏名	
	電 話 番 号	
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

核燃料物質の区分(注2)	
供 給 当 事 国	
化合物又は混合物の名称	

事 項				数 量 (注3)
期 首 在 庫				
期 中	受入れ (注4)	払出工場又は事業所名	受入年月日	
増	そ の 他 の 増 加 (注5)			
加	計			

期 中 減 少	払出し (注6)	受入工場又は事業所名	払出年月日	
	消費、廃棄又は損失(注7)			
	事故損失			
	その他の減少(注8)			
	計			
期	末在在庫			

- 注1 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 2 天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分により記載すること。
- 3 天然ウラン又は劣化ウランの区別に属するものにあつてはウランの量、トリウムの区分に属するものにあつてはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は、四捨五入すること。
- 4 別記様式第3の注12の例により記載すること。
- 5 別記様式第3の注4の例により記載すること。
- 6 別記様式第3の注14の例により記載すること。
- 7 損失については、事故損失以外の損失を記載すること。
- 8 計量誤差等による減少を記載すること

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「核燃料物質の区分」から「期末在庫」までの欄は、核燃料物質の区分ごと、供給当事国ごと及び化合物又は混合物の種類ごとに設けること。

別記様式第16(第48条関係)

年 期 核原料物質管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第20項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
国際規制物資計量管理区域の符号 (注1)		
事務上の連絡先	名 称	
	所 在 地	
	所属部署	
	報告書の作成者の氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

核原料物質の区分 (注2)	
供給当事国	

事 項		数 量 (注3)	
期 首	在 庫		
期 中 増 加	受入れ (注4)	払出工場又は事業所名 (注5)	受 入 年 月 日
	そ の 他 の 増 加 (注6)		
調 整 (注7)			
計 (注8)			

期中減少	払出し (注9)	受入工場又は事業所名(注10)	払出 年月日
	消費、廃棄又は損失 (注11)		
	事故損失		
	その他の減少(注12)		
期末在庫			
調整(注7)			
計 (注13)			
期末貯蔵委託(注14)			
期末運搬(注15)			

注1 計量管理規定で定めた国際規制物資計量管理区域の符号を記載すること。

2 ウラン鉱又はトリウム鉱の区分により記載すること。

3 ウラン鉱の区分に属するものにあつてはウランの量、トリウム鉱の区分に属するものにあつてはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は、四捨五入すること。

4 別記様式第3の注12の例により記載すること。

5 輸入の場合にあつては、輸入相手国名及び相手方の工場又は事業所の名称を記載すること。

6 別記様式第3の注4の例により記載すること。

7 別記様式第3の注5の例により記載すること。

8 別記様式第3の注6の例により記載すること。

9 別記様式第3の注14の例により記載すること。

10 輸出の場合にあつては、輸出相手国及び相手方の工場又は事業所の名称を記載すること。

11 別記様式第15の注7の例により記載すること。

12 別記様式第15の注8の例により記載すること。

13 別記様式第3の注9の例により記載すること。

14 期末において、製錬事業者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者以外の者に貯蔵を委託している場合に限り記載すること。

15 期末において運搬中のものに限り、払出しを行う者が記載すること。ただし、製錬事業者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者以外の者が払出しを行う場合は、受入れを行う者が記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「核原料物質の区分」から「期末運搬」までの欄は、核原料物質の区分ごと及び供給当事国ごとに設けること。

別記様式第17 (第48条関係)
 (その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

減速材物質在庫状況変動報告書

原子力規制委員会 殿

住所
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第21項(第23項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の 連絡先	名称	
	所在地			所在地	
国際規制物資計量管理区域の符号 (注2)				所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
				電話番号	
				電子メールアドレス	

- 注1 国際規制物資の使用等に関する規則第48条第21項、第22項又は第23項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、国際規制物資計量管理区域（以下「ACA」という。）ごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 2 計量管理規定で定めるACAの符号を記載すること。
- 3 在庫状況の変動が生じた日を含む月の始まりと終わりの年月日を記載すること。
- 4 別記様式第4の注4の例により記載すること。
- 5 別記様式第4の注5の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 9 イ 報告する減速材物質の重量が10桁を超えることにより「数量」の欄において複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。
ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
- 10 在庫状況の変動が生じた年月日を記載すること。
- 11 いずれか一方の欄に当該ACAの符号を記載し、他方の欄には相手がある場合のみ相手先のACAの符号を記載すること。
- 12 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

増	輸入	RF
	国内受入れ（国内の他のACAからの受入れ）	RD
加	生産	PH
	再生	RH
又	事故増加（予期しない発見による減速材物質の増加）	GA
は	輸出	SF
	国内払出し（国内の他のACAへの払出し）	SD
減	損失（通常発生する損失）	LS
	消費	CL
	廃棄（工場又は事業所において行われる廃棄を除く。）	WA
少	事故損失	LA
試験研究用等原子炉設置者及び発		減速材としての使用の状況への移行
電用原子炉設置者のみに係る事項		保管の状況への移行
		IU
		OU

- 13 次の表の左欄に掲げる減速材物質の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

重水又は重水素	HW
原子炉級黒鉛	GH
ジルコニウム	ZI
その他の減速材物質	OM

- 14 別記様式第5の注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
- 15 減速材物質の重量をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 16 別記様式第4の注21の例により記載すること。
- 17 別記様式第4の注25の例により記載すること。
- 18 別記様式第4の注26の例により記載すること。

- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、ACAごとに別葉で作成すること。

別記様式第18（第48条関係）
（その1）

報告年月日	
報告番号	(注1)

減速材物質在庫報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第22項（第23項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の 連絡先	名称	
	所在地			所在地	
国際規制物資計量管理区域の符号 (注2)				所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
				電話番号	
				電子メールアドレス	

- 注 1 別記様式第17の注 1 の例により記載すること。
 2 別記様式第17の注 2 の例により記載すること。
 3 毎年12月31日を記載すること。
 4 別記様式第 4 の注 4 の例により記載すること。
 5 別記様式第 4 の注 5 の例により記載すること。
 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
 8 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
 9 イ 報告する減速材物質の重量が10桁を超えることにより「数量」の欄において複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の 2 行目以降に「C」と記載すること。
 ロ 既に報告したデータを削除する又は在庫が全くない場合は「A」と記載すること。
 10 別記様式第17の注13の例により記載すること。
 11 試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者のみが記載することとし、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

減速材として使用される状況にあるもの	I U
保管の状況にあるもの	O U

- 12 別記様式第 5 の注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
 13 別記様式第17の注15の例により記載すること。
 14 別記様式第 4 の注21の例により記載すること。
 15 別記様式第 4 の注25の例により記載すること。
 16 別記様式第 4 の注26の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。
 2 この報告書は、A C A ごとに別葉で作成すること。

別記様式第19 (第48条関係)
(その1)

報 告 年 月 日	
報 告 番 号	(注1)

設備在庫状況変動報告書

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第24項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称		事務上の 連絡先	名 称	
	所 在 地			所 在 地	
国際規制物資計量管理区域の符号 (注2)				所 属 部 署	
				報告書の作成者の 氏 名	
				電 話 番 号	
				電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

- 注1 国際規制物資の使用等に関する規則第48条第24項又は第25項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、A C Aごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 2 別記様式第17の注2の例により記載すること。
- 3 別記様式第17の注3の例により記載すること。
- 4 別記様式第4の注4の例により記載すること。
- 5 別記様式第4の注5の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 9 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
- 10 別記様式第17の注10の例により記載すること。
- 11 別記様式第17の注11の例により記載すること。
- 12 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

増	輸入	RF
加	国内受入れ（国内の他のA C Aからの受入れ）	RD
	その他の増加	OI
又	輸出	SF
は	国内払出し（国内の他のA C Aへの払出し）	SD
減	廃棄	WA
	事故損失	LA
少	その他の減少	OD
加工事業者等（廃棄事業者を除く。）のみに係る事項	使用の状況への移行 保管の状況への移行	IU OU

- 13 計量管理規定で定めた設備を一括して同定する方法により付した符号を記載すること。
- 14 計量管理規定で定めた設備を個別に同定する方法により付した符号を記載すること。
- 15 次の表の左欄に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

原子炉	RE
原子炉压力容器	PV
原子炉内装物	RI
原子炉燃料交換機	FM
原子炉制御棒	CR
原子炉圧力管	PT
ジルコニウム管	ZT
一次冷却材ポンプ	CP
照射済燃料要素切断機	CM
臨界安全タンク	ST
燃料要素の処理／制御設備	PC

被覆管に密閉する設備	SE
燃料要素のその他の設備	OF
同位体分離のための設備	SI
重水生産工場設備	PH
その他の設備（部品）	OE

16 別記様式第5の注18の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

17 設備の個数を記載すること。

18 「N」と記載すること。

19 別記様式第4の注25の例により記載すること。

20 別記様式第4の注26の例により記載すること。

備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。

2 この報告書は、ACAごとに別葉で作成すること。

別記様式第20（第48条関係）
（その1）

報告年月日	
報告番号	（注1）

設備在庫報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第25項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の 連絡先	名称	
	所在地			所在地	
国際規制物資計量管理区域の符号 （注2）				所属部署	
		報告書の作成者の氏名			
		電話番号			
		電子メールアドレス			

(その2)

設備在庫報告書 (ECR2)

工場又は事業所 コード		施 設 コード		国際規制物質 計量管理区域 コード		報告年月日		報 告 号		エントリー行数								
1 4		5 8		9 12		19 24		25 28		在庫データ 29 30		注釈データ 33 34						
(注4)		(注5)		(注2)		(注3)		(注1)		(注6)		(注7)						
												63 77 80						
国際規制 物質計量 管理区域 コード	報 告 号	エ ン ト リ ー 番 号	デ ー タ 続 号	輸 入 時 個		別 設 備		在 庫 状 況	供 当 事 業 者	給 付 国 別	数 量		単 位	データ修正				
1 4	5 8	9 10	11	輸 入 番 号	時 間 番 号	別 番 号	設 備 番 号	56 57	58	61 62	71	72	73	報 告 番 号	エ ン ト リ ー 番 号	77 78 79	80	
(注2)	(注1)	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	(注17)	(注18)						W
																		W
																		W
																		W
																		W
																		W
																		W
																		W
																		W
																		W
																		W
																		W
																		W
																		W
																		W
																		W

- 注 1 別記様式第19の注 1 の例により記載すること。
 2 別記様式第17の注 2 の例により記載すること。
 3 別記様式第18の注 3 の例により記載すること。
 4 別記様式第 4 の注 4 の例により記載すること。
 5 別記様式第 4 の注 5 の例により記載すること。
 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
 8 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
 9 別記様式第19の注 9 の例により記載すること。
 10 別記様式第19の注13の例により記載すること。
 11 別記様式第19の注14の例により記載すること。
 12 別記様式第19の注15の例により記載すること。
 13 加工事業者等（廃棄事業者を除く。）のみが記載することとし、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

使用の状況にあるもの	I U
保管の状況にあるもの	O U

- 14 別記様式第 5 の注18の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
 15 別記様式第19の注17の例により記載すること。
 16 別記様式第19の注18の例により記載すること。
 17 別記様式第 4 の注25の例により記載すること。
 18 別記様式第 4 の注26の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。
 2 この報告書は、A C A ごとに別葉で作成すること。

別記様式第21 (第48条関係)

核燃料物質事故増加報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第27項の規定により、次のとおり報告します。

氏 名 又 は 名 称		
法人にあつては代表者の氏名		
住 所		
工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
使 用 の 場 所	名 称	
	所 在 地	
核燃料物質計量管理区域の符号 (注1)		
事務上の 連絡先	名 称	
	所 在 地	
	所 属 部 署	
	報告書の作成者の氏名	
	電 話 番 号	
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	
事 故 増 加 年 月 日	(注2)	
核 燃 料 物 質 の 区 分	(注3)	
供 給 当 事 国	(注4)	
元 素 重 量	(注5)	

発見された核燃料物質の情報	化合物又は混合物重量 (注6)	
	物質の形状 (注7)	
	化合物又は混合物の名称 (注8)	
	容器の種類 (注9)	
	物質の品質 (注10)	

- 注1 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 2 事故増加に係る国際規制物資の使用の許可日、変更に係る使用を開始する日又は許可範囲内の場合は事故増加が生じた日のいずれかを記載すること。
- 3 別記様式第1の注1の例により記載すること。
- 4 別記様式第1の注3の例により記載すること。
- 5 国際規制物資の種類ごとに、別記様式第1の注2の例により記載すること。元素重量は、化合物の分子量に占めるウラン又はトリウムの分子量から算出すること。
- 6 化合物又は混合物の量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 7 粉末、分析用小試料、分析用小試片若しくはその他固体（混合物は除く。）又は溶液のいずれかを記載すること。
- 8 酢酸ウラニル、酢酸ウラニル亜鉛、硝酸ウラニル（六水塩・四水塩）、塩化ウラニル、二酸化ウラン、三酸化ウラン、八酸化三ウラン、金属ウラン、硝酸トリウム（六水塩・四水塩）、酸化トリウム、金属トリウム又はその他のいずれかを記載すること。その他については、化合物名も括弧書きで追記すること。
- 9 容器なし、500ミリリットル未満の小さな容器、500ミリリットル以上1リットル未満の容器又はその他のいずれかを記載すること。その他については、容器の種類も括弧書きで追記すること。
- 10 金属等の固形物、精製された均質の物質、高純度仕様に合致する物質、非均質物質（スクラップ等）又は各種組成の物（汚染スクラップ又は廃棄物）のいずれかを記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第22（第48条関係）

製錬の事業の実施状況に関する報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第28項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
核原料物質(核燃料物質)の区分 (注1)		
生 産 数 量 (注2)		
予 定 生 産 数 量 (注3)		
生 産 能 力 (注4)		
事務上の連絡先	名 称	
	所 在 地	
	所 属 部 署	
	報告書の作成者の 氏 名	
	電 話 番 号	
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

注1 ウラン又はトリウムの区分により記載すること。

2 1年間に製錬した核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

3 報告を行う日を含む1年間に製錬する予定の核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

4 1年間に製錬することができる核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「核原料物質(核燃料物質)の区分」から「生産能力」までの欄は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに設けること。

別記様式第23（第48条関係）

サイト内建物報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第29項の規定により、次のとおり報告します。

サ イ ト	名 称		
	所 在 地		
	サイトコード（注1）		
	通常勤務時間帯（注2）	自 時 分	至 時 分
	休 日（注3）		
確 認 年 月 日（注4）			
事 務 上 の 連 絡 先	名 称		
	所 在 地		
	所 属 部 署		
	報 告 書 の 作 成 者 の 氏 名		
	電 話 番 号		
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス		
建 物 の 要 概 （ 注 5 ）	行番号 （注6）	建物コード （注7）	施設コード （注8）
建 物 の 配 置		別添資料のとおり（注10）	

- 注 1 サイトごとに国に登録する符号を記載すること。
- 2 サイトの職員の勤務開始の時刻及び勤務終了の時刻を記載すること。
- 3 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の休日がある場合にあつては当該休日の年月日を記載し、これらの日以外の休日がない場合にあつては空白とすること。
- 4 サイト内の建物の状況及び配置を確認した日を記載すること。
- 5 前回提出した報告書記載事項と変更がない建物にあつては記載しないこととし、報告書記載事項に変更がある建物にあつては最初に付した行番号と同一のものを用いて記載すること。
- 6 サイトごとに「1」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 7 建物ごとに国に登録する符号を記載すること。
- 8 核燃料物質を取り扱う施設にあつては別記様式第4の注5の例により記載し、その他にあつては空白とすること。
- 9 階数、床面積、用途、使用状況その他建物の状況並びに追加議定書第7条に規定する管理されたアクセスの**による**可能性がある場所及びその理由について記載し、用途を変更した場合にあつては変更前の用途を併せて記載すること。また、建物を廃止した場合にあつては「廃止」と記載すること。
- 10 建物ごとに建物コードを記載し、当該建物が施設である場合にあつては施設コードを併せて記載すること。
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この報告書は、サイトごとに別葉で作成すること。

別記様式第24 (第48条関係)

国際特定活動における生産数量に関する報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第31項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
国際特定活動の種類 (注1)		
生 産 数 量 (注2)		
事務上の連絡先	名 称	
	所 在 地	
	所 属 部 署	
	報告書の作成者の氏名	
	電 話 番 号	
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

- 注1 追加議定書附属書Iに掲げる活動のうち、該当するものを記入すること。
 2 1年間に生産した資材又は設備(追加議定書附属書I(xv)に規定するホットセルを含む。)について、当該資材又は設備ごとの数量を記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 「国際特定活動の種類」及び「生産数量」の欄は、国際特定活動の種類ごとに設けること。

ウラン鉱山に関する報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 5 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 48 条第 32 項の規定により、次のとおり報告します。

鉱 山	名 称	
	所 在 地	
実 施 状 況	(注 1)	
生 産 数 量	(注 2)	
予 定 生 産 数 量	(注 3)	
生 産 能 力	(注 4)	
事 務 上 の 連 絡 先	名 称	
	所 在 地	
	所 属 部 署	
	報告書の作成者の氏 名	
	電 話 番 号	
	電子メールアドレス	

注 1 探鉱、採鉱又は選鉱の区分ごとに、実施、休止又は廃止の区分により記載すること。探鉱、採鉱又は選鉱のうち、実施したことの無いものについては記載しないこと。

2 1年間に生産したウランの量について、キログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

3 報告を行う日を含む1年間に生産する予定のウランの量について、キログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

4 1年間に生産することができるウランの量について、キログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 「鉱山」から「生産能力」までの欄は、ウラン鉱山ごとに設けること。

(表 面)

第 号		
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 8 の 2 第 3 項 又は同法第 68 条第 5 項の規定による		
身 分 証 明 書		
職名及び氏名		
写 真	押 出 スタンプ	年 月 日生
		年 月 日交付
原子力規制委員会		印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A6 とすること。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第61条の8の2 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査(以下「保障措置検査」という。)に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

四 国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

3 前項第一号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 (略)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。))に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、当該職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2・3 (略)

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第8項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、当該職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 前各項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7~14 (略)

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一~六 (略)

七 第61条の8の2第2項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者

八~十 (略)

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第4項まで又は第7項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二 (略)

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 第77条(第一号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条の4、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(表 面)

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 23 第 2 項 (同法第 61 条の 23 の 20 において準用する場合を含む。)の規定による 身 分 証 明 書 職名及び氏名 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> 写 真 </div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> 押 出 スタンプ </div> <div style="text-align: right;"> <p>年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: right;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 原子力規制委員会 印 </div> </div>

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A7 とすること。

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 61 条の 23 原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又は当該職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 61 条の 23 の 20 第 61 条の 17、第 61 条の 18 及び第 61 条の 23 の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第 61 条の 18 中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第 61 条の 23 第 1 項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読み替えるものとする。

第 80 条の 2 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第 61 条の 23 第 1 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 80 条の 3 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第 61 条の 23 の 20 において準用する第 61 条の 23 第 1 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

別記様式第 28 (第 51 条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 48 条第 項の規定による報告書を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 法令の条項については、当該届出の適用条項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

5 該当事項のない欄は、省略すること。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領の全部を改正する規程（案）【見え消し版】 ※意見公募時点からの見え消し

参考3

改正 令和 年 月 日 原規放発第 号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領の全部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく
保障措置検査及び保障措置に係る立入検査等実施要領

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領（原規放発第 20021926 号）の全部を別添のとおり改正する。

附 則

この規程は、国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（令和 年 原子力規制委員会規則第 号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく
保障措置検査及び保障措置に係る立入検査等実施要領**

令和 年 月

原子力規制委員会

1. 目的

本実施要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 61 条の 8 の 2 第 2 項に規定する保障措置検査並びに第 68 条第 1 項、第 4 項、第 10 項及び第 11 項の規定に基づき実施する保障措置に係る立入検査等の実施方法について定めたものである。

2. 検査等の種別

検査等の種別は以下のとおりとする。

(1) 同時保障措置検査

保障措置検査のうち、我が国が国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の査察と同時に、IAEA から査察の実施について通告があった事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、国際規制物資の使用等に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「規則」という。）第 15 条第 2 項各号に掲げる検査を実施するもの。

(2) 単独保障措置検査

保障措置検査のうち、我が国が単独で実施するもの。

(3) 同時立入検査等

保障措置に係る立入検査等のうち、我が国が IAEA の査察と同時に、IAEA から査察等の実施について通告があった事務所又は工場若しくは事業所その他の場所¹に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させるもの。

(4) 単独立入検査等

保障措置に係る立入検査等のうち、我が国が単独で実施するもの。

3. 検査等の実施者及び実施内容

3.1 保障措置検査

保障措置検査は、法第 61 条の 8 の 2 第 2 項の規定により原子力規制委員会の指定を受けた職員（以下「査察官」という。）が実施することができるほか、法第 61 条の 23 の 2 の規定に基づき、その業務の全部又は一部を、指定保障措置等検査実施機関に行わせることができる。指定保障措置等検査実施機関は、規則第 27 条で定める条件に適合する知識経験を有する者（以下「保障措置検査員」という。）に保障措置検査を実施させなければならない。

保障措置検査の内容は、その対象が、核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）第 98 条 I に規定する「施設」の場合は、保障措置協定の補助取極である各施設の施設附属書（Facility Attachment）において個別に定められているところに従い、実施する。

また、保障措置検査の対象が、保障措置協定の追加議定書第 18 条 j に規定する「施設外の場所」の場合は、保障措置協定の補助取極である施設外の場所附属書（LOF Attachment）に定められているところに従い、実施する。

3.2 立入検査等

立入検査等は、法第 68 条第 1 項又は第 4 項の規定に基づき、原子力規制庁職員が実施する。また、原子力規制庁職員は、法第 68 条第 10 項又は第 11 項の規定に基づき、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

4. 単独保障措置検査年間計画の作成及び変更

原子力規制庁長官官房放射線防護企画課保障措置室長（以下「保障措置室長」という。）は、前年の年末時点において、IAEA の実在庫検認が毎年必ず実施されるものではないと IAEA との

¹ 法第 68 条第 1 項に基づく立入検査等の場所は、事務所又は工場若しくは事業所とされているが、法第 68 条第 4 項に基づく立入検査等の場所は、事務所又は工場若しくは事業所その他の場所とされている。

間で合意されている「施設外の場所」等から、実在庫検認を受けるべき事務所又は工場若しくは事業所を選定し、検査実施時期を定めて、単独保障措置検査年間計画を作成する。

保障措置室長は、単独保障措置検査年間計画作成後に IAEA から査察実施の通告があった「施設外の場所」等を単独保障措置検査の対象から除外するなど、必要に応じ当該計画を変更する。

5. 検査等の実施時期

保障措置検査の実施時期については、同時保障措置検査については IAEA からの査察実施の通告によるものとし、単独保障措置検査については単独保障措置検査年間計画に定める時期とする。

立入検査等の実施時期については、同時立入検査等については IAEA からの査察実施の通告によるものとし、単独立入検査等については実施の必要性が生じた時期とする。

6. 検査等の実施の通知

6.1 保障措置検査

同時保障措置検査については、検査の対象となる者に対し、あらかじめ IAEA からの通告を送付するとともに、検査の実施日時、実施事項及び検査を行う者（検査に同行する原子力規制庁職員を含む。以下「査察官等」という。）の氏名を通知する。

単独保障措置検査については、検査の対象となる者に対し、検査の実施日の原則 2 週間前までに、検査の実施日時、実施事項及び検査を行う査察官等の氏名を通知する。

6.2 立入検査等

同時立入検査等については、検査等の対象となる者に対し、あらかじめ IAEA からの通告を送付するとともに、検査等の実施日時、実施事項及び検査等を行う原子力規制庁職員の氏名を通知する。

単独立入検査等については、検査等の対象となる者に対し、検査等の実施日の原則 2 週間前までに、検査等の実施日時、実施事項及び検査等を行う原子力規制庁職員の氏名を通知する。

7. 検査等の実施

6. に基づき通知した実施事項について検査等を行うほか、状況に応じその他必要な事項についても検査等を行う。

査察官及び保障措置検査に係る立入検査等を行う原子力規制庁職員は、規則第 49 条第 1 項の規定による証明書又は原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和 5 年原子力規制委員会規則第 1 号）の規定による証明書を適切に管理するとともに、保障措置検査又は立入検査等を実施するときは、これらのうちいずれかの証明書を携帯していることを確認する。

8. 違反事項の取扱い等

検査等において、法又は規則（以下「法令」という。）に違反する疑いのある事象を発見し又は報告を受けた場合は、当該事業者等に対し、当該事象に係る事実関係を確認する。

当該確認の結果、当該事象が法令に違反すると認められた場合には、保障措置室長はその旨を原子力規制委員会に報告し、その指示を受けて、法に基づく命令その他当該事実の重要度に応じた必要な措置を講じる。また、保障措置室長は、当該事象が法令に違反しないことが確認された場合においても、必要に応じ、原子力規制委員会に報告し、その指示を受けて必要な措置を講じる。これらの措置を講じた場合には、その後も適切な時期に検査等を行い、その改善状況について確認する。

保障措置室長は、原子力規制委員会に報告しない事象についても、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために必要があると認めるときは、当該事業者等に対して文書で改善を求め、その後も適切な時期に検査等を行い、その改善状況について確認する。

9. 検査等の結果の報告及び公表

保障措置室長は、毎年検査等の結果を取りまとめ、これを原子力規制委員会に報告し、公表する。

国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）の
全部を改正する規程（案）【見え消し版】 ※意見公募時点からの見え消し

参考4

改正 令和 年 月 日 原規放発第 号 原子力規制委員会決定

国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）の全
部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

国際規制物資の使用等に関する規則第48条第26項の規定による原子
力規制委員会への事故損失又は封印毀損等の報告に関する解釈

国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）（原規
放発第2102102号）の全部を別添のとおり改正する。

附 則

この規程は、国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（令和 年
原子力規制委員会規則第 号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

国際規制物資の使用等に関する規則第 48 条第 26 項の規定による原子力規制委員会への
事故損失又は封印毀損等の報告に関する解釈

令和 年 月 日
原子力規制委員会

I 運用の基本的な考え方

1. 国際規制物資の使用等に関する規則（令和 原子力規制委員会規則第 号。以下「規則」という。）第 48 条第 26 項に基づく原子力規制委員会への報告の義務の規定は、事故損失に関する場合は核燃料物質が工場又は事業所に搬入された時点から、封印毀損等に関する場合は国際規制物資その他の物の移動¹を監視するために必要な封印がされ、又は装置が取り付けられた時点から、それぞれ適用される。

2. 規則第 48 条第 26 項に基づき直ちに行う報告は文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）によるものとする。文書による報告に時間を要する場合には、まず電話等を用いて口頭で報告することとし、その後、文書による報告を行うものとする。

直ちに報告が必要な内容は、その事案の発見日時、場所及び事案の概要とする。その報告があった場合、原子力規制庁は、速やかに国際原子力機関（以下「IAEA」という。）に国際約束に基づき特別報告するとともに原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

また、発生日発見日から 30 日以内に報告が必要な内容は、事案の発見日時、場所、事案の詳細、原因分析及び再発防止対策とする。その報告があった場合、原子力規制庁は、原因分析や再発防止対策について評価を行った上で、その内容及び評価結果を委員会に報告する。

II 事故損失に関する報告について

事故損失に関する報告の目的、解釈及び運用上の留意点は、次のとおりである。

核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき

1. 目的

核燃料物質の事故損失が生じた場合、IAEA と我が国の国際約束に基づき委員会から

¹ 追加議定書に基づく補完的アクセスにおいて取り付けられる封印の対象は、基本的には国際規制物資であるが、補完的アクセスは、未申告の核物質がないことの確認のためにも行われる。そのため、国際規制物資が存在していない場所や国際規制物資以外にも取り付けられる可能性があり、補完的アクセスの目的に応じて、封印の対象は異なる。

IAEAに特別報告を行う必要があることから、委員会への報告を求めるものである。

2. 解釈

- ① 「事故損失」：操作上の事故の結果生ずる回復不可能な不測の核燃料物質の損失をいう。
- ② 「国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。」：以下（ア）又は（イ）に掲げる下限値（元素重量）未満の核燃料物質の事故損失が発生した場合は国際約束に基づく IAEA への特別報告が求められておらず、委員会に報告させる必要性が乏しいため、規則第 48 条第 26 項に基づく報告対象から除く。

（ア）核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）第 98 条 I に規定する「施設」における事故損失の場合は、保障措置協定の補助取極である各施設の施設附属書（Facility Attachment）において個別に定められている事故損失における特別報告が必要な下限値。

（イ）保障措置協定の追加議定書第 18 条 J に規定する「施設外の場所」における事故損失の場合は、保障措置協定の補助取極である施設外の場所附属書（LOF Attachment）において一律に定められている事故損失における特別報告が必要な下限値。すなわち、プルトニウム及び濃縮度 5 % を超える濃縮ウランは元素重量で 50 グラム、濃縮度 5 % 以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは元素重量で 25 キログラム。

3. 運用上の留意点

- ① 在庫差（帳簿上の在庫量と実在庫量との差をいう。）の原因が測定又は分析精度によるものなど、計量管理上の合理的な評価によって説明できる場合や、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号。以下「加工規則」という。）第 9 条の 16 第 1 号等²に規定する核燃料物質の盗取又は所在不明の場合は報告の対象とならない。
- ② なお、~~加工規則第 9 条の 16 第 1 号等に規定する~~核燃料物質の盗取又は所在不明が発生し、その量が 2. ②（ア）又は（イ）に掲げる下限値以上の場合は、加工規則第 9 条の 16 第 1 号等の規定に基づく報告をもって、原子力規制庁から IAEA に国際約束に基づく特別報告を行う。

² 加工規則第 9 条の 16 第 1 号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）第 16 条の 14 第 1 号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 134 条第 1 号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号）第 129 条第 1 号、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 18 条、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 112 号）第 43 条の 13 第 1 号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和 46 年総理府令第 10 号）第 19 条の 16 第 1 号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 1 号）第 22 条の 17、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 47 号）第 35 条の 16、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 25 条及び並びに核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号）第 6 条の 10 第 1 号の規定に基づく報告をいう。

Ⅲ 封印毀損等に関する報告について

封印毀損等に関する報告の目的、解釈及び運用上の留意点は、次のとおりである。

法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したとき

1. 目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8の2第4項において、同条第2項第4号の規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損毀損してはならないこととされている。また、法第68条第14項において、同条第10項から第13項までの規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損毀損してはならないこととされている。

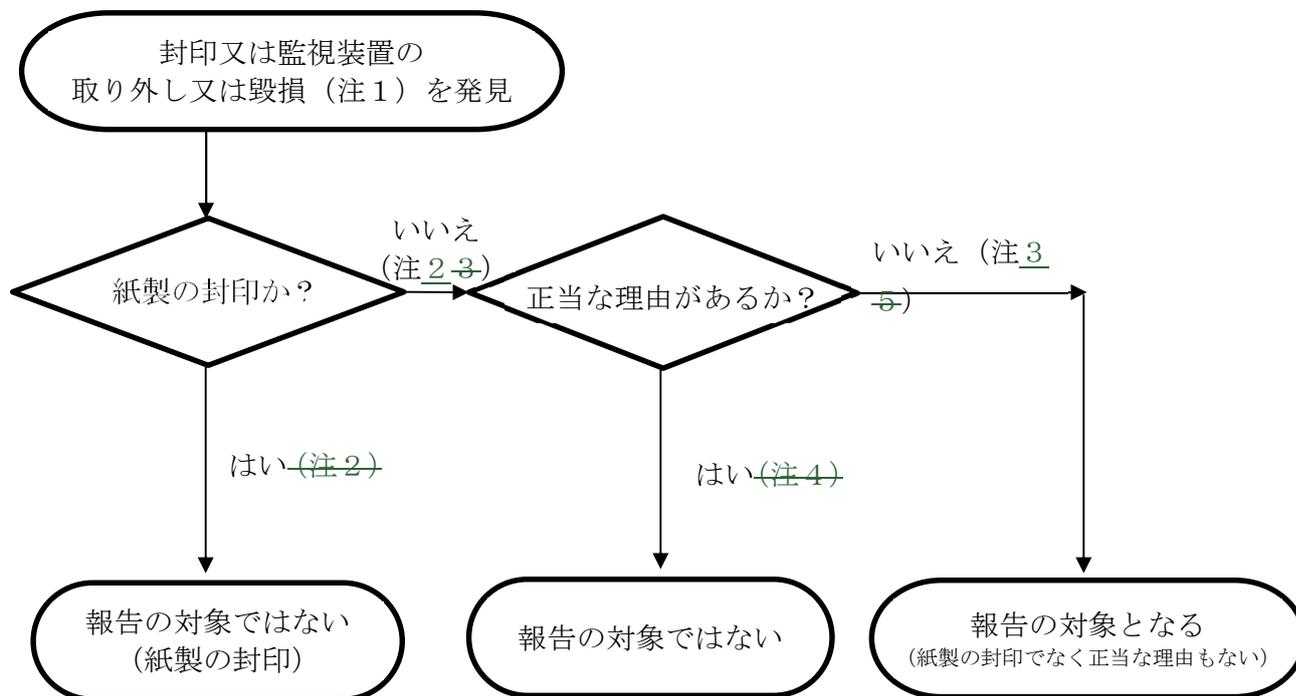
封印毀損等の場合はIAEAと我が国の国際約束に基づき委員会からIAEAに特別報告を行う必要があることから、正当な理由なく取り外され又は毀損されていること（外観から明らかに判断できる場合に限る。）を発見したときに委員会への報告を求めるものである。

2. 解釈

- ① 「正当な理由」：封印をすること又は監視装置の取付けが保障措置検査又は立入検査という行政事務の効率化や合理化を図るものであることから、この行政事務の効率化や合理化によって得られる社会的利益と比較衡量して、取り外し又は毀損することにより、より大きな利益が得られると考えられる場合等を指すものであり、必ずしも当該工場又は事業所内における正常な操業を確保するためにやむを得ない場合等を排除しているものではない。該当する例としては、IAEA又は委員会が必要と判断して取り外した場合、火事、地震等の際の従業員の安全確保、財産保護等の観点からやむを得ない場合、自然現象などにより外れ又は毀損されたもののうち、事前に適切な対策により防止することが困難である場合等がある。原子力規制庁は、判断に迷う場合は幅広く相談を受け付けることとする。
- ② 「封印（紙製のものを除く.）」：紙製の封印については、査察期間中に査察活動を効率的に行うために一時的かつ簡易的に用いられるものであり、毀損した場合であっても原則として査察期間中に追加的な確認が可能であるとともに、査察を実施する側の手順の改善等により再発防止が図られる場合もある。このことから報告させる必要性が乏しいため、報告対象から除く。

3. 運用上の留意点

IAEAの指定する者又は委員会の職員がした封印又は取り付けた監視装置が取り外されていること又は毀損されていることを発見したときに報告の対象となるか否かについての判断フローは次のとおりである。



注1：外観から明らかに取り外し又は毀損と判断できる場合に限る。その例は以下のとおり。

- ・ 封印のワイヤーが切れていることが確認された場合
- ・ 監視カメラのへこみやガラスの破損等の外部損傷が確認された場合
- ・ 監視カメラの架台の損傷等により、監視カメラが適切に設置されていないことが確認された場合

注2：紙製の封印は、査察期間中に査察活動を効率的に行うために一時的かつ簡易的に用いられるものであり、毀損した場合であっても原則として査察期間中に追加的な確認が可能であるとともに、査察を実施する側の手順の改善等により再発防止が図られる場合もあるため、報告の対象とはならない。

注2,3：紙製の封印以外の金属封印や電子封印、監視カメラなどの場合は、正当な理由がある取り外し又は毀損かの確認が必要となる。

注4：該当する例としては、IAEA又は原子力規制委員会の指定する職員が必要と判断して取り外した場合、火事、地震等の際の従業員の安全確保、財産保護等の観点からやむを得ない場合、又は自然現象などにより外れ又は毀損されたもののうち事前に適切な対策により防止することが困難である場合等がある。原子力規制庁は、判断に迷う場合は幅広く相談を受け付ける。

注3,5：例えば、封印又は監視カメラが取り付けられていることを失念して若しくは知らずに毀損した場合、故意に若しくは誤って取り外し若しくは毀損した場合、又は原因不明の場合などが含まれる。

国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案及び意見公募の実施 【一部抜粋】

令和 6 年 5 月 1 5 日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和 36 年総理府令第 50 号。以下「国規則」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領（原規放発第 20021926 号。以下「保障措置検査等実施要領」という。）及び国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 29 項の運用について（訓令）（原規放発第 2102102 号。以下「国規則第 7 条第 29 項運用訓令」という。）の改正案並びに意見公募の実施の了承について諮るものである。

2. 経緯

我が国は、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）との間で、日 IAEA 保障措置協定¹及びその追加議定書²並びに二国間原子力協定を締結している。原子力規制委員会は、これらの条約を実施するため、原子炉等規制法³及び国規則に基づいて、国際規制物資に対する規制を行っている。

少量の核燃料物質のみを使用している国際規制物資使用者⁴に対する規制は、国規則上、核燃料サイクル関連の研究活動目的で使用している者（以下「原子力利用少量国規使用者」という。）とそれ以外の国際規制物資使用者（以下「非原子力利用少量国規使用者」という。）で区別されており、非原子力利用少量国規使用者は、原子力利用少量国規使用者と比べて、保障措置活動の一部が免除されている。

今般、IAEA から、非原子力利用少量国規使用者が核燃料物質の輸出入を行う場合は、原子力利用少量国規使用者と同様の IAEA に対する報告等が必要であるとされた

¹ 核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（昭和 52 年条約第 13 号）

² 核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書（平成 11 年条約第 17 号）

³ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）

⁴ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 39 条に規定する使用の許可を要しない種類及び数量の核燃料物質（例 1：ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物：300g 以下／例 2：トリウム及びその化合物：900g 以下）のみを使用する者であって、原子炉等規制法第 61 条の 3 第 1 項の許可を受けたものをいう。

ため、その規制を国規則に追加する必要がある。

上記のほか、これまでの規制経験を踏まえ、保障措置の活動をより効果的かつ効率的に実施するため、国規則等について、所要の改正を合わせて行うこととする。

3. 国規則の改正案等（委員会了承事項）

上記2. 経緯で示した必要性を踏まえ、国規則の改正案（別紙1）、保障措置検査等実施要領の改正案（別紙2）及び国規則第7条第29項運用訓令の改正案（別紙3）を作成したので、了承いただきたい。

① 国規則の改正【別紙1】

(a) 核燃料物質の輸出入を行う国際規制物資使用者の扱い

核燃料物質の輸出入を行う非原子力利用少量国規使用者に関し、原子力利用少量国規使用者と同等の規制となるよう、国際規制物資の記録、計量管理規定及び原子力規制委員会への報告の内容を拡充すると共に、新たに保障措置検査の対象とする。

(b) 追加議定書に基づく管理されたアクセスに関する情報の変更手続き

追加議定書に基づき IAEA が実施する補完的なアクセス⁵で認められている管理されたアクセス⁶については、日本国政府があらかじめその実施の要請を IAEA に対して行う必要がある。このため、現行国規則第7条第34項では、年に1回、加工事業者等⁷に管理されたアクセスの対象としたい場所を報告することを求めているが、当該場所に変更が生じる場合の加工事業者等からの報告の規定がなかったことから、当該場所に変更が生じる場合は、その変更の内容を原子力規制委員会に報告する規定を追加する。

(c) 核燃料物質の受払いに関する計画等の報告の整理

原子力規制委員会は、日 IAEA 保障措置協定又は二国間原子力協定の履行に必要な範囲において、対象者に核燃料物質の受払いに関する計画等の報告を求めている。この報告については、協定ごとに対象者、提出期限等が異なることから、

⁵ 追加議定書第4条に基づき、未申告の核物質や原子力活動がないことなどを確認するもの。

⁶ 追加議定書第7条に基づき、核不拡散上機微な情報の普及を防止し、安全上若しくは防護上の要求を満たし、又は商業上機微な情報を保護することを前提に実施するアクセスであり、その方法について IAEA と取決めの上で実施する。

⁷ 加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及び原子力利用国際規制物資使用者。現行国規則第4条の2の3第1項参照。

これらの要求事項をより適切に反映するよう所要の整理を行う。

(d) その他

- ・ 「サイト」等の用語の定義や保障措置検査の内容について、日 IAEA 保障措置協定や追加議定書を引用して記載する等の記載の合理化を行う。併せて、帳簿上の在庫量と実在庫量との差 (Material unaccounted for (MUF (マフ))) を「不明物質」から「在庫差」とする等の記載の適正化を行う。
- ・ 報告書の提出部数を正本及び副本各 1 通求める規定を削除する等の義務の合理化を行うとともに、記録の義務と報告の義務の関係を整理し使用済燃料貯蔵事業者に設備の記録を義務づける等の必要な規定の追加を行う。

② 保障措置検査等実施要領の改正【別紙 2】

保障措置検査又は立入検査等を実施する際の身分証の携帯の確認を追記するとともに、記載の適正化を行う。

③ 国規則第 7 条第 29 項運用訓令の改正【別紙 3】

規則の解釈に位置付けを変更するとともに、封印の毀損に関する記載等の適正化を行う。

4. 意見公募の実施（委員会了承事項）

別紙 1 について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。また、別紙 2 及び別紙 3 について、任意の意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間：令和 6 年 5 月 16 日（木）から 6 月 14 日（金）まで（30 日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

なお、意見公募実施中に、国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案に関する事業者への説明会を実施する予定。

5. 今後の予定

令和 6 年 7 月頃を目途に、国規則等の改正の決定について原子力規制委員会に付議する。

6. 添付資料

別紙 1	国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（案）
別紙 2	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領の全部を改正する規程（案）
別紙 3	国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 29 項の運用について（訓令）の全部を改正する規程（案）
別紙 4	国際規制物資の使用等に関する規則に係る新旧対照表
別紙 5	別記様式の改正案（赤字修正）
別紙 6	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領
別紙 7	国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 29 項の運用について（訓令）
参考	国際規制物資とは

国際規制物資とは

○核兵器その他の核爆発装置に転用される可能性のある物資は、保障措置手段により転用がないことの確認をすることが、国際約束(日・IAEA保障措置協定や二国間原子力協定)で求められており、規制の対象となっている。

○国際規制物資(※告示により定義)

- 核燃料物質…原子炉において燃料として使えるウラン、トリウム又はプルトニウム(それらの化合物を含む)
- 核原料物質…ウラン、トリウム又はそれらの化合物を含む物質で核燃料物質以外のもの
- 資材…減速材(重水、黒鉛)
- 設備…原子炉、制御棒、ジルコニウム管、熱交換機、再処理・加工・転換プラントなど

○保障措置の手段

➤計量

- 核物質の所在、種類、量、移動を把握

➤封じ込め・監視

- 核物質等の移動がないように封印等で封じ込め
- 核物質等の移動状況等を監視カメラにより監視

➤査察・検査

- 施設に立入り、計量管理等の状況をIAEAの査察や規制機関の検査において検認
- 提供された施設情報等が正しいことを検認

➤申告情報の確認(補完的なアクセス)

- 未申告の核物質及び研究開発活動等がないことを確認



※保障措置関係法令集

https://www.nra.go.jp/activity/hoshousochi/kank_eihourei/index.html

※国際規制物資定義告示

◆核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件